

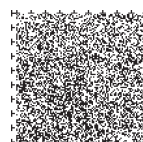
港社協の事業概要

気づき、つながり・支えあう

令和7年度（2025年度）版



社会福祉法人 港区社会福祉協議会



社会福祉法人 港区社会福祉協議会 法人理念

1 法人理念

みんなとともに「つながり・支えあうまち」をつくるため、
私たちは行動します。

2 行動指針

港区は、高層マンションや昔ながらの住宅地、地域密着型の商店街や多くの人を訪れる商業地、企業や大使館が多数あるなど、さまざまな地域特性を有しています。

また、子育て世代や一人暮らし高齢者等の人口の増加に伴い、地域における福祉課題も多様化しています。

このような中、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会をつくるためには、共助・互助の醸成が重要です。

港区社会福祉協議会は、港区に住み、働き、学ぶみなさんと共に、一人ひとりの自己決定を尊重し、地域の身近な存在として「つながり・支えあうまち」をつくるため、4つの指針を掲げ、行動します。

- 1 私たちは、地域の福祉課題を解決するための話し合いや学び合う場をつくり、地域の福祉力を高めます。
- 2 私たちは、住民や団体、企業、関係機関と連携・協働し、地域福祉を推進する活動を広げます。
- 3 私たちは、地域の実情にあった事業や活動を提案し、積極的に取り組むことで地域福祉の基盤をつくります。
- 4 私たちは、共感力・発想力・創造力を豊かにし、一体となって地域福祉の推進に取り組めます。

3 制定日

平成27年10月1日

目 次

1 港区社会福祉協議会の概要	1
(1)港区社会福祉協議会の目的・性格・役割	1
(2)港区社会福祉協議会のあゆみ	2
(3)港区社会福祉協議会の組織・機構	7
① 組織・機構図	7
② 評議員名簿	8
③ 役員等名簿	9
④ 評議員選任・解任委員会委員名簿	10
⑤ 部会員・委員会委員名簿	11
⑥ 評議員会・理事会等開催状況	13
⑦ 事務局組織と主な分掌事務	14
⑧ 職員配置状況	16
2 第5次港区地域福祉活動計画【後期】	17
3 第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画【後期】	20
4 令和7年度資金収支予算総括表	22
5 令和7年度資金収支予算前年度比較(科目別総括表)	23
6 令和7年度事業計画	24
7 情報公開制度	35
8 苦情解決制度	36
9 個人情報及び特定個人情報保護制度	37
10 情報セキュリティ対策	41
11 令和6年度決算	42
(1)資金収支決算	42
(2)貸借対照表	42
(3)事業別決算 概要	43
12 事業別概要	45
(1)高齢者福祉事業	45
① ふれあい通信“かんがり”	47
② 長寿を祝う集い	48
③ 介護相談員派遣等事業	49
④ 港区老人クラブ連合会事務局運営等支援	52
(2)障害者福祉事業	53
① 障害者(児)ボウリング大会	55
② 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業	56
③ 手話通訳者派遣事業	57
④ 手話講習会	59
(3)高齢者・障害者福祉事業	61
① 車いす貸出事業	63
② 車いすステーション	64
③ 有償在宅福祉サービス事業(おむすびサービス)	66
④ 総合的な福祉サービス利用援助事業	69
⑤ 成年後見制度利用促進事業(制度利用に向けた相談支援)	72
⑥ 成年後見制度利用促進事業(成年後見人等候補者の推薦)	74
⑦ 成年後見制度利用促進事業(成年後見制度の経費助成)	76
⑧ 成年後見制度利用促進事業(地域連携ネットワークの推進)	77
⑨ 成年後見制度利用促進事業(区民後見人等候補者の養成)	79

⑩ 成年後見制度利用促進事業(親族後見人等への支援).....	80
⑪ 成年後見制度利用促進事業(成年後見制度の周知啓発).....	81
⑫ 成年後見制度利用促進事業(成年後見人等への支援).....	86
⑬ 法人後見監督の受任	88
⑭ 法人後見事業.....	89
⑮ あんしん未来・終活サポート事業(終活相談窓口の設置)	90
⑯ あんしん未来・終活サポート事業(エンディングプラン登録事業)	91
⑰ あんしん未来・終活サポート事業(入院時サポート事業).....	92
⑱ 港区バリアフリーマップ充実支援業務	93
(4) 子ども・子育て家庭福祉事業	95
① 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業	97
② 育児サポート事業(育児サポート子むすび)	98
③ 子ども食堂ネットワーク運搬支援	100
(5) 地域福祉活動推進事業	101
① 小地域福祉活動推進事業(みんなと地域の福祉活動).....	103
② 地域福祉活動参加促進講座	107
③ 生活支援体制整備事業	108
④ コミュニティソーシャルワーク推進事業.....	111
⑤ 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業.....	113
⑥ 港区重層的支援体制整備事業実施支援業務.....	115
⑦ 港区ひきこもり支援専用相談窓口等業務.....	117
(6) 福祉資金の貸付	119
① 生活福祉資金貸付事業.....	121
② 臨時特例つなぎ資金貸付事業	125
③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	126
(7) ボランティア活動推進事業	129
① 災害ボランティア活動の推進.....	131
② 災害ボランティア活動本部体制の確立	133
③ ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流.....	134
④ 施設ボランティアコーディネーター連絡会	135
⑤ 共に生きるみんなの歌と踊りのつどい	136
⑥ ボランティア活動参加促進事業(ボランティア入門講座)	137
⑦ ボランティア活動参加促進事業(ボランティアスキルアップ講座)	138
⑧ ボランティア活動参加促進事業(夏！体験ボランティア)	139
⑨ ふれあい講習会.....	140
⑩ 地区ボランティアコーナーの活用・整備等	141
⑪ ボランティアの相談・活動支援	143
⑫ ボランティア保険受付・手続.....	144
⑬ 使用済み切手・カード・書き損じはがき等の寄付受領	145
⑭ 「ボランティア情報」の発行	146
⑮ 「みなとネット」社会貢献活動支援事業	147
⑯ ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会.....	148
(8) その他の事業・法人運営	149
① 社会福祉法人の連携による社会貢献事業.....	151
② 地域福祉推進協議会.....	153
③ 福祉総合相談・調査研究・連絡調整	154
④ 歳末たすけあい運動	155
⑤ 港区地域福祉フォーラム	156

⑥ 普及啓発	157
⑦ 情報スタンド設置	158
⑧ 後援等名義使用承認	160
⑨ 赤い羽根共同募金運動への協力	161
⑩ 港地区配分推せん委員会への協力	162
⑪ 地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞 表彰	163
(9)事業開始時期一覧表	165
① 現在の実施事業	167
② 廃止等した事業	169

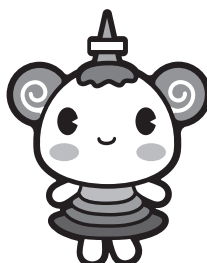
資 料

資料1 会員数・会費収入の推移	173
資料2 寄付金収入の推移	174
資料3 「社会福祉法」における社会福祉協議会の規定	175

港区社会福祉協議会 マスコットキャラクター「み～しゃ」プロフィール

み～しゃは、レインボーブリッジのカラーをイメージしたドレスを着た、虹のように明るくて優しい、笑顔がチャームな女の子です。頭は東京タワーと芝公園、耳は東京湾の海を表しています。

み～しゃの名前は、港区とみんなの「み」、社会福祉協議会の「しゃ」から名付けたものです。



平成23年(2011年)9月誕生

港区社会福祉協議会 法人章のデザインイメージ

港区の地図の上に「港」の頭文字のアルファベットの「M」をデザインしています。「M」の5つの輪は港区の5地区を表し、5地区の人々がゆるやかに手をつなぎ合って「みんなとともに『つながり・支えあうまち』をつくる」という港社協の法人理念を表しています。



平成30年(2018年)9月制定

(凡 例)

- 1 各事業は、編集時点での最新の内容を記載しています。
- 2 実績表は、原則として過去5年間の実績を掲載しています。
- 3 実績表の数値は、特段の記載がない限り「各年度末日現在」を基準とします。
- 4 港区社会福祉協議会の組織・機構に掲載の名簿は、令和7年8月1日現在です。
- 5 実績表の「―(ダッシュ)」は、当該区分事業が対象外・廃止等を意味します。
- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部または全部中止、延期とした事業等は、「一部(◎)」「中止(◎)」「延期(◎)」と記載しています。

1 港区社会福祉協議会の概要

(1)港区社会福祉協議会の目的・性格・役割

[目的]

港区社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置された社会福祉法人で、次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業等

[性格]

地域住民の福祉増進を図るための公共性と自主性をもった非営利の民間団体です。

[役割]

港区社会福祉協議会の役割は、港区の住民等の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みへの協力と支援を行うとともに、行政及び地域福祉団体や施設、専門機関等との連携のもと、誰もが安心していきいきと暮らすことができるように「つながり・支えあうまち」をつくることにあります。

(2)港区社会福祉協議会のあゆみ

- 昭和28年10月 社会福祉の根本精神である温かい人間愛を基調として、地域の各行政機関、住民団体等の区内有志の発意と努力により、任意団体として港区社会福祉協議会が設立・発足しました。
(昭和28年10月17日設立)
設立当初は、麻布十番に所在した都が所管する港福祉事務所において、福祉事務所職員の兼務によって事務局が設置されました。
- 昭和30年代 法外援護資金や世帯更生資金貸付事業(現・生活福祉資金貸付事業)(昭和30年10月開始)がはじまり、歳末たすけあい運動(昭和39年12月開始)も共同募金の一環として定着し、30年代後半には高度経済成長期を迎え、老人福祉大会(現・長寿を祝う集い)を開始(昭和39年10月)するなど、福祉事業も徐々に拡大しました。
また、「社会福祉協議会の行う事業の補助に対する条例」が制定されました。
しかし、事業規模が拡大し、事業内容が複雑化するにつれて、任意団体では責任の所在が不明確であり、地域社会福祉協議会の主体的性格があいまいで、その円滑な運営が必ずしも図れない実情から、国や都から社会福祉法人化の指導がなされました。
- 昭和39年2月 社会福祉法人 港区社会福祉協議会(以下:港社協)として厚生大臣(当時)から認可を受け法人登記しました。
(昭和39年1月27日法人認可、2月11日法人登記)
- 昭和40年4月 東京都の福祉事務所が区に移管され、同時に港社協事務局が区庁舎内に移転しました。
- 昭和44年5月 法人化5周年記念事業を実施しました。
- 昭和49年11月 創立20周年記念福祉大会を開催しました。
- 昭和40年代 めざましい経済成長を背景として、港社協の財政も驚異的な拡大を続け、福祉事業も順調に拡大し、この10年間に30を越す新たな事業を実施しました。
- 昭和50年代 人口の高齢化がクローズアップされるようになり、港区の65歳以上の人口は、昭和55年に総人口の1割を越え、福祉事業も高齢者への対策に注がれるようになりました。
- 昭和51年5月 東京都からボランティア活動推進モデル地区第1号の指定を受け、同年12月にボランティアコーナーを開設し、福祉まつりやボランティアスクールなどを実施しました。
- 昭和54年5月 芝公園福祉会館の新設に伴い、港社協事務局はその3階に移転し、独立した事務所を設けることができました。
- 昭和54年9月 ボランティアの集いの広場「みなとの見える部屋」を開催したり、情報紙「ボランティア情報」を毎月発行するなど、この時期にボランティア活動推進の基盤づくりが行われました。
- 昭和56年11月 障害者の詩にボランティアが曲をつけてみんなで歌う、第1回共に生きるみんなの歌と踊りのつどいが、福祉まつりの中で開催されました。
- 昭和57年9月 身体障害者の体験談を聞いたり、車いすによる介助体験をする中学校障害者介助講習会(現・ふれあい講習会)を開講しました。
- 昭和58年4月 社会福祉事業法(現・社会福祉法)の一部改正により、区市町村社協の設立根拠が明確になりました。
- 昭和58年11月 創立30周年記念式典を開催しました。

昭和63年4月	東京都社会福祉協議会(以下:東社協)からボラントピア事業(ボランティアのまちづくり推進事業)の地区指定(2年間)を受けました。 ボランティア活動推進事業を拡大するため2億円のボランティア基金を設置し、みなとボランティアセンターを開設しました。 また、少子高齢化社会を迎え、地域社会を支えるマンパワー確保の一環としてボランティア育成に努めました。
平成3年1月	「支えあいのあるまちづくりをめざして～港区におけるボランティア活動のあり方を考えるための提言～」を発行しました。
平成4年3月	「港区ボランティア活動推進基本計画」を策定しました。
平成5年11月	創立40周年記念式典を開催しました。
平成5年以降	住民と社協による直接的なサービス提供が強く求められてきたのに応じて、平成7年度から、支え合い・気づきの活動(小地域福祉活動)をめざした配食サービス事業を開始しました。
平成7年8月	「東京都港区におけるひとり暮らし高齢者の生活と社会的孤立に関する調査」を実施しました。全数調査により、正月三が日をひとりで過ごした人が3割半いることがわかりました。
平成8年3月	地域福祉活動計画「手をつなぐみなとプラン21～学び合い・支え合い・交流し合うまちづくり～」を策定しました。
平成8年以降	平成8年4月東社協からふれあいのまちづくり事業の地区指定(5年間)を受け事業を推進しました。 平成8年度から港区立台場高齢者在宅サービスセンターの委託運営、さらに平成9年度からは住民相互の助け合いによる会員制の有償在宅福祉サービス(おむすびサービス)などを実施し、「事業型社協」へ大きく踏み出しました。
平成12年4月	介護保険制度の実施に伴い、介護保険事業者として指定を受け、ホームヘルパー派遣による「訪問介護事業」と、台場高齢者在宅サービスセンターにおいて「通所介護事業」を実施しました。 同年6月には社会福祉法が施行され、区市町村社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されました。 また、福祉サービス利用援助事業の担い手として社協が期待されるようになりました。
平成12年10月	「港社協の事業概要」を初めて刊行しました。
平成13年1月	育児と仕事の両立をめざして、会員制の育児サポート事業(愛称「育児サポート子むすび」)を開始しました。
平成13年3月	ホームページを開設しました。
平成13年4月	港区商店街連合会の協力を得て、車いすステーション事業を開始しました。 また、同年10月に福祉サービス利用支援センター(愛称「サポートみなと」)を設置し、地域福祉権利擁護事業と介護保険制度利用者の苦情解決の役割を担う介護相談員派遣等事業を開始しました。 みなとコミュニティハウス(都営北青山一丁目アパート3号館地下1階)を、区はNPOなどの活動拠点として、港社協を含む3団体に対し、継続利用団体として決定。港社協は地域の活動拠点として介護教室やホームヘルパー養成講習等に有効活用することになりました。
平成14年4月	より開かれた港社協の運営をめざして、情報公開制度および第三者委員を設置した苦情解決制度を導入しました。
平成14年10月	「港社協の運営と事業展開の方向性」および「ボランティアセンターから

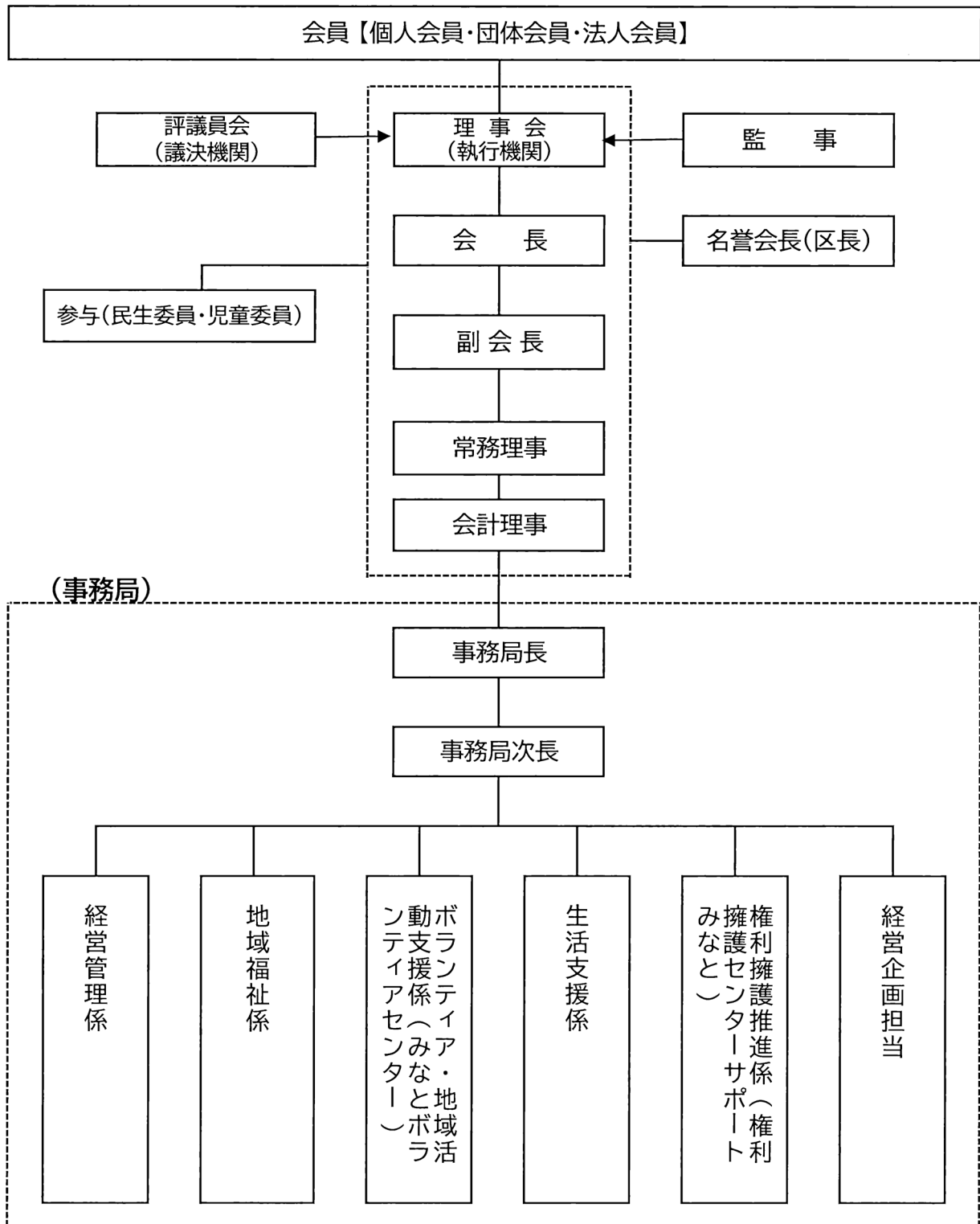
- ボランティア活動センター」を作成し、今後の社協の方向性を示しました。
- 平成15年4月 支援費制度導入に伴い、指定居宅介護事業所として指定を受け、障害者の在宅サービス事業を開始しました。また、東社協から受託している生活福祉資金に新設された、長期生活支援資金貸付制度と緊急小口資金貸付制度を開始しました。
- 平成15年11月 50周年記念式典及び祝賀会を東京プリンスホテルで開催しました。
- 平成16年3月 「第2次港区地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、住民の参画を得て、“社会的な孤立や孤独の解消”“子育て支援”“ボランティア・市民活動の推進”“経営改革”等を座標軸に、住民の自主的・主体的な福祉活動を住民の立場から進めることを目的として、実効性のある計画として作成しました。
- 平成16年4月 地域を拠点に子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支えあう「子育てサロン」事業を始めました。
- 平成16年6月 車いすステーションの協力を得て、港社協の普及啓発と各種福祉サービスにつなげることを目的として、広報紙「みなと社協」やパンフレット類を置いてもらう「情報スタンド」を区内14カ所に設置しました。
- 平成16年11月 会長、副会長、監事をはじめ、理事、評議員の代表および民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、ボランティアなどの協力を得て、23区内社協・初の「災害ボランティア本部運営訓練」を実施しました。
- 平成17年4月 地域のボランティア活動を促進するため、「高輪地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成18年3月 平成8年から10年間運営してきた、港区立台場高齢者在宅サービスセンターの管理運営から撤退しました。介護保険が創設される前から、新しく生まれた台場地域の介護サービス提供および地域福祉推進の拠点として、先駆的に施設運営を実施し、一定の役割を果たしてきました。しかし、多くの民間企業等による介護保険事業への対応環境が整備されてきたと判断し、撤退しました。
- 平成18年4月 経営改革の一環として、各部門役割の整理、事務分掌の見直しを行い、法人運営総務調整部門(経営管理課)・個別支援部門(在宅サービス課)・活動支援部門(みなとボランティアセンター)・福祉サービス利用支援部門(福祉サービス利用支援センター)を設置する、簡素で効率的な事務局組織に改正しました。
- 平成19年4月 東京都共同募金会港地区協力会が、港区から事務移管されました。2カ所目の地区ボランティアコーナーとなる「赤坂・青山地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成20年1月 成年後見制度推進事業の実施に伴い、「福祉サービス利用支援センター」の名称を改め、新たに「成年後見利用支援センター」として開設しました。
- 平成20年3月 介護保険事業の一方の柱として運営してきた訪問介護事業についても、民間事業者と競合する事業であり、社会環境の変化に対応し、社協の役割等から判断し撤退しました。
- 平成22年3月 「第3次港区地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、新しい地域福祉推進の仕組みを、区民、地域団体・NPO、企業、行政などと協働しながらつくり、誰もが安心して住むことのできるまちづくりの実現をめざすものです。
- 平成23年9月 区民に親しまれる身近な港社協をめざして、マスコットキャラクター「み

- ～しゃ」を作成しました。
- 平成24年9月 芝公園福祉会館の改築のため、事務局を港区麻布地区総合支所2階へ移転しました。
- また、小地域福祉活動を充実させるため、事務局組織を再編し、経営管理係・地域福祉係・生活支援係・小地域福祉活動担当を設置しました。
- 平成25年11月 創立60周年記念式典・講演会を赤坂区民センターで開催しました。
- 平成26年11月 3か所目の地区ボランティアコーナーとなる「麻布地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成26年12月 4か所目の地区ボランティアコーナーとなる「芝浦港南地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成27年4月 事務局組織のうち小地域福祉活動担当を廃止し、事業・企画担当を設置しました。
- 平成27年10月 法人理念「みんなとともに『つながり・支えあうまち』をつくるため、私たちは行動します。」を制定しました。
- 平成28年3月 「第4次港区地域福祉活動計画」を策定しました。港区における地域福祉の課題を踏まえ、『ともに支えあい ともに取り組む地域 思いやりがひろがり 安心して暮らせるまち』をめざして」を基本理念としました。
- 民間事業者の対応環境が整備されてきたのにあわせて、同行援護事業と移動支援事業を終了しました。養成研修、訪問介護事業等も含め20年間にわたり実施してきたヘルパー関連事業から完全に撤退しました。
- 緊急援護資金貸付事業は、東社協から受託している生活福祉資金貸付事業(緊急小口資金)とほぼ同様の事業であり、貸付実績も低迷していることから廃止しました。(貸付中の債権管理は継続。)
- 平成28年11月 福祉講演会を拡充して、第1回港区地域福祉フォーラムを高輪区民センターで開催しました。
- 平成29年3月 社会福祉法人制度の改革に伴い、評議員選任・解任委員会を設置しました。
- 平成29年4月 社会福祉法人制度の改革に伴い、定款を変更しました。社会福祉充実残額があったことから、社会福祉充実計画を策定し実施しました。(平成29年度のみで終了。)さらに、地域における福祉関係団体等による地域福祉の充実に向けた支援や、社会福祉充実計画の意見聴取をするために、地域福祉推進協議会を設置しました。
- 区から生活支援体制整備事業を受託し生活支援コーディネーターを配置するため、事務局組織を再編しました。地域福祉係が小地域福祉活動推進と生活支援コーディネーター業務を所掌し、ボランティア・地域活動支援係がボランティア活動や有償在宅福祉サービス、育児サポート事業、福祉機器の貸出等を所掌しました。
- 平成29年10月 「地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞」第1回表彰式を開催しました。
- 平成30年9月 法人理念を推進、啓発するとともに、港区の地域福祉推進及び港社協役員等の連帯強調を深めることを目的として法人章を制定しました。
- 平成31年3月 「第4次港区地域福祉活動計画」について、中間の見直しを行い、後期計画を策定しました。
- 平成31年4月 事務局組織のうち事業・企画担当を廃止するとともに、成年後見推進係を設置しました。
- 港区成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度推進事業(区補助事業)から、成年後見制度利用促進事業(区受託事業)となりました。また、法人後見事業、港区老人クラブ連合会事務局運営業務(受託事

	業)を開始しました。
令和2年3月	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付(東社協受託)を開始しました。
令和2年4月	ひとり暮らし高齢者バスハイク事業・在宅高齢者回転呼出灯設置費助成事業を廃止しました。
	障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業と、コミュニティソーシャルワーク推進事業を創設しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため多くの事業を中止等する一方、インターネットのオンライン講座や会議等を実施しました。
令和2年12月	X(旧Twitter)による情報提供を開始しました。
令和3年3月	「第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画」を策定しました。地域福祉活動計画の推進力を高め、法人理念を実現していくことを目的に、経営基盤を強化する人材・財政運営に関する一体的な計画です。
令和3年4月	財政基盤の強化、人材育成の充実等のために経営企画担当を設置し、情報セキュリティ対策強化等のために経営管理系の事務分掌を改定しました。
	法人後見事業(後見監督受任含む)を区補助事業から独自事業に移行しました。
令和3年5月	募金プラットフォーム「つながる募金」に登録し、スマートフォンやパソコンから、いつでもどこでも寄付を受けられるようにしました。
令和4年3月	「第5次港区地域福祉活動計画」を策定しました。港区における地域福祉の課題を踏まえ、「気づき、つながり・支えあうことを育むまち」を基本理念としました。
令和4年7月	5か所目の地区ボランティアコーナーとなる「芝地区ボランティアコーナー」を開設しました。
令和5年11月	創立70周年記念式典・講演会を赤坂区民センターで開催しました。
令和6年3月	「第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画」について、中間の見直しを行い、後期計画を策定しました。
令和6年4月	自動販売機設置事業を収益事業とするため、定款を変更しました。
	港区ひきこもり支援専用相談窓口を開設しました。
	港区重層的支援体制整備事業実施準備支援を開始しました。
令和7年3月	「第5次港区地域福祉活動計画」について中間の見直しを行い、後期計画を策定しました。
令和7年4月	終活関連事業の実施に伴い、事務局組織のうち、成年後見推進係を権利擁護推進係に改めるとともに、成年後見利用センターサポートみなとの名称を、権利擁護センターサポートみなとに改めました。
	港区重層的支援体制整備事業実施支援業務を開始しました。
令和7年6月	ひきこもり家族の居場所づくり事業を開始しました。
令和7年10月	あんしん未来・終活サポート事業として、終活相談窓口の設置・エンディングプラン登録事業・入院時サポート事業を開始します。

(3)港区社会福祉協議会の組織・機構

①組織・機構図



その他、円滑な運営を図るため、評議員選任・解任委員会、小地域福祉活動推進部会、ボランティア活動推進運営委員会、権利擁護センター運営委員会及び経営会議を設置しています。

② 評議員名簿

(任期 令和7年度定時評議員会終結の時(令和7年6月18日)
～令和11年度定時評議員会終結の時)

高 木 信 之	一般社団法人港区介護事業者連絡協議会事務局長
村 岡 恵 美 子	社会福祉法人東京聖ビンセンシオ・ア・パウロ会 愛星保育園園長
岡 尾 良 一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院附属乳児院院長
吉 住 三 男	社会福祉法人港福会みなと工房所長
竹 内 陽 治	港区保護司会副会長
鈴 木 晴 美	港区更生保護女性会会長
大 久 保 博 司	愛宕一之部連合町会副会長
清 原 元 輔	麻布町会・自治会連合会名誉会長
竹 中 豊 治	赤坂青山町会連合会会長
松 田 節 男	三田松坂町会会長
伊 丹 桂	ワールドシティタワーズ自治会会長
吉 田 佳 子	港区心身障害児・者団体連合会副会長
平 井 伸 治	港区心身障害児・者団体連合会理事
吉 田 祥 子	港区心身障害児・者団体連合会監事
佐 藤 伸 弘	港区商店街連合会副会長
齋 藤 徳 子	港区赤十字奉仕団委員長
林 明 美	芝地区民生委員・児童委員協議会副会長
野 村 知 義	麻布地区民生委員・児童委員協議会副会長
三 輪 勉	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会副会長
能 城 裕 子	高輪地区民生委員・児童委員協議会副会長
山 口 博 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会副会長
林 憲 一 郎	港区立小学校PTA連合会会長
大 塚 幸 太 郎	港区立中学校PTA連合会会長
伊 藤 文 子	認定特定非営利活動法人プラチナ美容塾理事長 (ボランティア団体等)
佐 久 間 克 文	公益社団法人芝法人会理事
松 本 伸 一	沖電気工業株式会社(社会貢献関連企業)
重 富 敦	港区保健福祉支援部保健福祉課長
宮 本 裕 介	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
石 原 輝 章	港区子ども家庭支援センター所長

③ 役員等名簿

(任期 令和7年度定時評議員会終結の時(令和7年6月18日)
～令和9年度定時評議員会終結の時)

名 誉 会 長	清 家 愛	港区長
---------	-------	-----

役 員

会 長	須 永 達 雄	前港区商店街連合会会長
副 会 長	出 野 泰 正	前港区保護司会会長
副 会 長	田 中 泉	港区民生委員・児童委員協議会会長 (高輪地区民生委員・児童委員協議会会長)
常 務 理 事	長谷川 浩義	社会福祉法人港区社会福祉協議会事務局長
会 計 理 事	高 取 良 雄	元公益社団法人芝法人会理事
理 事	田 谷 克 裕	港区教育長職務代理者
理 事	針ヶ谷 直仁	港区保護司会会長
理 事	堀 信 子	港区心身障害児・者団体連合会会長
理 事	伊 藤 孝 昭	芝地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	小田切 恵子	麻布地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	小 林 百 合 子	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	古 角 佐 知 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	福 崎 聖 子	特定非営利活動法人みなと子ども食堂理事長 (ボランティア団体)
理 事	新 宮 弘 章	港区保健福祉支援部長

監 事	古 橋 義 弘	元港区民生委員・児童委員協議会会長
監 事	黒 澤 薫	東京税理士会芝支部幹事

④ 評議員選任・解任委員会委員名簿

(任期 令和7年度定時評議員会終結の時(令和7年6月18日)
～令和11年度定時評議員会終結の時)

氏 名	備 考
榊 原 美 樹	明治学院大学社会学部教授
大 島 研 二	港南地域連合会会長
塩 谷 征 子	東京母の会連合会副理事長 (前港区更生保護女性会会長)
古 橋 義 弘	社会福祉法人港区社会福祉協議会監事

⑤ 部会員・委員会委員名簿

小地域福祉活動推進部会員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	小 田 切 恵 子	麻布地区民生委員・児童委員協議会会長
副部会長	林 明 美	芝地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	大 薦 淳 子	芝地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	金 田 直 美	麻布地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	三 輪 勉	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	長 野 正 晴	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	能 城 裕 子	高輪地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	廣 田 洋 子	高輪地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	伊 藤 健 司	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	山 口 博 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会副会長

ボランティア活動推進運営委員会委員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	野 尻 三 重 子	前港区民生委員・児童委員協議会会長
副委員長	豊 田 晴 彦	個人ボランティア
委 員	伊 藤 孝 昭	芝地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	小 林 百 合 子	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	池 田 悦 子	港区赤十字奉仕団高輪台分団分団長
委 員	岩 佐 徳 太 郎	個人ボランティア
委 員	近 藤 誠	ボランティア団体(港マジック同好会会長)
委 員	山 田 和 雄	特定非営利活動法人日本朗読文化協会 ボランティアグループかもめ代表
委 員	黒 澤 千 種	認定特定非営利活動法人プラチナ美容塾理事
委 員	鈴 木 ひ ろ 子	特定非営利活動法人みなと子ども食堂理事
委 員	中 島 由 利 子	特定非営利活動法人介護者高齢者支援・ けあポート理事長
委 員	石 原 健 博	社会貢献関連企業(キッコーマン株式会社)
委 員	菅 沼 彰 宏	明治学院大学ボランティアセンター プログラムディレクター
委 員	吉 田 佳 子	港区心身障害児・者団体連合会副会長
委 員	土 屋 裕 彰	港区立精神障害者支援センター長
委 員	川 副 秀 喜	港区立特別養護老人ホーム サン・サン赤坂副施設 長
委 員	今 井 高 樹	港区国際交流協会常務理事・事務局長
委 員	重 富 敦	港区保健福祉支援部保健福祉課長

権利擁護センター運営委員会委員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	今 尾 真	明治学院大学教授
副委員長	八 杖 友 一	港法曹会
委 員	荒 川 千 晶	東京都港区医師会
委 員	矢 尾 渉	東京公証人会
委 員	國 賀 綾	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
委 員	鳥 居 理 英 子	東京社会福祉士会
委 員	田 村 綾 子	東京精神保健福祉士協会
委 員	古 角 佐 知 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	藤 井 武 彦	赤坂地区高齢者相談センター(北青山地域包括支援センター)施設長
委 員	重 富 敦	港区保健福祉支援部保健福祉課長
委 員	川 口 薫	港区麻布地区総合支所区民課長
委 員	藤 咲 絢 介	港区産業・地域振興支援部産業振興課長

⑥ 評議員会・理事会等開催状況

(令和6年度)

会議等 月日	評議員会	理 事 会	経営会議	監 査	評 議 員 選任・解任 委員会	小 地 域 福 祉 活 動 推 進 部 会	ボランティア 活動推進運営 委員会	成年後見利用支 援センター運営 委員会 (支援検討部会)	地域福祉活 動計画策定 委員会
4月1日		第1回臨時 (書面)							
4月25日									第1回 (リモート併用)
5月10日				第1回					
5月13日			第1回						
5月15日								(第1回部会) (リモート併用)	
5月23日		第1回							
5月24日					第1回				
6月13日	第1回 (定時評議員会)								
6月14日								第1回 (リモート併用)	
6月18日						第1回			
6月20日							第1回 (リモート併用)		
6月24日								(臨時部会) (リモート併用)	
6月28日		第2回臨時 (書面)							
7月9日								(第2回部会) (リモート併用)	
8月13日									第2回 (リモート併用)
8月29日			第2回						
9月12日		第2回							
9月18日								(第3回部会) (リモート併用)	
9月26日	第2回								
11月7日						第2回			
11月12日								(第4回部会) (リモート併用)	第3回 (リモート併用)
11月20日				第2回					
11月25日			第3回						
12月5日							第2回 (リモート併用)		
12月6日		第3回							
12月19日					第2回				
12月26日	第3回								
1月15日								(第5回部会) (リモート併用)	
1月20日								第2回 (リモート併用)	
2月10日								(臨時部会) (リモート併用)	
2月19日									第4回 (リモート併用)
3月3日			第4回						
3月13日		第4回							
3月18日								(第6回部会) 休会	
3月27日	第4回								
合 計	4回	6回	4回	2回	2回	2回	2回	2回 (7回)	4回

⑦ 事務局組織と主な分掌事務

＜経営管理係＞

- 1 定款及び諸規程に関すること。
- 2 評議員会及び理事会等に関すること。
- 3 会員、会費及び寄付に関すること。
- 4 文書管理に関すること。
- 5 予算、決算に関すること。
- 6 会計、経理及び財産に関すること。
- 7 職員の人事、服務、勤務、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- 8 社会福祉の調査、研究に関すること。
- 9 関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- 10 広報に関すること。
- 11 苦情解決に関すること。
- 12 個人情報保護(特定個人情報含む)に関すること。
- 13 情報システムの管理運営に関すること。
- 14 表彰に関すること。
- 15 共同募金に関すること。
- 16 見舞品、祝品、助成金の支給及び敬老行事に関すること。
- 17 他の部門に属しないこと。

＜地域福祉係＞

- 1 小地域福祉活動に関すること。
- 2 生活支援コーディネーター業務に関すること。
- 3 重層的支援体制整備事業の支援に関すること。
- 4 ひきこもり支援に関すること。

＜ボランティア・地域活動支援係＞

- 1 ボランティア活動に関すること。
- 2 住民参加型の有償在宅福祉サービスに関すること。
- 3 育児サポートに関すること。
- 4 福祉機器の貸出に関すること。

＜生活支援係＞

- 1 手話通訳者派遣及び手話講習会に関すること。
- 2 福祉資金の貸付に関すること。

- 3 介護相談員の派遣に関すること。

<権利擁護推進係>

- 1 成年後見制度における本会の法人受任に関すること。
- 2 成年後見制度の利用促進に関すること。
- 3 総合的な福祉サービス利用援助事業に関すること。
- 4 終活に関すること。

<経営企画担当>

- 1 港区地域福祉活動計画の策定及び進捗管理に関すること。
- 2 港区社会福祉協議会経営戦略計画の策定及び進捗管理に関すること。
- 3 社会福祉法人との連絡調整に関すること。
- 4 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に関すること。

⑧ 職員配置状況

(単位:人)

事務局長(常務理事)常勤										1														
事務局次長										常勤		1												
所 属 別	経営管理係				地域福祉係				ボランティア・ 地域活動支援係				生活支援係				権利擁護推進係				経営企画担当			
	係長 常 勤 1 係員 常 勤 6				係長 常 勤 1 係員 常 勤 10 係員 非常勤 2				係長 常 勤 1 係員 常 勤 8				係長 常 勤 1 係員 常 勤 5				係長 常 勤 1 係員 常 勤 11 係員 非常勤 1				係長 常 勤 1			
	計 7				計 13				計 9				計 6				計 13				計 1			
総 計 内 訳		常 勤 48 非常勤 3 合 計 51																						
資 格 保 有 状 況		社会福祉士 30 精神保健福祉士 10 保健師 2 公認心理師 2 ※ 一人で複数の資格を保有している場合があります。																						

令和7年4月1日現在

※区研修派遣職員配置状況

・地域福祉係 1人(上記職員数に含む)

※派遣職員配置状況

・生活支援係 3人

2 第5次港区地域福祉活動計画

令和4年3月策定
令和7年3月改定(後期計画)

(1)地域福祉活動計画とは

区民や地域の多様な活動団体等が連携・協働して主体的に地域福祉活動を推進するための計画です。地域福祉活動を通した様々な地域の生活課題の解決に向けて、区民等と港社協が連携しながら取り組みます。

(2)第5次港区地域福祉活動計画策定の背景と目的

社会的孤立や社会的排除を生まず、地域生活課題への気づきや解決に取り組むためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともにつくる『地域共生社会』の実現が求められており、地域住民等による地域福祉活動の役割が一層重要となっています。

区民が主体となり、地域の様々な団体や関係機関、行政等と連携・協働しながら取り組む地域福祉活動を一層推進することを目的として、第5次港区地域福祉活動計画を策定しました。

(3)計画期間

計画期間は、令和4年度から9年度までの6年間です。

計画期間の中間年である3年目に見直しを行うとともに、港区や東京都、国の動向や社会経済情勢、福祉ニーズの変化により必要となった場合にも見直します。

(4)後期計画について

地域の様々な状況や課題を身近なものと捉えて互いに支えあう意識や、今日的な課題への理解を一層広げ、地域福祉活動をさらに発展・推進することを目的として、第5次港区地域福祉活動計画の前期3年間の成果や課題、アフターコロナの社会経済状況及び福祉ニーズや施策の変化などを踏まえた計画とします。

(5)地域福祉の課題(後期計画)

【課題1】生きづらさや課題を抱える人が、地域の中で自分らしくいられ、支援につながる仕組みづくり

【課題2】地域の状況や特性にあわせたゆるやかで多様なつながりの構築

【課題3】多様な主体による持続的な地域活動の促進

(6)基本理念

気づき、つながり・支えあうことを育むまち

人と人、人と地域が普段からつながりをもつことで、身近な地域に住む人が課題を抱えることに気づき、地域で課題を発見すること、お互いに支えあう意識や活動が広がることが大切です。

(7)基本方針

【基本方針1】認めあい暮らす お互いが認めあい、誰もが自分らしく暮らすことができる

【基本方針2】支えあいを広げる 多様なつながりや支えあいの取組が広がっている

【基本方針3】活動をつなげる 活動に参加しやすく、連携が進んでいる

《計画の体系》

生きづらさや
課題を抱える人が、
地域の中で自分らしく
いられ、支援につながる
仕組みづくり

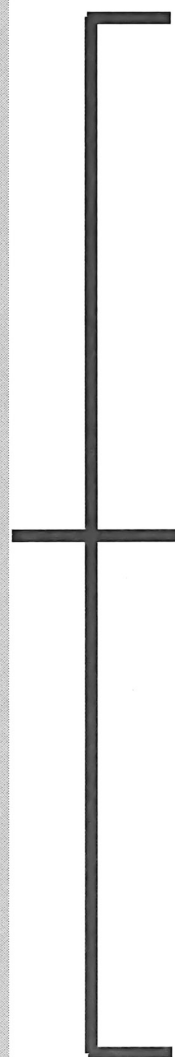
地域の状況や
特性にあわせた、
ゆるやかで多様な
つながりの構築

多様な主体による
持続的な地域活動
の促進

気づき、
つながり・
支えあうことを育むまち



多様なつながりと支えあいがあり、
誰もが自分らしく安心して暮らせる地域



基本方針 1 認めあい暮らす ～お互いが認めあい、 誰もが自分らしく暮らすこ とができる～		生きづらさや課題に気づき、受けと め、地域で支える体制ができる
		誰もが <u>ゆるやかに</u> 受け入れられ、 自分らしく過ごせる場がある
		生きづらさや課題を抱えていても 自分らしく <u>安心して</u> 暮らせる
基本方針 2 支えあいを広げる ～多様なつながりや支えあ いの取組が広がっている～	1	地域を知る機会があり、地域に関心 をもち考える人が <u>幅広い世代で</u> 増え る
	2	交流し、つながりをもつことができ る場が地域に増える
	3	どのようなときもつながりや支えあ いが <u>大切であることを理解し、</u> とぎ れないための取組が進む
基本方針 3 活動をつなげる ～活動に参加しやすく、連 携が進んでいる～	1	活動のきっかけがあり、 <u>幅広い世代 が参加し、</u> 団体等が増える
	2	活動が生まれ、 <u>持続・発展し、</u> 次世 代につながる
	3	地域で多様な主体がつながり、 <u>連携 する</u>

※後期計画の修正部分は_____で示しています。

3 第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画

令和3年3月策定
令和6年3月改定(後期計画)

(1)港区社会福祉協議会経営戦略計画とは

組織基盤を強化する人材、財政および運営に関する一体的な計画です。

(2)第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画の背景と目的

少子高齢化や単身世帯が増加する中、社会的孤立や生活困窮、8050問題等、地域の課題が多様化・複雑化し、複合的な課題を抱える人も増えています。社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や関係機関、行政等と連携し、地域生活課題の解決のために取り組んでいくことが求められています。

様々な状況の変化の中でも、今日的な地域生活課題に対して、港社協がその役割を果たしていくためには、より積極的に活動を進め、課題に対する迅速かつ的確な対応を図ることができるよう、安定的かつ持続的な組織経営を強化することが必要となります。

こうした状況を背景に、地域福祉活動計画の推進力を高め、法人理念を実現させていくことを目的に、組織基盤を強化する人材、財政および運営に関する一体的な計画として、第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画を策定しました。

(3)計画期間

計画の期間は、令和3年度から8年度までの6年間です。

計画期間3年目に見直しを行うとともに、今後の社会経済状況や港区の人口推計、区民の福祉ニーズの変化により、修正が必要となった場合にも見直します。

(4)後期計画について

コミュニティソーシャルワーク機能を充実することにより、複雑化・複合化した地域の福祉課題の解決に取り組む体制を強化します。また、港区が計画している重層的な支援体制整備や成年後見制度利用促進の取組なども着実に実行する体制を強化するなど、持続的な経営基盤をつくるため、必要な人材の確保と育成に向けた計画とします。

また、機能強化や人材育成に向けた効率的な予算措置に努めるとともに、経常経費については継続的に見直すなどさらなる効率化を図り、併せて会員会費や寄付の増加に努めるなど自主財源確保に寄与する計画とします。

(5)経営理念

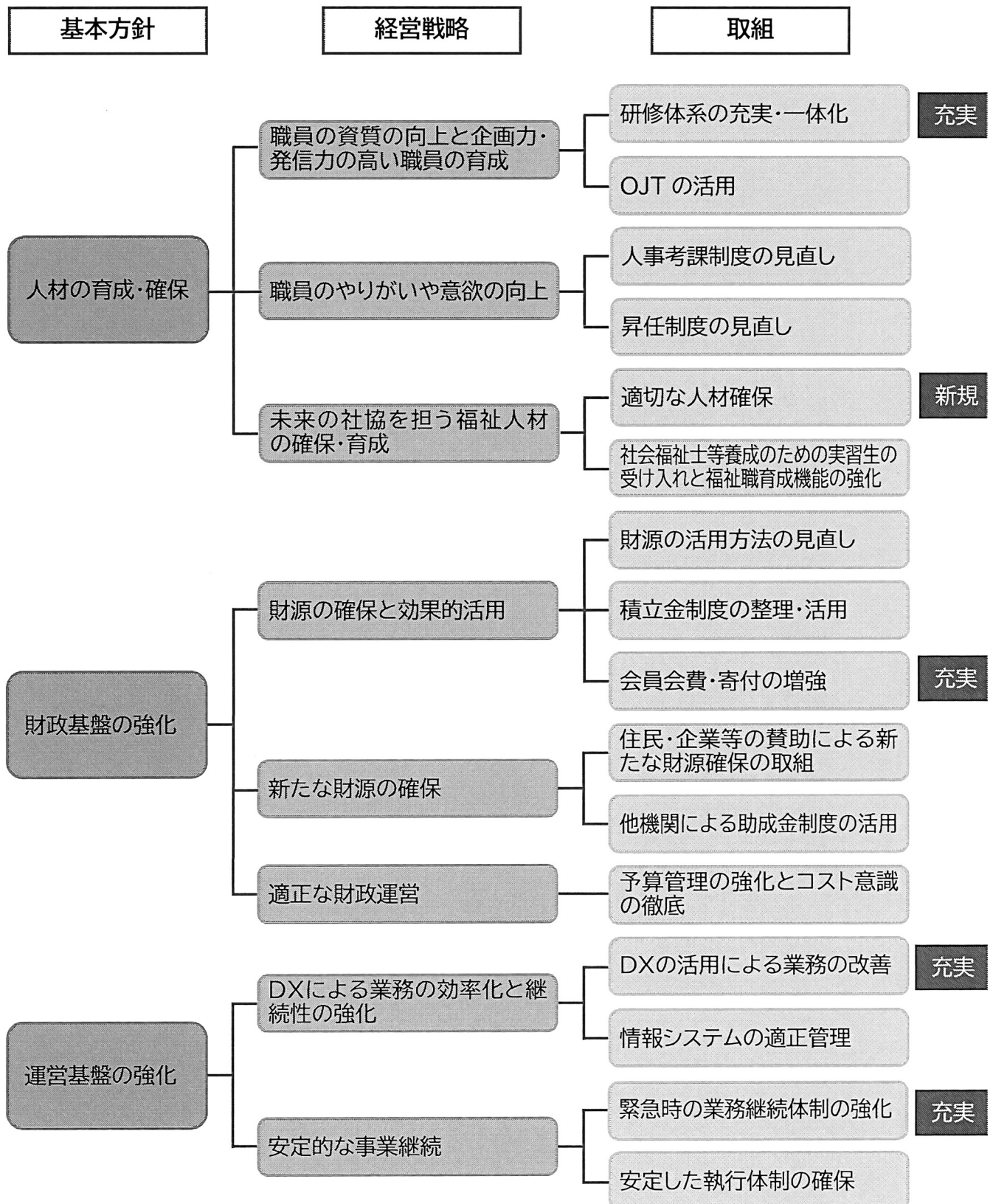
港区社会福祉協議会は、職員が希望ややりがいを持ち働くことができる組織の運営および安定的な財政運営を図り、地域福祉活動の持続と発展に取り組めます。

(6)基本方針

経営理念に基づき組織基盤を強化するために、次の3つを基本方針としています。

- 1 人材の育成・確保
- 2 財政基盤の強化
- 3 運営基盤の強化

《後期計画の体系》



4 令和7年度 資金収支予算総括表

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
(単位:千円)

事業区分／拠点区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支				当期資金 収支差額	前期末支払 資金残高	当期末支払 資金残高	本年度予算 ①+②+③ +④	前年度予算	比較増減	備考
	収入	支出①	収支差額	収入	支出②	収支差額	収入	支出③	収支差額								
社会福祉事業区分																	
地域福祉活動推進事業拠点区分	517,984	527,427	△ 9,443	0	19,787	△ 19,787	50,367	16,587	33,780	4,550	0	0	568,351	446,658	121,693		
緊急援護資金貸付事業拠点区分	32	30	2	0	0	0	30	0	30	0	32	32	30	30	0		
歳末たすけあい運動事業拠点区分	2,851	2,999	△ 148	0	0	0	248	0	248	100	0	0	3,099	3,350	△ 251		
(内部取引消去)	0	0	0	0	0	0	△ 278	△ 278	0	0	0	0	△ 278	△ 229	△ 49		
社会福祉事業区分 合計	520,867	530,456	△ 9,589	0	19,787	△ 19,787	50,367	16,309	34,058	4,650	32	0	571,202	449,809	121,393		
収益事業区分																	
自動販売機設置事業拠点区分	1,152	5	1,147	0	0	0	0	1,147	△ 1,147	0	0	0	1,152	1,152	0		
収益事業区分 合計	1,152	5	1,147	0	0	0	0	1,147	△ 1,147	0	0	0	1,152	1,152	0		
(内部取引消去)	0	0	0	0	0	0	△ 1,147	△ 1,147	0	0	0	0	△ 1,147	△ 1,147	0		
総 合 計	522,019	530,461	△ 8,442	0	19,787	△ 19,787	49,220	16,309	32,911	4,650	32	0	571,207	449,814	121,393		

5 令和7年度資金収支予算前年度比較(科目別総括表)

(単位:千円)

	予 算 額	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比較増減
科 目				
収 入	会費収入	5,200	5,200	0
	寄附金収入	10,000	10,000	0
	経常経費補助金収入	231,509	190,934	40,575
	受託金収入	193,964	127,660	66,304
	貸付事業収入	31	31	0
	事業収入	6,747	6,205	542
	介護保険事業収入	25,397	23,399	1,998
	障害福祉サービス等事業収入	44,918	39,821	5,097
	受取利息配当金収入	3,325	3,325	0
	その他の収入	928	806	122
	積立資産取崩収入	49,220	42,465	6,755
	収入合計	571,239	449,846	121,393
支 出	人件費支出	394,625	316,240	78,385
	事業費支出	69,481	64,628	4,853
	事務費支出	64,328	49,119	15,209
	分担金支出	489	559	△ 70
	助成金支出	1,538	1,557	△ 19
	固定資産取得支出	19,787	540	19,247
	積立資産支出	16,309	12,521	3,788
	支出合計	566,557	445,164	121,393
	予備費	4,650	4,650	0
	当期資金収支差額合計	32	32	0
	前期末支払資金残高	0	0	0
	当期末支払資金残高	32	32	0

6 令和7年度事業計画

※(1)高齢者福祉事業～(8)その他の事業・法人運営までの事業のほか、職員人件費、経常的事務経費等を予算計上しているため、(1)～(8)の総額は 法人全体の収支予算総額とは一致しません。

(1)高齢者福祉事業 5,957千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
ふれあい通信“かんがり”	区内在住の75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者施設の利用者で希望する人に対し、ボランティアの協力で暑中見舞いや年賀状を送付することにより、地域における社会的孤立の防止を推進します。	3-1 3-2	94
長寿を祝う集い	区内在住の77歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康を祝う集いを港区と共催で開催します(年1回)。	2-1 2-2	200
介護相談員派遣等 [区受託]	区民公募により選ばれ、所定の養成研修を修了した介護相談員が、区内の介護保険サービス提供の場(特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、グループホーム等)を訪問し、利用者等から介護保険サービスに関する不安・不満・疑問・要望等を聞き、その「声」や「思い」を施設や港区(保険者)に橋渡しをし、サービスの質の向上につなげます。	2-1 2-3 3-1 3-3	3,537
港区老人クラブ連合会 事務局運営業務 [受託]	港区老人クラブ連合会の活動が円滑に進められるよう、事務局運営に係る業務を支援します。	2-2 3-1	2,126

(2)障害者福祉事業 33,859千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
障害者(児)ボウリング大会	障害者同士や障害者団体相互、ボランティアとの交流を通じて、障害者の理解や社会参加の促進を図るとともに、レクリエーションや情報交換などの機会として、ボウリング大会を開催します(年1回)。	1-2 1-3 2-2 3-3	695
在宅重度障害者(児)見舞品贈呈	区内在住の重度障害者(児)の在宅生活を支援するため、希望する人に見舞品を贈呈します。	1-3	2,234
手話通訳者派遣 [区受託]	聴覚障害者及び言語機能障害者等に手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します。 また、円滑な事業実施のため、手話通訳者の技術の向上を目的とした研修や、利用者・通訳者との意見交換会(懇談会)を開催します。	1-3 3-1	15,323
手話講習会 [区受託]	聴覚障害者及び言語機能障害者への理解の促進とコミュニケーションの向上、並びに手話通訳者の養成を図るため、手話講習会を7つのクラス(入門・初級・中級・上級・養成・受験・体験)により開催します。	1-3 3-1 3-2	15,607

(3)高齢者・障害者福祉事業 30,682千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
【充実】 車いす貸出	一時的に車いすが必要となった人の日常生活を支援するとともに、学校や企業等が実施する社会福祉に関する研修会等に、車いすを貸し出します。 また、車いすを必要とする人の利便性等を考慮し、より身近な場所で借りられるよう地域の商店・企業・施設等の協力を得て、車いすステーションを設置するとともに、子ども用車いすを整備し、児童が利用する施設等で貸し出します。	1-1 1-3 2-3 3-1	1,465
	充実内容 ・子ども用車いすの整備 ・子ども用車いすを配置する車いすステーションの増設		
有償在宅福祉サービス (おむすびサービス)	住民相互の助けあいを推進する会員制の事業として、日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、住民同士の助け合いの輪を広げ、地域の人々が交流を持ちながら、自立した生活を続けられるよう支援します。 活動の輪を広げていくために、会員研修会や登録説明会の開催を通して事業の普及啓発及び協力会員の増強に努めます。	1-3 2-2 3-1	3,515
総合的な福祉サービス 利用援助 [一部東社協受託]	住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス・書類等の預かりサービスを提供します。また、一般相談や弁護士による福祉専門相談を実施し、相談支援活動を通して、事業の普及啓発に努めます。 区民が地域の高齢者や障害者等を支える、登録型生活支援員を積極的に活用します。	1-3 3-1 3-3	3,329
成年後見制度利用促進 [区受託]	認知症・精神障害・知的障害等により判断能力が不十分であっても、安心して生活が送れるよう、権利擁護支援・成年後見制度の利用に係る相談支援、後見人等の支援、普及啓発等の取組を区とともに一体的・総合的に推進します。 権利擁護センター(※)の支援検討部会を積極的に活用し、支援方針の検討、支援困難なケースへの対応等を充実します。 新たに、相談記録システムを導入し、安全で効率的な事業運営を実施します。 (※)令和7年4月から「成年後見利用支援センター」より名称変更	1-3 3-1 3-3	14,503
法人後見	港社協による支援が必要なケースを法人として積極的に受任し、成年後見制度を活用したセーフティネットの役割を担います。アドバイザー弁護士への相談や関係機関とのチーム支援等により、安定的で質の高い被後見人支援を実施します。 区民後見人の監督人として、区民後見人の活動を支援することによって、区民がより安心して成年後見制度を利用できるよう取り組みます。	1-3	2,040

【新規】 終活相談窓口等業務 (あんしん未来・終活サポート事業) [区補助]	区と連携し、終活(自身の意思に沿った将来の生活と終末期に備えようとする準備活動)に関わる相談に対応し、高齢者等が生活をより豊かで充実したものとするよう支援します。「入院時サポート事業」では、身寄りのない高齢者等の入院時の一時的な支払い支援や自宅保全等を行います。 ※4月～9月事業開始準備 また、令和8年度から開始する、身寄りのない人の身元保証に準じた支援や死後事務等に対応する事業(「あんしん生活サポート事業」)の準備を進めます。		1-3	2,302
	新規内容	・終活に関する相談受付(10月～) ・入院時サポート事業の実施(10月～)		
【新規】 エンディングプラン登録 (あんしん未来・終活サポート事業) [区受託]	あらかじめ緊急連絡先や生前契約等の終活情報を登録し、登録者が指定した開示先に本人の意思を正確に伝達することで、希望に沿った終末期の医療・介護、円滑な死後事務につなげ、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心して過ごすことができるよう支援します。 ※4月～9月事業開始準備		1-3	3,011
	新規内容	・エンディングプラン登録事業の実施(10月～)		
港区バリアフリーマップ 充実支援業務 [区受託]	誰もが安心して外出できるよう、区内のバリアフリー状況や主要施設と最寄り駅をつなぐルート等をボランティアの協力を得ながら調査し、区のホームページで公開します。		1-3 2-1 3-1	517

(4)子ども・子育て家庭福祉事業 6,274千円

車いす貸出は、(3)高齢者・障害者福祉事業の再掲のため、(4)子ども・子育て家庭福祉事業の総額には含みません。

(単位:千円)

事業名	事業内容等		活動目標	予算
要支援世帯入学・卒業 祝品贈呈	支援が必要な世帯の小学校入学者・卒業者及び中学校卒業者に対して、祝品を贈呈します。		1-3	475
育児サポート (育児サポート子むすび) [区受託]	子育ての手助けが必要な人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)をむすび、地域全体で子どもの成長を支えていきます。 子育てひろば「あいぼーと」との連携による協力会員を養成する講座「港区子育て支援員研修」(年2回)や、会員研修会(年2回)、交流会(年2回)を実施し、活動を支えるとともに、子ども家庭支援センターと連携して推進します。		1-3 2-2 3-1	5,287
子ども食堂ネットワーク 運搬支援	企業・団体等からの食材・食品の寄付があった際に、車両による運搬が困難な子ども食堂等に対し、港社協が運搬業務を調整・実施することで、活動の継続や発展を支援します。		2-3 3-3	512
《再掲》 【充実】 車いす貸出	一時的に車いすが必要となった人の日常生活を支援するとともに、学校や企業等が実施する社会福祉に関する研修会等に、車いすを貸し出します。 また、車いすを必要とする人の利便性等を考慮し、より身近な場所で借りられるよう地域の商店・企業・施設等の協力を得て、車いすステーションを設置するとともに、子ども用車いすを整備し、児童が利用する施設等で貸し出します。		1-1 1-3 2-3 3-1	(1,465)
	充実内容	・子ども用車いすの整備 ・子ども用車いすを配置する車いすステーションの増設		

(5)地域福祉活動推進事業 14,378千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
小地域福祉活動推進	住民にとって身近でなじみのある地域で、その地域の福祉課題に対して、住民自身が主体的に、自分たちにできることで協力し、関係機関とも連携して解決しようとする取組として、「サロン活動」、「声かけ見まもり活動」、「みんなの会議」を広げます。 登録団体向けのスキルアップ研修や、活動を始めたい人向けのつながりづくり講座を開催し、地域の福祉力の向上を図ります。	1-2 2-2	2,480
地域福祉活動参加促進	地域福祉活動やボランティア活動への参加促進を図るため多様なプログラムを用意するとともに、参加者同士の交流の機会を設けるなど、体系的に学べる講座を開催します。	2-1 2-2 3-1 3-2	147
生活支援体制整備 [区受託]	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズや地域資源の状況把握・発信、不足するサービス・支援の創出、担い手(ボランティア等)の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発を実施し、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。 港社協が進める小地域福祉活動やボランティア活動等の取組と連携し、地域づくりを支援します。また地域活動情報サイト「スタみな！」の運営やスマホ・タブレットマイスターの養成・派遣を行い、地域活動への参加を促進します。	1-2 2-2 2-3	2,955
障害者スポーツの振興と 地域福祉活動推進	障害者スポーツの振興と地域福祉活動の推進のため、障害者スポーツの理解促進を目的とした担い手づくり講座や、広く普及啓発を図るイベントを開催します(年3回)。	1-1 1-2 2-1 2-2	1,604
コミュニティソーシャル ワーク推進	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度の狭間で支援を受けることができない区民や困難ケース等の個別の相談支援に関わり、地域住民や関係機関等と連携して解決に向けた支援や新しい仕組みづくりを行います。 ひきこもり学習会の開催や、困ったときにSOSを発信できる人や、困っている人に気づくことができるを地域としていくための講座や研修などの取組を行います。	1-1 1-3	304
【新規】 重層的支援体制整備事業 実施支援業務 [区受託]	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う港区重層的支援体制整備事業を区とともに推進します。	1-1 1-3	2,633
	新規内容 ・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業の実施支援		
【充実】 ひきこもり相談窓口等業務 [区受託]	ひきこもりの状態にある人やその家族の相談に対応するとともに、関係機関とも連携しながら、自立に向けたプロセスを支援します。 また、家族向けの居場所事業を新たに行います。	1-1	4,255
	充実内容 ・家族向けの居場所の開設		

(6)福祉資金貸付事業 9,761千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
生活福祉資金貸付 [東社協受託]	低所得世帯や、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の償還免除対象者等生活困窮世帯に対しても、生活状況等を把握し、関係機関とともに自立を支援します。	1-3	9,726
臨時特例つなぎ資金貸付 [東社協受託]	離職者支援のための公的給付制度(失業給付、住居確保給付金など)を申請している住居のない人に対して、給付開始までの当面の生活費を貸し付けて支援します。		
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付 [東社協受託]	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け資格取得を促進するとともに、併せて、住宅支援資金の貸付を行い自立を支援します。	1-3	35

(7)ボランティア活動推進事業 4,512千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
災害ボランティア活動の推進	災害ボランティア活動の普及啓発や登録制度を推進するとともに、港区内外で災害等が発生した際、迅速に被災地を支援できるよう地域の関係機関や災害ボランティア等と平常時から災害時に備えたネットワークの強化を図ります。	2-1 2-3 3-1 3-3	456
ボランティア団体・NPO・地域活動団体の発表・交流	ボランティア(団体)、NPO、地域活動団体などの活動発表や交流会を通じて、団体活動の周知や交流を図り、ボランティア活動の推進や連携・協働の場づくりを行います。また、活動紹介パネル展(5地区)を開催します。	2-1 2-2 3-1 3-2 3-3	45
施設ボランティアコーディネーター連絡会	施設のボランティア受入れが円滑に進むように連絡会を開催し、ボランティアが継続的に活動できる環境づくりや受入れにあたっての課題等について、情報交換や学習会の機会を提供します(年2回)。	3-1 3-3	48
共に生きるみんなの歌と踊りのつどい	障害のある人もない人も、共に歌い、踊ることを通して「共に生きる」喜びを分かち合うことを目的に、ボランティアや参加団体による実行委員会で「共に生きるみんなの歌と踊りのつどい」を企画・準備し、開催します(年1回)。	1-2 1-3 2-2 3-1 3-2 3-3	95
ふれあい講習会	区内の保育園、学校、企業、団体等を対象に、障害のある人からの話や福祉体験(車いす体験、ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等)を通して福祉教育の充実に取り組み、障害のある人や高齢者の気持ちや接し方を理解することでノーマライゼーションや心のバリアフリーを広めます。	2-1 3-1 3-2	50
地区ボランティアコーナーの活用・整備等	身近な地域でボランティア活動や地域福祉活動ができるよう、5地区に設置しているボランティアコーナーを、地域住民の活動や交流、情報交換、相談の場として活用します。	1-2 2-2 3-1	945
ボランティアセンターの運営	ボランティア活動推進運営委員会を設置・開催し、区内のボランティア活動を推進します。ボランティア活動に関する相談・情報提供、ボランティア団体や関係施設等とのコーディネートを行うとともに、ボランティア保険の加入手続き等の必要な支援を実施します。使用済み切手やカード等を収集し、売却を行い、センター運営に役立てます。	2-1 2-2 3-1 3-2 3-3	1,349

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
「ボランティア情報」の発行	ボランティアに関する情報や各種助成金の情報などを周知するとともに、一般の人へのボランティア活動の紹介や啓発を行うため、情報紙を発行します(年6回)。 また、ボランティアの募集情報をより効率的に周知するため、募集情報を集約した別冊を発行します(年2回)。 広く速やかに情報が行きわたるように社協ホームページ、SNS等を活用した情報発信を行います。	2-1 3-1	1,227
「みなとネット」 社会貢献活動支援	港区に立地する企業各社が、地域での社会貢献活動の推進や企業間の交流による情報交換、活動実践の場としてネットワーク「みなとネット」を形成しています。「みなとネット」と地域活動団体等とのボランティア活動の推進に取り組みます。	2-3 3-2 3-3	2
ひとり暮らし高齢者 フランス料理昼食会	職能団体の社会貢献活動の支援の一環として、(公社)全日本司厨士協会東京地方本部城南地区港支部との共催で、区内在住70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としたフランス料理の昼食会を開催し、ひとり暮らし高齢者に交流の機会を提供します(年1回)。	1-2 1-3 2-2	55
ボランティア活動参加促進	ボランティア活動を始めたい人やさらに活動を広めていきたい人に向けて、ボランティア入門講座(2回)や夏体験ボランティア(1回)、ボランティアスキルアップ講座(2回)を実施します。親子が参加しやすい内容で多世代のボランティア参加促進を図ります。	1-1 2-1 2-2 3-1 3-2 3-3	240

(8)その他の事業・法人運営 40,477千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
社会福祉法人の連携による社会貢献事業	区内社会福祉法人の参画により、地域における公益的な取組について話し合い、各法人が連携して実施します(連絡会 年2回)。	1-3 3-3	350
地域福祉推進協議会	区内福祉関係団体が情報共有や意見交換を行い、連携して地域福祉の充実に取り組みます。また、社会福祉法に基づき、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画(地域公益事業)に対して意見聴取等を行う地域協議会としての役割を担います(年2回)。	3-2 3-3	141
歳末たすけあい運動	共同募金の一環として、歳末たすけあい運動募金を行います。募金は、在宅の重度障害者(児)への見舞品や地域福祉活動費として、港区の地域福祉推進のために役立てます。	2-1 3-1 3-2	865
港区地域福祉フォーラム	講演会や、区内で活動するさまざまな地域活動団体等と連携した企画等を通じて、地域福祉推進を図ります(年1回)。	2-1 3-2 3-3	1,163
緊急援護資金(債権管理)	すでに貸し付けた債権を適切に管理します。	1-3	30
【充実】 普及啓発	港社協の活動や地域福祉活動の推進に関する取組を広く周知するため、ホームページによる情報提供、広報紙「みなと社協」(年6回)、社協案内パンフレット等を発行します。 周知にあたってはマスコットキャラクターを活用します。 ホームページやSNSを効果的に活用するとともに、プッシュ型の情報発信手段を新たに導入します。 また、地域貢献型自動販売機の設置をすすめ、港社協の事業周知や地域福祉活動推進のための普及啓発を強化します。	1-1 2-1 3-1 3-3	10,812
	充実内容・プッシュ型情報発信の推進		
情報スタンド設置	港社協の普及啓発の拠点として、身近な場所で情報を得ることができる車いすステーションや商店街などの協力を得て、広報紙「みなと社協」や各種事業などのパンフレット類を置き、港社協への理解と福祉サービスの利用促進をします。	1-1 2-1 3-1 3-3	374

(単位:千円)

事業名	事業内容等		活動目標	予算
評議員会・理事会	評議員会は、運営に係る重要事項の議決機関として、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督をします(年4回程度)。 理事会は、意思決定機関として業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督等をします(年4回程度)。 評議員選任・解任委員会は、評議員の選任や解任について審議・決定をします(年3回程度)。		—	1,512
【臨時】 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	新規事業及び事業拡充に対応するため、執務室の省スペース化を図るとともに、ICTを活用して働き方改革、経常経費の節減及び事務の効率化を図ります。		—	25,230
	臨時内容	・執務スペースのフリーアドレス化 ・業務用パソコンのノートパソコン化 ・会議用タブレット端末の導入 等		

7 情報公開制度

社会福祉法では、第24条で社会福祉法人の事業経営の透明性の確保を図ることが規定され、また第75条で「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。」と、情報公開制度の整備を求めています。

さらに、港区の財政援助団体として、港区情報公開条例の趣旨に沿い、本会は、その保有する情報の積極的な公開及び提供の促進に努めることが要請されています。

このため、港区社会福祉協議会では、「社会福祉法人 港区社会福祉協議会 情報公開規程」を制定し、平成14年4月1日から施行しています。

- 情報公開の目標
 - ・知る権利の保障
 - ・開かれた社協運営の推進
 - ・区民との信頼関係の確保
 - ・区民の積極的な参加の促進
- 本会の責務
 - ・所有する情報について、区民に説明する責任を果たし、公開請求する区民の権利を十分尊重します。
 - ・個人に関する情報をみだりに公にされないよう最大限の配慮をします。

(「社会福祉法人 港区社会福祉協議会 個人情報保護規程」平成7年4月1日制定施行済)
- 請求者の責務
 - ・情報の公開を受けたときは、これによって得た情報は適正に使用しなければなりません。
- 非公開情報
(一定の制約で非公開)
 - ・個人情報
 - ・法人等情報
 - ・事務事業情報
 - ・任意提供情報
 - ・存否を応えないことができる情報
 - ・犯罪予防情報
 - ・法令等秘情報
 - ・部分公開
 - ・時限情報
- 不服申立て
 - ・公開の可否又は存否応答拒否の決定に不服があるときは、不服申立てをすることができます。
 - ・不服申立てがあったときは、再決定にあたり第三者委員の意見を聴取するとともに、必要に応じて、港区長に助言を求め、再決定し通知します。
- 実施状況の公表
 - 毎年1回、制度の実施状況を公表します。
- 刊行物・パンフレット
 - 「情報公開規程の解釈運用基準」
 - 「みなと社協の情報公開」パンフレット

8 苦情解決制度

社会福祉法第82条では、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定され、事業者段階における「苦情解決」の体制整備が、各事業者に求められています。

このため、港区社会福祉協議会では、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付、厚生省関係局長通知)等を踏まえ、「社会福祉法人 港区社会福祉協議会 苦情解決規程」を制定し、平成14年4月1日から施行しています。

- 苦情解決制度の目的
 - ・本会事業の利用者の権利の擁護
 - ・事業の迅速な改善
 - ・本会事業に対する社会的な信頼の向上



福祉サービスの質の向上

- 対象とする苦情
 - ・本会定款第2条に規定する事業
具体的には、各年度の事業計画に基づき実施するすべての事業。
ただし、当該苦情の事実を知ってから1年以上経過した苦情は対象としないことがあります。
- 対象としない苦情
 - ・法令等により、制度改善を目的とする苦情
 - ・会員である個人、法人、団体、施設が固有に行う事業に関する苦情

- 苦情解決の体制

苦情受付担当者	各係に職員1名配置
苦情解決責任者	長谷川 浩義(常務理事)
第三者委員	脇 奈穂子(弁護士)
	金田 直美(民生委員・児童委員)
	柴崎 加代子(地域住民)

- 実施状況の公表
 - 苦情解決の対応状況を事業報告書及び広報紙に掲載し公表します。
- 刊行物等
 - 「苦情解決制度ガイドライン」
 - 「みなと社協の苦情解決制度」リーフレット

- 苦情処理件数 (単位:件)

区分 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
説明情報不足	0	0	1	0	1
職員の態度	0	1	0	0	0
サービス内容	0	0	0	0	0
サービス量	0	0	0	0	0
権利侵害	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	0
合 計	0	3	1	0	1

※苦情受付書の原因区分引用

9 個人情報及び特定個人情報保護制度

港区社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が平成17年4月1日に施行されたことに伴い、平成7年4月に制定した「個人情報保護規程」を平成17年4月1日に一部改正するとともに、その規程を踏まえた「個人情報保護方針」を平成17年4月1日に制定しました。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)が、平成27年10月5日に施行されたことに伴い、特定個人情報の取扱いについて規定するため、本会では、平成28年1月1日に「特定個人情報取扱規程」を制定し、その規程を踏まえた「特定個人情報等保護基本方針」を平成28年1月1日に制定しました。

(1)個人情報保護制度

- 個人情報保護制度の目的 ・個人情報の保護

↓

・基本的人権の擁護

↓

・適正な事業の推進

- 個人情報保護方針 P.38参照

- 規程における個人情報

プライバシーは、主観的で相対的な概念であり保護対象があいまいであるため、プライバシーを含む客観的で一義的な概念である「個人情報」を保護対象としています。

個人情報とは(個人情報保護規程第2条第1項から)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2)個人識別符号が含まれるもの

- 個人情報保護管理者の設置

個人情報保護管理者	事務局長
-----------	------

- 刊行物
「個人情報保護Q&A集」

個人情報保護方針

社会福祉法人 港区社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、地域福祉事業、相談事業、福祉サービス提供など、事業を通して多くの個人情報を取得、管理しています。

これらの情報は、一人ひとりの個人にとって重要な守るべきものであるとともに、本会にとっても事業推進のうえで大切な情報です。

以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めてまいります。

第1 個人情報保護に関する法令等の遵守

本会は、基本的人権の尊重の理念の下、個人情報の保護に関する法律を始めとする法令、その他の規範を遵守し、実施するあらゆる業務を通じて、個人情報を慎重かつ適正に取り扱います。

第2 利用目的の明確化

本会は、個人情報の取り扱いにあたっては、利用目的を明確にし、その範囲内でのみ利用します。

第3 個人情報の適法・公正な取得

本会は、個人情報を、適法かつ公正な手段で取得します。

第4 個人情報の取得の制限

本会は、不必要な個人情報をむやみに取得しません。個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲に限定します。

第5 個人情報の本人同意による第三者提供

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

第6 個人情報の管理

本会は、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、適正に管理するとともに、個人情報の漏洩、滅失、き損等を防止するための必要かつ適正な措置を講じます。

第7 個人情報の開示等

本会は、本人が自己情報について、開示、訂正、削除、利用停止などを請求できることを認識し、これらの請求があった場合には速やかに対応します。

第8 個人情報の苦情対応

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情には、適切かつ迅速な対応に努めます。

第9 個人情報の保護体制

本会は、個人情報保護管理者の設置など、個人情報の適正管理のための適切な体制を構築するとともに、役職員の意識啓発に努めます。

第10 規程の整備

本会は、この方針を実行するため、「社会福祉法人 港区社会福祉協議会個人情報保護規程」を改正し、これを役職員に周知徹底します。

平成17年4月1日制定

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

(2)特定個人情報保護制度

- 特定個人情報等保護基本方針 P.40参照
- 規程における特定個人情報

特定個人情報とは(特定個人情報取扱規程第2条より)

- ①「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- ②「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ③「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

- 特定個人情報管理責任者等の設置

特定個人情報管理責任者	事務局長
事務取扱責任者	経営管理係長
内部監査責任者	事務局次長

特定個人情報等保護基本方針

社会福祉法人港区社会福祉協議会(以下「港社協」という。)は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)等に基づき個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いに関する基本方針を次のとおり定め厳守します。

第1 関係法令等の遵守

港社協は、特定個人情報等を取扱うにあたり、港社協が策定している個人情報保護規定を遵守すると共に、このたび、番号法および「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等に基づき策定しました特定個人情報取扱規程(平成28年1月1日施行)により、特定個人情報を厳格に取扱います。

また、港社協は、特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

第2 個人番号の利用目的

港社協は、個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱うこととします。よって、個人番号については、番号法で認められている利用目的以外では利用いたしません。

第3 安全管理措置

港社協は、特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先(再委託先等を含む。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

第4 ご意見等への対応

港社協の特定個人情報等の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

港社協は、地域福祉を推進する重要な役割を担う立場からも、特定個人情報等の取扱いを含め、区民等からのご意見・ご要望につきましては、真摯に受け止め地域福祉の充実に取組んでいきます。

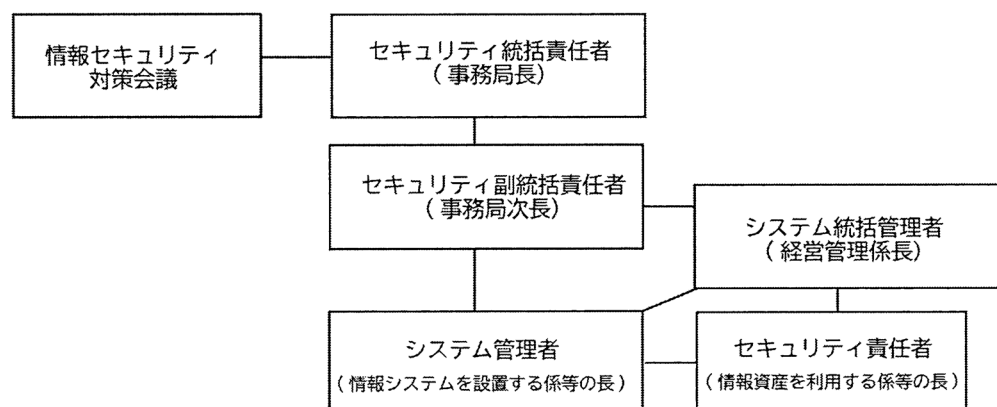
平成28年1月1日制定

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

10 情報セキュリティ対策

港区社会福祉協議会では、当会が保有する情報、個人情報（以下「情報資産」という。）を故意、過失、事故、災害、犯罪等の脅威から保護し、区民に信頼されるICT環境を実現するために「情報セキュリティ基本方針」を令和4年3月に制定するとともに、それを踏まえた「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ対策実施手順」もあわせて制定しました。

○ 情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティ対策基本方針

社会福祉法人港区社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、地域福祉を推進するための情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、区民ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティ対策に取り組みます。

1 法人としての責任

当会は、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2 体制の整備

当会は、情報セキュリティの維持及び改善のための体制を整備し、情報セキュリティ対策に関する安全基準等を定めます。

3 職員の取組み

当会の全職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4 法令及び契約上の要求事項の遵守

当会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、区民の期待に応えます。

5 違反及び事故への対応

当会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

令和4年3月31日制定

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

11 令和6年度決算

(1)資金収支決算

(単位:円)

区分	収 入	支 出	当期資金 収支差額	前期末支払 資金残高	当期末支払 資金残高
社会福祉事業	415,407,212	403,259,204	12,148,008	74,635,887	86,783,895
地域福祉活動 推進事業	413,153,731	401,015,126	12,138,605	65,230,220	77,368,825
緊急援護資金 貸付事業	10,801	2,090	8,711	9,405,662	9,414,373
歳末たすけあい 運動事業	2,449,821	2,449,129	692	5	697
(内部取引消去)	△ 207,141	△ 207,141	0	0	0
収益事業	43,036	864	42,172	0	42,172
自動販売機設置 事業	687,508	645,336	42,172	0	42,172
(内部取引消去)	△ 644,472	△ 644,472	0	0	0
総 合 計	415,450,248	403,260,068	12,190,180	74,635,887	86,826,067

(2)貸借対照表

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	116,872,163	流 動 負 債	30,046,096
現金預金	111,642,168	固 定 負 債	98,325,682
そ の 他	5,229,995	負債の部合計	128,371,778
固 定 資 産	577,853,882	純資産の部	
基 本 財 産	1,300,000	基 本 金	1,300,000
その他の固定資産	576,553,882	その他の積立金	473,387,480
		次期繰越活動増減差額	91,666,787
		純資産の部合計	566,354,267
資産の部合計	694,726,045	負債及び純資産の部合計	694,726,045

(3) 事業別決算 概要

(単位:円)					(単位:円)		
事業名	予算現額(A)	決算額(B)	執行残(A)-(B)	執行率 (B)/(A)*100	前年度決算額(C)	差異(B)-(C)	事業別概要
1 高齢者福祉事業	6,077,000	5,010,966	1,066,034	82.46%	4,680,109	330,857	
ふれあい通信 “かんがり”	130,000	72,307	57,693	55.62%	39,130	33,177	p. 47
長寿を祝う集い	200,000	167,703	32,297	83.85%	144,508	23,195	p. 48
介護相談員派遣等 【区受託】	3,876,000	3,385,496	490,504	87.35%	3,355,119	30,377	p. 49
港区老人クラブ連合会事務局運営業務【受託】	1,871,000	1,385,460	485,540	74.05%	1,141,352	244,108	p. 52
2 障害者福祉事業	36,799,000	27,000,747	9,798,253	73.37%	23,867,911	3,132,836	
障害者(児)ボウリング大会	683,000	671,068	11,932	98.25%	529,184	141,884	p. 55
在宅重度障害者(児)見舞品贈呈	2,516,000	1,943,701	572,299	77.25%	2,013,356	△ 69,655	p. 56
手話通訳者派遣 【区受託】	20,039,000	15,688,477	4,350,523	78.29%	11,982,289	3,706,188	p. 57
手話講習会 【区受託】	13,561,000	8,697,501	4,863,499	64.14%	9,343,082	△ 645,581	p. 59
3 高齢者・障害者福祉事業	14,880,000	12,125,825	2,754,175	81.49%	10,089,818	2,036,007	
車いす貸出	1,841,000	1,796,341	44,659	97.57%	1,063,265	733,076	p. 63
有償在宅福祉サービス(おむすびサービス)	3,483,000	3,266,259	216,741	93.78%	2,830,269	435,990	p. 66
総合的な福祉サービス利用援助【一部東社協受託】	1,839,000	1,329,713	509,287	72.31%	1,293,998	35,715	p. 69
成年後見制度利用促進【区受託】	5,638,000	4,216,247	1,421,753	74.78%	3,382,700	833,547	p. 72
法人後見	1,601,000	1,115,043	485,957	69.65%	1,120,372	△ 5,329	p. 89
港区バリアフリーマップ充実支援業務【区受託】	478,000	402,222	75,778	84.15%	399,214	3,008	p. 93
4 子ども・子育て家庭福祉事業	4,956,000	3,367,095	1,588,905	67.94%	3,188,891	178,204	
要支援世帯入学・卒業祝品贈呈	472,000	312,640	159,360	66.24%	222,862	89,778	p. 97
育児サポート(育児サポート子むすび)【区受託】	3,988,000	3,027,626	960,374	75.92%	2,836,669	190,957	p. 98
子ども食堂ネットワーク運搬支援	496,000	26,829	469,171	5.41%	129,360	△ 102,531	p. 100
5 地域福祉活動推進事業	10,891,000	6,420,734	4,470,266	58.95%	4,928,428	1,492,306	
小地域福祉活動推進	2,425,000	1,905,651	519,349	78.58%	2,168,932	△ 263,281	p. 103
地域福祉活動参加促進	137,000	117,142	19,858	85.51%	127,781	△ 10,639	p. 107
生活支援体制整備 【区受託】	3,071,000	1,109,588	1,961,412	36.13%	1,181,292	△ 71,704	p. 108
障害者スポーツと地域福祉活動推進	1,398,000	1,328,251	69,749	95.01%	1,122,257	205,994	p. 113
コミュニティソーシャルワーク推進	340,000	220,287	119,713	64.79%	328,166	△ 107,879	p. 111
重層的支援体制整備事業実施準備支援【区受託】	1,467,000	780,883	686,117	53.23%	—	—	p. 115
ひきこもり相談窓口 【区受託】	2,053,000	958,932	1,094,068	46.71%	—	—	p. 117
6 福祉資金の貸付	16,574,000	12,146,271	4,427,729	73.29%	12,348,691	△ 202,420	
生活福祉資金貸付【東社協受託】	16,549,000	12,138,895	4,410,105	73.35%	12,342,787	△ 203,892	p. 121
臨時特例つなぎ資金貸付【東社協受託】							p. 125
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【東社協受託】	25,000	7,376	17,624	29.50%	5,904	1,472	p. 126

事業名	予算現額 (A)	決算額 (B)	執行残(A)-(B)	執行率 (B)/(A)*100	前年度決算額(C)	差異(B)-(C)	事業別概要
7 ボランティア活動推進事業	4,087,000	3,503,871	583,129	85.73%	3,745,140	△ 241,269	
災害ボランティア活動の推進	409,000	358,466	50,534	87.64%	357,843	623	p. 131
ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流	36,000	21,233	14,767	58.98%	26,119	△ 4,886	p. 134
施設ボランティアコーディネーター連絡会	35,000	28,653	6,347	81.87%	32,727	△ 4,074	p. 135
共に生きるみんなの歌と踊りのつどい	101,000	83,588	17,412	82.76%	91,159	△ 7,571	p. 136
ふれあい講習会	62,000	52,360	9,640	84.45%	55,675	△ 3,315	p. 140
地区ボランティアコーナーの活用・整備等	872,000	846,963	25,037	97.13%	803,550	43,413	p. 141
ボランティアセンターの運営	1,161,000	776,159	384,841	66.85%	820,914	△ 44,755	p. 143～145
「ボランティア情報」の発行	1,206,000	1,152,197	53,803	95.54%	1,553,218	△ 401,021	p. 146
「みなとネット」社会貢献活動支援	2,000	0	2,000	0.00%	1,000	△ 1,000	p. 147
ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会	5,000	2,880	2,120	57.60%	2,935	△ 55	p. 148
ボランティア活動参加促進	198,000	181,372	16,628	91.60%	—	—	p. 137～139
8 その他の事業・法人運営	17,361,000	13,684,399	3,676,601	78.82%	12,334,072	1,350,327	
社会福祉法人の連携による社会貢献	350,000	63,808	286,192	18.23%	141,849	△ 78,041	p. 151
地域福祉推進協議会	138,000	91,775	46,225	66.50%	47,686	44,089	p. 153
歳末たすけあい運動	734,000	505,428	228,572	68.86%	502,451	2,977	p. 155
港区地域福祉フォーラム	1,152,000	628,078	523,922	54.52%	881,365	△ 253,287	p. 156
緊急援護資金（債権管理）	30,000	2,090	27,910	6.97%	4,476	△ 2,386	—
普及啓発	10,357,000	9,592,383	764,617	92.62%	9,740,449	△ 148,066	p. 157
情報スタンド設置	373,000	278,431	94,569	74.65%	252,529	25,902	p. 158
評議員会・理事会	1,244,000	751,988	492,012	60.45%	763,267	△ 11,279	
第5次港区地域福祉活動計画（後期）策定	2,983,000	1,770,418	1,212,582	59.35%	—	—	
事業別決算（1～8） 合計	111,625,000	83,259,908	28,365,092	74.59%	75,183,060	8,076,848	

※前年度決算額（C）については、前年度の予算執行がない事業は【0】、令和6年度に新たに実施した事業は【－】と記載しています。

※1～8までの事業のほか、職員人件費、経常的事務経費等を予算計上しているため、1～8の合計は資金収支予算総額及び決算総額と一致しません。

12 事業別概要

(1) 高齢者福祉事業

① ふれあい通信“かんがり”		担当係	ボランティア・地域活動支援係																																			
目 的 ボランティアの協力で暑中見舞い、年賀状のはがきをひとり暮らし高齢者に贈り、あたたかい気持ちを届ける活動により、地域における社会的孤立の防止を推進することを目的とします。 “かんがり”とは、「〈ほんのり〉というよりもっと明るく、〈こんがり〉というほど熱くはない、東の空に赤みのかかるその微妙な色合い」(金田一春彦「ことばの歳時記」)とあり、その言葉の意味がこの活動の「温度」・「明るさ」・「距離」をも伝えられる言葉として、ふれあい通信“かんがり”と名付けました。																																						
事業内容																																						
1 内 容 年賀状、暑中見舞いのはがきの募集、発送の作業等 2 対 象 区内在住75歳以上のひとり暮らし高齢者のうち希望する人や区内高齢者施設を利用する人 3 協 力 (1)はがき書きボランティア 区内の小中学校、高校、企業、個人ボランティア等 (2)宛名書きボランティア(令和3年度まで、令和5年度は施設送付分) 企業、個人ボランティア等																																						
開始時期 昭和55年9月 令和5年度 希望制を導入																																						
実績表(2年度～6年度)																																						
<table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>暑中見舞い(枚)</td> <td>中止(◎)</td> <td>2,996</td> <td>3,289</td> <td>中止</td> <td>2,144</td> </tr> <tr> <td>暑中見舞い宛名書き(延人)</td> <td>中止(◎)</td> <td>52</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年賀状 (枚)</td> <td>5,483</td> <td>5,068</td> <td>5,382</td> <td>3,577</td> <td>4,301</td> </tr> <tr> <td>年賀状宛名書き(延人)</td> <td>58</td> <td>47</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> </tr> </table>		区分 \ 年度	2	3	4	5	6	暑中見舞い(枚)	中止(◎)	2,996	3,289	中止	2,144	暑中見舞い宛名書き(延人)	中止(◎)	52	—	—	—	年賀状 (枚)	5,483	5,068	5,382	3,577	4,301	年賀状宛名書き(延人)	58	47	—	18	—							
区分 \ 年度	2	3	4	5	6																																	
暑中見舞い(枚)	中止(◎)	2,996	3,289	中止	2,144																																	
暑中見舞い宛名書き(延人)	中止(◎)	52	—	—	—																																	
年賀状 (枚)	5,483	5,068	5,382	3,577	4,301																																	
年賀状宛名書き(延人)	58	47	—	18	—																																	
※ 令和5年度の「暑中見舞い」は、個人情報取扱いの調整のため、中止しました。 ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。																																						
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																														

② 長寿を祝う集い		担当係	経営管理係																			
目 的 区内在住の77歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康を祝い、「敬老の日」の前後に長寿を祝う集いを開催します。 事業内容 1 対 象 9月15日現在、77歳以上の港区内在住者 2 内 容 式典のほか、芸能人、老人クラブ会員等による演芸 3 共 催 港区 4 協 力 港区民生委員・児童委員協議会 開始時期 昭和39年10月 (経過) 平成11年度 名称を「敬老福祉大会」から「長寿を祝う集い」に変更 令和5年度 対象年齢の見直しを実施 令和5年度以降、2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降は80歳以上対象 実績表(2年度～6年度) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>開 催 日</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>9月1日</td> <td>10月24日</td> <td>10月29日</td> </tr> <tr> <td>参加者数 (人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,048</td> <td>2,052</td> <td>1,955</td> </tr> </table>					年度 区分	2	3	4	5	6	開 催 日	中止(◎)	中止(◎)	9月1日	10月24日	10月29日	参加者数 (人)	—	—	2,048	2,052	1,955
年度 区分	2	3	4	5	6																	
開 催 日	中止(◎)	中止(◎)	9月1日	10月24日	10月29日																	
参加者数 (人)	—	—	2,048	2,052	1,955																	
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他														

目 的

区民が利用する介護保険サービスを、区民である介護相談員が、利用者とともに区民の視点で考え、事業者や港区(保険者)とともに介護保険サービスの質の向上を図ることを目的とします。

事業内容

1 内 容

区民公募により選ばれ、所定の養成研修を修了した介護相談員が、区内の介護保険サービス提供の場(特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設)を訪問し、利用者等から介護保険サービスに関する不安、不満、疑問、要望等を聞き、その「声」や「思い」を施設や港区(保険者)に「橋渡し」する活動です。また、介護相談員連絡会や派遣先施設等との連絡会を定期的に開催し意見交換を行います。

2 介護相談員の主な活動内容

(1)介護相談員派遣を希望する施設等への訪問

(概ね1施設あたり1か月間に1回程度)

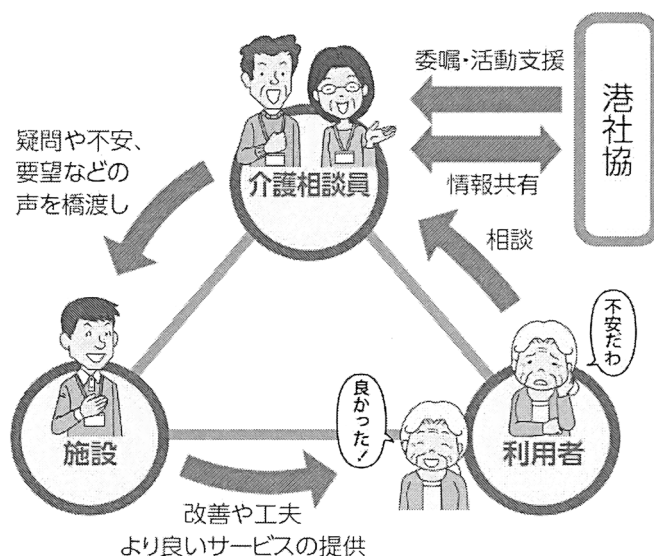
(2)施設等において

- ・ 利用者の話を聞き、相談にのる
- ・ 利用者家族からの話を聞く
- ・ サービスの現状把握に努める
- ・ 施設等の管理者や従事者と意見交換をする
- ・ 利用者等からの声や介護相談員自身が気付いたことなどがある場合には、施設等の管理者などに伝える

(3)活動状況について、事業運営を行う港社協(事務局)に報告を行う

3 対 象 介護保険サービス利用者等

介護相談員派遣等事業のしくみ



③ 介護相談員派遣等事業-2		担当係	生活支援係			
根拠規定等 介護相談員派遣等事業の実施について(国) 港区介護相談員派遣等事業実施要綱(区)						
開始時期 平成13年4月						
介護相談員派遣実施施設						
特別養護老人ホーム 麻布慶福苑						
港区立特別養護老人ホーム 白金の森						
港区立特別養護老人ホーム 港南の郷						
港区立特別養護老人ホーム サン・サン赤坂						
特別養護老人ホーム 新橋さくらの園						
特別養護老人ホーム ありすの杜きのか南麻布						
特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ南麻布						
特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデンアリス						
港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター						
港区立北青山高齢者在宅サービスセンター						
港区立芝高齢者在宅サービスセンター						
港区立台場高齢者在宅サービスセンター						
港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター						
港区立高齢者在宅サービスセンター 港南の郷						
グループホームみたて						
グループホームありすの杜きのか南麻布						
せらび有栖川						
小規模多機能型居宅介護施設 ありすの杜きのか南麻布						
小規模多機能型居宅介護施設 こゆらり高輪						
実績表(2年度～6年度)						
活動実績						
年度		2	3	4	5	6
区分						
介護相談員数(人)		22	18	21	22	22
派遣対象施設数(か所)		15	15	15	17	18
施設への訪問(回)		中止 (◎)	中止 (◎)	58	211	271
施設との連絡会(回)		中止 (◎)	中止 (◎)	4	13	23

③ 介護相談員派遣等事業-3				担当係	生活支援係			
相談件数 (単位:件)								
年度		2	3	4	5	6		
区分								
問合せ・相談		—	—	2	31	39		
要 望		—	—	10	27	39		
不 満		—	—	19	29	50		
好意的意見		—	—	40	174	210		
介護相談員の気づき		—	—	105	314	376		
その他		—	—	75	245	275		
合 計		—	—	251	820	989		

④ 港区老人クラブ連合会事務局運営等支援				担当係		ボランティア・地域活動支援係			
目 的 港区老人クラブ連合会運営支援並びに高齢者のいきがづくり、健康づくり、コミュニティ活動及び仲間づくり健康推進事業等の実施を支援します。 事業内容 (1)港区老人クラブ連合会事務局運営支援 ア 港区老人クラブ連合会総会等開催支援業務 年 1 回開催 イ 港区老人クラブ連合会理事会開催支援業務 年 1 回開催 ウ 港区老人クラブ連合会常任理事会開催支援業務 月 1 回開催 エ 全国老人クラブ連合会大会及び各種大会・研修会等参加支援業務 オ 港区老人クラブ連合会補助金等申請及び清算等支援業務 カ 会計事務補助 キ 庶務事務支援業務 (2)いきがづくり事業実施支援 (3)健康づくり事業実施支援 (4)コミュニティ活動事業実施支援 (5)仲間づくり健康増進事業実施支援 (6)その他関係事業参加支援 根拠規定等 ・港区老人クラブ活動助成要綱 ・港区老人クラブ連合会補助金交付要綱 ・港区老人クラブ連合会会則 開始時期 平成31年4月									
社協独自		区補助		区受託		東社協受託		その他	○

(2) 障害者福祉事業

① 障害者(児)ボウリング大会		担当係	ボランティア・地域活動支援係																							
目 的 障害者同士や障害者団体相互の交流の機会を提供することで、障害者の社会参加の促進を図るとともに、レクリエーションや情報交換等の機会とし、障害者福祉の向上につなげることを目的とします。 事業内容 1 対 象 区内在住で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの人とその介護者 2 協 賛 東京芝ライオンズクラブ 2 協 力 港区民生委員・児童委員協議会 3 会 場 品川プリンスホテルボウリングセンター 開始時期 昭和48年12月 (経過) 令和3年3月 「心身障害者(児)ボウリング大会」の名称を「障害者(児)ボウリング大会」に変更 実績表(2年度～6年度) (単位:人) <table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>8月19日</td> <td>8月17日</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>115</td> <td>118</td> </tr> </table>									区分 \ 年度	2	3	4	5	6	開催日	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	8月19日	8月17日	参加者数	—	—	—	115	118
区分 \ 年度	2	3	4	5	6																					
開催日	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	8月19日	8月17日																					
参加者数	—	—	—	115	118																					
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																		

② 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業		担当係	経営管理係													
目 的 港区内在住の重度障害者(児)の在宅生活を支援するため、希望する人に見舞品を贈呈します。 事業内容 1 対 象 区内在住(9月15日現在)の、心身障害者福祉手当の受給者または児童育成手当の(障害手当)受給中の対象児童で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1・2度の人、及び脳性マヒ又は進行性筋萎縮症の人 2 被贈呈者 対象者のうち希望する人 3 贈呈方法 対象者のうち、申請(申込)のあった人に、区内共通商品券3,000円分を贈呈 開始時期 昭和46年度 (経過) 平成17年度 希望制を導入 実績表(2年度～6年度) (単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被贈呈者数</td> <td>659</td> <td>611</td> <td>565</td> <td>531</td> <td>504</td> </tr> </tbody> </table> ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。					年 度	2	3	4	5	6	被贈呈者数	659	611	565	531	504
年 度	2	3	4	5	6											
被贈呈者数	659	611	565	531	504											
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他								

③ 手話通訳者派遣事業-1	担当係	生活支援係
目 的 聴覚障害者等に手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進することを目的とします。 事業内容 1 対 象 ①港区在住の身体障害者手帳を持ち、手話通訳を必要とする人等 ②行政や港区内で活動している団体等 2 利用範囲 日常生活活動の範囲内または手話通訳を必要とする事業（講演会、講習会、研修会、懇談会、委員会など）。 ただし、次の(1)～(4)を除きます。 (1) 営業活動に関すること。 (2) 政党活動に関すること。 (3) 宗教活動に関すること。 (4) その他専門的な知識を必要とするもの（例：事件・事故等や、訴訟に関する対応等、専門的な対応が必要となる場合） 3 利用手続 ①事前に港社協窓口で利用登録が必要。申込書に日時・場所・通訳内容などを明記し、申し込みます。 ②登録不要。申込書に日時・場所・通訳内容などを明記し、申し込みます。 4 利用料金 ①無料 ※活動中（待ち合わせ場所に集合してから解散するまで）の手話通訳者の交通費・入場料などはすべて利用者負担 ②通訳活動にかかる謝礼・交通費・入場料などを依頼者が全額負担 ※聴覚障害者団体で港区が取り決めた団体等は無料。ただし、活動中（待ち合わせ場所に集合してから解散するまで）の手話通訳者の交通費・入場料などはすべて依頼者負担 手話通訳者登録 ・登録更新 一定の活動実績がある手話通訳者のうち希望する人を登録更新しています。 ・登録試験 毎年度、港区手話講習会上級クラス修了者等を対象に、新規登録試験を実施しています。 研修・意見交換会 手話通訳技術の向上を目的に、通訳者研修を実施しています。 利用者・通訳者と意見交換会（懇談会）を行い、円滑な手話通訳者派遣事業実施に努めています。 根拠規定等 港区聴覚障害者等意思疎通支援事業実施要綱（区）		

③ 手話通訳者派遣事業-2

担当係

生活支援係

開始時期
（経過）

平成8年4月1日
平成24年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日
令和5年4月1日

区から港社協に事務移管（補助事業）
区受託事業になる。「手話通訳員」から「手話通訳者」に名称変更
港社協独自事業として実施していた紹介通訳派遣を、区受託事業である個人通訳派遣に統合
団体派遣を開始
映像通訳派遣を開始

実績表(2年度～6年度)

区分 \ 年度		2	3	4	5	6
手話通訳者数(人)		25	27	27	28	30
手話通訳者 派遣回数 (回)	利用登録者	199	296	345	293	396
	行政等	93	134	264	327	308
映像通訳監修者 派遣回数(回)					23	21

※ 手話通訳者数は4月1日現在

社協独自

区補助

区受託

○

東社協受託

その他

④ 手話講習会-1		担当係	生活支援係	
目 的 聴覚障害者及び言語機能障害者への理解の促進とコミュニケーションの向上、並びに手話通訳者の養成を図ることを目的とします。				
事業内容 1 対象 港区在住・在勤・在学の15歳以上(中学生不可)で、聴覚障害者及び言語機能障害者の福祉の向上に熱意を有し、期間中継続的に受講できる見込みがある健聴者 2 内容(令和7年度)				
クラス	対象	曜日・時間	講習回数(回)	定員(人)
入門	手話を基礎から学び、あいさつや自己紹介ができるよう学習したい人	隔週(火) 午後6時45分～8時45分	20	35
初級	手話を基礎から学び、簡単な会話ができるよう学習したい人	毎週(火) 午前10時～正午	35	35
中級	聴覚障害者及び言語機能障害者との日常会話ができるよう学習したい人	毎週(火) 午後6時45分～8時45分	35	35
上級	手話通訳者を目指す学習をしたい人。中級クラス修了程度の手話学習経験のある人	毎週(火) 午前10時～正午	35	20
養成	上級クラス修了者等が対象で手話通訳者を目指す学習をしたい人	毎週(火) 午後6時45分～8時45分	35	20
受験	養成クラス修了者が対象で手話通訳者登録試験の合格をめざす人	毎週(月) 午後6時45分～8時45分	15	40
体験	入門クラスもしくは初級クラスの受講を希望し受講できなかった人	未定	5	未定

根拠規定等	港区手話通訳者養成事業実施要綱(区)		
開始時期(経過)	平成8年度	区から港社協に事務移管	
	平成17年度	港区手話講習会実施委員会(※)に委託	
		※港区手話通訳者の会、手話サークル「て」、港区手話サークル麦の会、港区聴覚障害者協会(平成19年度から参画)が合同で設置した団体	
	平成28年度	区受託事業となり、引き続き実施運営	

④ 手話講習会-2			担当係	生活支援係		
実績表(2年度～6年度)						
講習会修了者			(単位:人)			
年度 クラス	2	3	4	5	6	
入 門	中止(◎)	27	36	27	23	
初 級	中止(◎)	25	36	34	28	
中 級	中止(◎)	14	11	31	29	
上 級	中止(◎)	18	13	11	27	
養 成	中止(◎)	16	9	7	8	
受 験	14	8	9	10	6	
体 験			5	12	10	
合 計	14	108	119	132	131	
※ 受験クラス・体験クラスの実績は修了者数ではなく受講者数						
※ 令和3年度はコロナ禍による開講回数減のため、修了の扱いとはしない。(翌年度へ継続受講)						
実績は令和3年度のみ受講者数						
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託
						その他

(3) 高齢者・障害者福祉事業

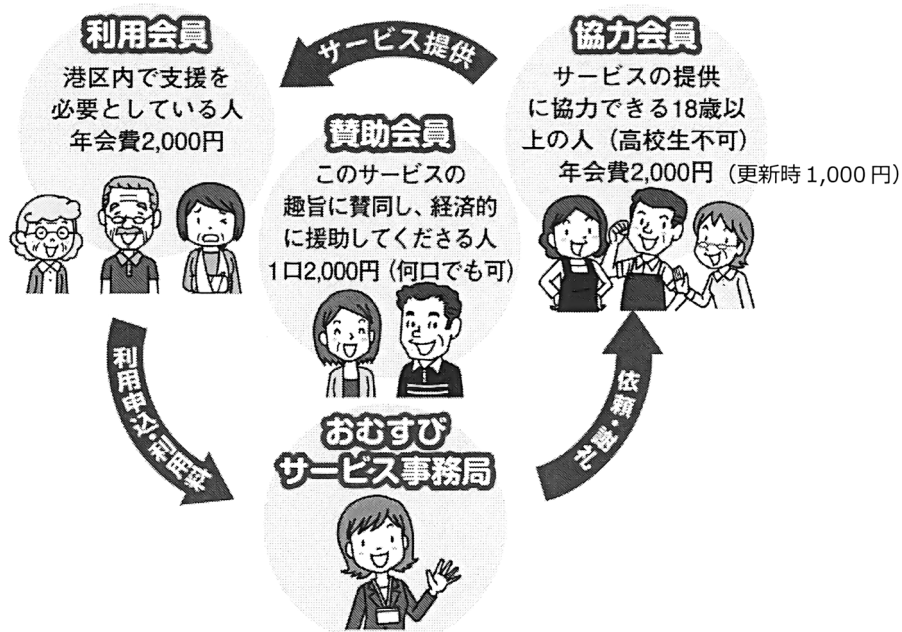
① 車いす貸出事業		担当係	ボランティア・地域活動支援係																															
目 的 一時的に車いすが必要となった人に対して貸し出し、日常生活を支援するほか、社会福祉に関する研修会への貸し出しなど、港社協が所有する車いすを有効に活用することにより地域福祉の増進を図ることを目的とします。 事業内容 1 貸出対象 (1)使用者または借受者が港区在住で、使用者は在宅で生活し、次の①から③のいずれかに該当する一時的に車いすを必要とする歩行困難な人 ①高齢 ②身体障害等 ③病気・ケガ ※ 要介護認定で「要介護2～5」と認定されている人は、介護保険の福祉用具貸与(レンタル)を利用 (2)主に港区民等を対象として営利を目的としない社会福祉に関する研修会等や、ボランティア活動などを行う人 2 貸出期間・維持管理協力費 短期貸出 7日以内(無料) 一般貸出 3か月以内(1,000円) 延長貸出 3か月以内(500円) ※ 短期貸出の期間を超えてしまった場合は、一般貸出へと自動的に変更され維持管理協力費を負担していただきます。 ※ 使用者又は借受者が港社協会員、使用者の世帯が住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人については、維持管理協力費が免除となります。 ※ 使用者が介護保険証や身体障害者手帳の交付を受けていても免除にはなりません。 3 必要書類 ・健康保険証や運転免許証等使用者及び借受者の住所が証明できものの(原本とその写し) ・使用者が交付を受けている場合は介護保険証や身体障害者手帳(原本とその写し) 根拠規定等 車椅子貸出事業要綱 開始時期 昭和53年度 (経過) 平成12年8月1日 有料化開始 平成22年4月1日 短期貸出(無料)開始 令和5年7月 子ども用車いすの貸出開始 実績表(2年度～6年度) (単位:台) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分 \ 年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保有台数</td> <td>146</td> <td>147</td> <td>151</td> <td>166</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸出 台数</td> <td>社 協</td> <td>137</td> <td>197</td> <td>224</td> <td>203 (うち子ども用1)</td> <td>215 (うち子ども用2)</td> </tr> <tr> <td>車いすステーション</td> <td>228</td> <td>314</td> <td>379</td> <td>312 (うち子ども用5)</td> <td>338 (うち子ども用17)</td> </tr> </tbody> </table> ※ 保有台数は社協及び車いすステーションの合計 ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。								区分 \ 年度		2	3	4	5	6	保有台数		146	147	151	166	177	貸出 台数	社 協	137	197	224	203 (うち子ども用1)	215 (うち子ども用2)	車いすステーション	228	314	379	312 (うち子ども用5)	338 (うち子ども用17)
区分 \ 年度		2	3	4	5	6																												
保有台数		146	147	151	166	177																												
貸出 台数	社 協	137	197	224	203 (うち子ども用1)	215 (うち子ども用2)																												
	車いすステーション	228	314	379	312 (うち子ども用5)	338 (うち子ども用17)																												
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																										

② 車いすステーション-1		担当係	ボランティア・地域活動支援係	
目 的 車いす貸出事業の一環として、一時的に車いすを必要とする人が、より身近な場所で借りられるように、地域の商店街・町会自治会・事業所・福祉施設等から、社会貢献活動として協力を得て、車いすステーションを設置し、地域福祉の推進を図ることを目的とします。				
事業内容 貸出対象は車いす貸出事業での貸出対象者(1)の人 貸出期間、維持管理協力費等の手続きは車いす貸出事業と同じ ※維持管理協力費の支払い方法は、払込取扱票にてゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口から港社協への払い込み				
開始時期 平成13年4月				
車いすステーション一覧 (単位:台)				
No.	車いすステーション名	所 在 地	電話番号	配置台数
1	ヒューマンぷらざ	芝1-8-23 障害保健福祉センター6階	5439-2511	4
2	東京ガスライフバルみなと	芝1-15-5	5439-6491	2
3	芝高齢者在宅サービスセンター	芝3-24-5	5232-0848	3
4	清水薬局	芝大門2-3-15	3431-0877	1
5	新橋亭	新橋2-4-2	3580-2211	1
6	福祉プラザ さくら川	新橋6-19-2	3433-0180	5
7	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	虎ノ門1-21-10 3階	3539-3710	3
8	神明子ども中高生プラザ	浜松町1-6-7 プラザ神明5階	5733-5199	3※
9	南麻布高齢者在宅サービスセンター	南麻布1-5-26	5232-9672	1
10	麻布子ども中高生プラザ	南麻布4-6-7	5447-0611	1※
11	ありすいきいきプラザ	南麻布4-6-7	3444-3656	2
12	特別養護老人ホーム 麻布慶福苑	南麻布5-1-20	3446-5501	1
13	西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3	3486-9166	3
14	麻布十番商店街振興組合	麻布十番2-3-10	3451-5812	3
15	東麻布商店会	東麻布1-18-11	3582-8982	3
16	赤坂みすじ通り会	赤坂3-15-4 バリ島ビル1階	3583-2457	1
17	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂	赤坂6-6-14	5561-7833	3
18	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山1-6-1	5410-3410	6
19	赤坂子ども中高生プラザ青山館	北青山3-4-1-201	5786-6567	2※

② 車いすステーション-2			担当係	ボランティア・地域活動支援係	
20	やまぶきケア	南青山2-27-8 I・Bハイツ203	6432-9321	1	
21	青南いきいきプラザ	南青山4-10-1	3423-4920	2	
22	認定NPO法人 世界の子どもにワ クチンを日本委員会(JCV)	三田4-1-9 三田ヒルサイドビル8階	5419-1081	1	
23	豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	3453-1591	1	
24	豊岡児童館	三田5-7-7	3453-1592	1※	
25	あいは一と・みなと	高輪1-4-8	5449-6455 (平日) 5449-6457 (土日)	2	
26	高輪子ども中高生プラザ	高輪1-4-35	3443-1555	2※	
27	(有)はなみずき	高輪2-15-31-204 高輪グランドパームス	5792-5874	1	
28	高輪親睦会内 安田自転車店	高輪3-3-6	3447-0769	1	
29	ステップリハビリ・高輪	高輪3-6-23 エステート高輪101	5449-2930	2	
30	高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15	3449-1643	1	
31	白金商店会	白金1-6-14	3441-6434	1	
32	白金いきいきプラザ	白金3-10-12	3441-3680	1	
33	みつ蛸	白金6-1-8	6277-0821	1	
34	白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5	3440-4627	2	
35	高齢者在宅サービスセンター 港南の郷	港南3-3-23	3450-5571	1	
36	港南子ども中高生プラザ	港南4-3-7	3450-9576	3※	
37	すこやかの家 みたて	港南4-5-3	5783-5120	5	
38	みなと工房	芝浦1-14-8 ベルハイム田町201	3455-8140	2	
39	芝浦アイランド児童高齢者交流プラ ザ	芝浦4-20-1	5443-7338	3※	
40	台場高齢者在宅サービスセンター	台場1-5-5	5531-0520	5	
合計				87	
※子ども用車いすを含む					
実績表(2年度～6年度)			(単位:か所)		
年 度	2	3	4	5	6
車いすステーション数	33	34	33	37	40
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他

目 的

住民相互の助け合いを推進する会員制の事業で、日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)、運営を経済的に支えてくださる人または団体(賛助会員)をむすび、住民相互の助け合いの輪を広げ、地域の人々が交流を持ちながら自立した生活を続けられるよう支援することを目的とします。



事業内容

1 会員区分

- (1) 利用会員: 港区内で高齢や障害、病気・ケガなど何らかの理由により日常生活を営む上で支援を必要とする人(原則港区在住)
年会費2,000円
 - (2) 協力会員: サービスの提供に協力できる18歳以上の人(高校生不可)
年会費2,000円(更新時1,000円)
 - (3) 賛助会員: この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援してくださる人または団体
年会費1口2,000円(何口でも可)
- ※利用会員・協力会員と賛助会員の両方の登録も可能

2 活動時間

月～金曜日(土日、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

※1回の活動時間は原則2時間以内(通院の付添いについては応相談)

3 活動の種類

区 分	内 容	料 金
家事などのサービス	・一緒に行う日常の家事として掃除・買物・食事の支度などをします。 ・通院や外出の付添いなどをします。 ・その他、話し相手・見守り・入院中の洗濯などをします。	800 円／時間
高齢者等世帯支援サービス	高齢者や障害者のみの世帯等を対象に、世帯単位での日常生活の家事などをします。	1,200 円／時間
ワンポイントサービス	・トイレ・浴室等水回りの掃除、普段できない掃除や片付け、季節の変わり目の衣替えなどを行います。 ※特殊な技術が必要な場合や場所や状況、時間がかかるなどの特別な掃除は内容によっては受けられない場合があります。	1,200 円／時間

※ 協力会員の交通費がかかった場合は利用会員の負担になります。

※ 依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。

※ 入会前のおためし利用もご相談ください。

4 そ の 他

各種研修会(2回)、登録説明会(1回)等を開催
会報紙「おむすびコロリン」(2回)発行

根拠規定等 有償在宅福祉サービス事業規程

開始時期 (経過) 平成9年7月
平成11年4月 おむすびサービス運営委員会発足(平成24年度末廃止)
平成12年3月 会員コーディネーター設置
平成30年3月 おためし利用開始

③有償在宅福祉サービス事業(おむすびサービス)-3			担当係		ボランティア・地域活動支援係	
実績表(2年度～6年度)						
会員登録者数					(単位:人)	
年度 区分		2	3	4	5	6
利 用 会 員		60	49	43	47	53
協 力 会 員		46	40	35	37	35
賛 助 会 員		11	10	9	9	10
サービス提供時間					(単位:時間)	
年度 区分		2	3	4	5	6
サ ー ビ ス 提 供 時 間		1,296	1,220	1,354	1,193	1,540
サービス内容別活動件数実績表					(単位:件)	
年 度 区 分		2	3	4	5	6
家事などのサービス	食事の支度	0	65	112	23	2
	洗濯	0	1	0	0	32
	掃除・整理整頓	188	244	291	301	473
	買物・薬取り	70	41	47	65	77
	衣類の補修	0	0	0	0	0
	外出介助	88	126	111	91	105
	散歩付添い	30	1	0	8	10
	代読・代筆	1	1	0	0	1
	精神的援助(話し相手)	36	1	3	32	63
	見守り	0	0	0	0	0
高齢者等世帯支援サービス		198	187	170	183	267
ワンポイントサービス		364	374	369	337	483
合 計		975	1041	1,103	1,040	1,513
おためし利用実績表					(単位:件)	
年度 区分		2	3	4	5	6
件 数		0	1	1	1	6
※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。						
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託
						その他

④ 総合的な福祉サービス利用援助事業-1	担当係	権利擁護推進係						
目 的 高齢者や障害者が、福祉サービスを適切に利用して、地域で自分らしく安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、判断能力の不十分な人の権利擁護相談などの支援を総合的・一体的に実施します。 事業内容 1 一般相談(随時、無料) 福祉サービスに関する情報提供や、利用する際の手続き、権利擁護に関する相談などを受けます。 2 専門相談(事前予約制、無料) 一般相談で受けた相談のうち、成年後見制度(法定後見・任意後見)、財産管理、権利侵害などの相談で、専門的なアドバイスが必要と思われる場合、希望に応じて弁護士による無料相談を実施します。 総合的な福祉サービス利用援助事業と成年後見制度利用促進事業と合同で月2回実施します。 3 福祉サービス利用援助・支援事業(有料) (1)対象 区内で在宅生活をされていて、高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのため、福祉サービスの利用援助が必要な人(ご本人の意思で契約を結ぶことができる人が対象です。) (2)サービス内容 ① 福祉サービスの利用援助 福祉サービス利用に関する情報提供や助言、利用援助、福祉サービス利用料金の支払手続きの代行、福祉サービスに関する苦情申し立ての援助など ② 日常的金銭管理サービス 預貯金の出入金や公共料金・各種保険料の支払い援助など ③ 書類等の預かりサービス 預金通帳、権利証、印鑑、大切な書類などのお預かり (3)利用料 <table><tr><td>①福祉サービスの利用援助</td><td>1回1時間まで1,700円 (1時間を超えた場合は、30分単位で800円を加算します。)</td></tr><tr><td>②日常的金銭管理サービス</td><td>*①を基本に②、③のサービスを提供します。 *①+②を利用する場合は、両方のサービス提供にかかった時間をもとに、あわせて計算します。</td></tr><tr><td>③書類等の預かりサービス</td><td>1ヵ月 700円</td></tr></table> ※ 生活保護受給世帯等には減免制度があります。 ※ サービス提供時に必要な交通実費は利用者の負担になります。			①福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,700円 (1時間を超えた場合は、30分単位で800円を加算します。)	②日常的金銭管理サービス	*①を基本に②、③のサービスを提供します。 *①+②を利用する場合は、両方のサービス提供にかかった時間をもとに、あわせて計算します。	③書類等の預かりサービス	1ヵ月 700円
①福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,700円 (1時間を超えた場合は、30分単位で800円を加算します。)							
②日常的金銭管理サービス	*①を基本に②、③のサービスを提供します。 *①+②を利用する場合は、両方のサービス提供にかかった時間をもとに、あわせて計算します。							
③書類等の預かりサービス	1ヵ月 700円							

④ 総合的な福祉サービス利用援助事業-2		担当係	権利擁護推進係			
根拠規定等		東京都日常生活自立支援事業実施要綱(都) 東京都福祉サービス総合支援事業実施要綱(都) 東京都社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業実施要領(東社協) 福祉サービス利用援助事業実施要領 福祉サービス利用支援事業実施要綱 福祉サービス利用支援事業実施要領 登録型生活支援員及び法人後見支援員設置要綱 登録型生活支援員及び法人後見支援員登録要綱				
開始時期 (経過)		平成11年10月1日 地域福祉権利擁護事業を協力社協として開始 平成13年4月1日 「福祉サービス利用支援センター」を設置 平成13年10月1日 総合的な福祉サービス利用援助事業として運営開始 平成14年4月1日 地域福祉権利擁護事業を東社協から受託し、東京都福祉サービス総合支援事業を港区補助事業として開始 平成20年1月1日 名称を変更し、「成年後見利用支援センター」を開設 平成29年5月1日 登録型生活支援員制度を導入 令和7年4月1日 「成年後見利用支援センター」の名称を「権利擁護センター」に変更				
実績表(2年度～6年度)						
一般相談件数		(単位:件)				
利用福祉サービス 利用援助事業	認知症高齢者	1,112	896	1,052	849	1,338
	知的障害者	1	32	41	46	50
	精神障害者	139	295	233	252	401
	その他	41	40	31	22	18
利用福祉サービス 利用支援事業	高齢者	33	40	13	5	8
	身体障害者	64	49	64	28	27
	その他	0	8	10	36	6
合 計		1,390	1,360	1,444	1,238	1,848
専門相談件数		(単位:件)				
区分	年度	2	3	4	5	6
法定後見		11	13	12	11	22
任意後見		1	0	4	5	4
権利侵害		6	4	2	4	5
その他(遺言・相続・財産管理等)		29	41	40	36	28
合 計		47	58	58	56	59
※総合的な福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用促進事業との合計						

④ 総合的な福祉サービス利用援助事業-3

担当係

権利擁護推進係

実利用者数

(単位:人)

年度			2	3	4	5	6
区分							
新規契約者数			22	20	18	27	32
契約終了者数			15	22	15	18	18
年度末現在実契約者数			54	52	55	64	78
内 訳	事 援 業 助	認知症高齢者	34	39	36	45	59
		知的障害者	2	2	4	4	4
		精神障害者	7	6	11	12	12
		その他	1	1	1	1	1
	事 支 業 援	高齢者	1	1	1	1	1
		身体障害者	6	5	2	1	1
		その他	0	0	0	0	0

登録型生活支援員

(単位:人)

年度		2	3	4	5	6
区分						
登録者数		8	11	13	14	16
実活動者数 (年度末時点)		8	9	9	9	10

社協独自

○

区補助

区受託

東社協受託

○

その他

⑤ 成年後見制度利用促進事業 (制度利用に向けた相談支援-1)		担当係	権利擁護推進係		
目的 区民等からの権利擁護に関する相談に当たって、成年後見制度や関連する事業等について総合的に対応し、制度の利用しやすさの向上を図ります。					
事業内容					
1 一般相談(随時、無料) 成年後見制度などについての相談を受けます。					
2 専門相談(事前予約制、無料) 一般相談で受けた相談のうち、成年後見制度(法定後見・任意後見)、財産管理、権利侵害などの相談で法律的なアドバイスが必要と思われる場合、希望に応じて弁護士による無料相談を実施します。 成年後見制度利用促進事業と総合的な福祉サービス利用援助事業と合同で月2回実施します。					
3 訪問相談 相談者個々の状況に応じて、個別の訪問相談を行います。					
4 成年後見制度申立支援(成年後見制度の利用支援) 成年後見制度や家庭裁判所への申立手続きの説明などを行い、申立ての支援を実施しています。必要に応じて、弁護士会等の適切な専門機関へつなぎます。					
根拠規定等 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区)					
開始時期 (経過) 平成20年1月1日 「福祉サービス利用支援センター」の名称を変更し、 「成年後見利用支援センター」を開設 平成31年4月1日 区受託事業として実施 令和 7年4月1日 「成年後見利用支援センター」の名称を、「権利擁護センター」に変更					
実績表(2年度～6年度)					
一般相談件数		(単位:件)			
年度 区2 分	2	3	4	5	6
法定後見	3,289	3,070	3,516	3,023	2,684
任意後見	71	111	127	124	149
その他(権利侵害・遺言・ 相続・財産管理等)	103	—	—	—	—
合 計	3,463	3,181	3,643	3,147	2,833
※令和3年度から「その他」の項目は除外					

⑤ 成年後見制度利用促進事業 (制度利用に向けた相談支援-2)				担当係	権利擁護推進係				
専門相談件数(再掲) (単位:件)									
年 度 区 分		2	3	4	5	6			
法定後見		11	13	12	11	22			
任意後見		1	0	4	5	4			
権利侵害		6	4	2	4	5			
その他(遺言・相続・ 財産管理等)		29	41	40	36	28			
合 計		47	58	58	56	59			
※総合的な福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用促進事業との合計									
申立支援件数 (単位:件)									
年 度 区 分		2	3	4	5	6			
申立支援相談件数		1,574	1,391	1,547	1,139	882			
</									

⑥ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等候補者の推薦-1)		担当係	権利擁護推進係		
目 的	成年後見人等候補者の確保が困難な人を対象とした手続きの円滑化を進め、状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者を推薦します。				
事業内容	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家を成年後見人等候補者として港区に登録し、推薦に当たっては、顔合わせなどを通して成年被後見人等の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、円滑な人間関係を築くことができるよう取り組みます。				
根拠規定等	港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 港区成年後見人等候補者推薦事業実施要綱(区)				
開始時期	平成22年度 平成31年4月1日 区受託事業として実施				
実績表 (2年度～6年度)					
成年後見人等候補者の登録者数 (単位:人)					
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
弁護士	87	90	62	67	74
司法書士	46	48	66	66	67
社会福祉士	30	31	27	27	26
区民後見人(※)	13	15	16	18	20
精神保健福祉士	0	0	0	0	0
税理士	1	3	3	3	2
社会福祉協議会	—	1	1	1	1
登録者数合計	177	188	175	182	190
※令和6年4月に、「社会貢献型後見人」から名称変更					
成年後見人等候補者の紹介件数 (単位:件)					
年 度	2	3	4	5	6
紹介件数(延べ)	77	73	63	47	48

⑥ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等候補者の推薦-2)				担当係		権利擁護推進係																																																															
港区成年後見人等登録者連絡会(2年度～6年度)																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>開催日</th> <th>参加者 (人)</th> <th colspan="6">テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>12月4日</td> <td>78</td> <td colspan="6">講演(弁護士)「専門職後見人に期待されること」、港区 成年後見制度利用促進事業について</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>11月10日</td> <td>79</td> <td colspan="6">「港区のチーム支援について」 コメンテーター(弁護士、社会福祉士)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>10月19日</td> <td>62</td> <td colspan="6">「港区の権利擁護支援チームの実践について」 コメンテーター(弁護士、司法書士、社会福祉士)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>10月18日</td> <td>62</td> <td colspan="6">「チーム支援、意思決定支援について考える」 コメンテーター(弁護士)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>10月15日</td> <td>66</td> <td colspan="6">「日頃の後見活動についてざっくばらんに話し合おう」 コメンテーター(社会福祉士)</td> </tr> </tbody> </table>										年度	区分	開催日	参加者 (人)	テーマ						2		12月4日	78	講演(弁護士)「専門職後見人に期待されること」、港区 成年後見制度利用促進事業について						3		11月10日	79	「港区のチーム支援について」 コメンテーター(弁護士、社会福祉士)						4		10月19日	62	「港区の権利擁護支援チームの実践について」 コメンテーター(弁護士、司法書士、社会福祉士)						5		10月18日	62	「チーム支援、意思決定支援について考える」 コメンテーター(弁護士)						6		10月15日	66	「日頃の後見活動についてざっくばらんに話し合おう」 コメンテーター(社会福祉士)					
年度	区分	開催日	参加者 (人)	テーマ																																																																	
2		12月4日	78	講演(弁護士)「専門職後見人に期待されること」、港区 成年後見制度利用促進事業について																																																																	
3		11月10日	79	「港区のチーム支援について」 コメンテーター(弁護士、社会福祉士)																																																																	
4		10月19日	62	「港区の権利擁護支援チームの実践について」 コメンテーター(弁護士、司法書士、社会福祉士)																																																																	
5		10月18日	62	「チーム支援、意思決定支援について考える」 コメンテーター(弁護士)																																																																	
6		10月15日	66	「日頃の後見活動についてざっくばらんに話し合おう」 コメンテーター(社会福祉士)																																																																	
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他																																																													

⑦ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の経費助成)		担当係	権利擁護推進係																															
目 的 成年後見制度利用にあたり、必要となる経費を負担することが困難な人に対し、成年後見制度申立経費及び後見人等の報酬を助成することにより、必要な人が必要なときに制度を利用できるよう支援します。 事業内容 1 成年後見制度申立経費の助成 法定後見制度の申立てに必要な経費を負担することが困難な人を対象に、申立経費の申請を受け、助成します(上限15万円)。 2 後見人等報酬助成 法定後見制度の利用にあたり、成年後見人等の報酬に掛かる経費を負担することが困難な人を対象に、報酬費用の申請を受け、助成します。 なお、成年後見人等が港区成年後見人等候補者推薦事業に登録している場合に限ります。 根拠規定等 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 港区成年後見制度申立経費助成事業実施要綱(区) 港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱(区) 開始時期 平成22年度 (経過) 平成31年4月1日 区受託事業として実施 令和6年4月1日 港区の要綱改正に伴い、報酬助成額の上限拡大、随時受付等に変更 令和7年4月1日 港区の要綱改正に伴い、任意後見監督人選任申立て経費および任意後見監督人の報酬も助成対象とする。 実績表(2年度～6年度) 申立経費助成 <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>助成件数 (件)</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 後見人等報酬助成 <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>助成件数 (件)</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>新規(件)</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </table>					区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	助成件数 (件)	4	0	1	0	0	区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	助成件数 (件)	13	21	32	35	29	新規(件)	4	10	14	5	4
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																													
助成件数 (件)	4	0	1	0	0																													
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																													
助成件数 (件)	13	21	32	35	29																													
新規(件)	4	10	14	5	4																													
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他																										

⑧ 成年後見制度利用促進事業 (地域連携ネットワークの推進-1)		担当係	権利擁護推進係
目 的	権利擁護支援のため、本人とその家族、親族や後見人等を取り巻く地域の関係団体等との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。		
事業内容	地域連携ネットワークを効果的に機能させていくために、会議体を設置し、実務的な連携拡充を図ります。 ・港区成年後見制度利用促進協議会 ・港区地域連携ネットワーク連絡会 ・港区地域連携ネットワーク中核機関運営会議 ・港区成年後見制度担当者連携会議 等の開催		
根拠規定等	港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱(区)		
開始時期	平成31年4月1日		
実績表(2年度～6年度)			
港区成年後見制度利用促進協議会			
	開催日	テーマ	
2	9月9日	港区成年後見制度利用促進事業の報告について 等	
	1月22日	港区成年後見制度利用促進事業の進捗状況について 等	
3	6月23日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	
	1月25日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	
4	6月21日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	
	1月27日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	
5	8月23日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	
	1月26日	令和5年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する取組と事業報告 等	
6	6月24日	令和6年度港区の成年後見制度利用促進事業の取組について 等	
	12月10日	令和6年度港区の成年後見制度利用促進事業の進捗状況について 等	

⑧ 成年後見制度利用促進事業 (地域連携ネットワークの推進-2)					担当係	権利擁護推進係			
港区地域連携ネットワーク連絡会									
		開催日	テーマ						
2		10月14日	講演(港区しんきん協議会)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
3		4月14日	講演(港区医師会)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		7月14日	講演(医療ソーシャルワーカー)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		10月13日	講演(税理士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		1月19日	講演(社会福祉士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
4		4月13日	講演(弁護士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		7月13日	講演(司法書士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		10月12日	講演(社会福祉士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		1月11日	意見交換、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
5		4月12日	講演(弁護士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		7月12日	各団体の成年後見に関する取組状況、成年後見や権利擁護支援に関する相談事例 等						
		10月11日	講演(行政書士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等						
		1月10日	アンケート結果と来年度の開催について、各団体の成年後見制度も含めた権利擁護支援等について 等						
6		5月22日	地域生活支援拠点事業について 等						
		9月11日	生活保護制度と各関係団体との連携事例等について 等						
		2月19日	相談支援専門員/計画相談とは～精神障害者の相談事例を通して～						

⑨ 成年後見制度利用促進事業 (区民後見人等候補者の養成)				担当係	権利擁護推進係																																		
目 的		地域における身近な存在として、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる区民後見人等候補者を養成します。																																					
事業内容		区民後見人等候補者養成基礎講習の受講希望者を募り、選考等を経て受講者を決定し、同講習を活用して区民後見人等を養成します。同講習の修了者は区民後見人等候補者として翌年度4月1日付で港区に登録し、一定の研修等を経て、研修の成果など後見人等としての適性を見ながら、後見人等候補者として紹介します。																																					
根拠規定等		港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 東京都後見人等候補者養成事業実施要領(都) 「社会貢献型後見人(市民後見人)を目指す方のための基礎講習」合同実施協定書 港区区民後見人等候補者養成事業実施要綱(区) 港区区民後見人等候補者養成基礎講習事業実施要領(区)																																					
開始時期 (経過)		平成23年度 事業開始。基礎講習は東京都が開催 平成26年度 基礎講習は東京都社会福祉協議会が開催 平成27年度 全都を対象とした基礎講習終了に伴い、中央区社協と共同開催 平成31年4月1日 区受託事業として実施 令和6年4月1日 港区の要綱改正に伴い、名称を「社会貢献型後見人」から「区民後見人」に変更																																					
実績表(2年度～6年度)																																							
区民後見人等候補者養成基礎講習修了者数		(単位:人)																																					
<table><tr><td>年 度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>区 分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>修了者数</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>		年 度	2	3	4	5	6	区 分						修了者数	4	3	2	2	2																				
年 度	2	3	4	5	6																																		
区 分																																							
修了者数	4	3	2	2	2																																		
区民後見人等候補者名簿登録者数		(単位:人)																																					
<table><tr><td>年 度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>区 分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規登録者数</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>登録辞退者数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>年度末現在登録者数</td><td>13</td><td>15</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr></table>		年 度	2	3	4	5	6	区 分						新規登録者数	2	4	3	2	2	登録辞退者数	2	2	2	0	0	年度末現在登録者数	13	15	16	18	20								
年 度	2	3	4	5	6																																		
区 分																																							
新規登録者数	2	4	3	2	2																																		
登録辞退者数	2	2	2	0	0																																		
年度末現在登録者数	13	15	16	18	20																																		
区民後見人等受任件数		(単位:人)																																					
<table><tr><td>年 度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>区 分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規受任件数</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>終了件数</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>年度末現在受任件数</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td></tr></table>		年 度	2	3	4	5	6	区 分						新規受任件数	1	3	3	2	3	終了件数	0	1	2	2	1	年度末現在受任件数	4	6	7	7	9								
年 度	2	3	4	5	6																																		
区 分																																							
新規受任件数	1	3	3	2	3																																		
終了件数	0	1	2	2	1																																		
年度末現在受任件数	4	6	7	7	9																																		
社協独自			区補助		区受託	○	東社協受託		その他																														

⑩ 成年後見制度利用促進事業 (親族後見人等への支援)		担当係	権利擁護推進係																																																													
目 的 親族後見人等へのアウトリーチを行うことにより、孤立や不安などを解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう、後見等活動を支援します。 事業内容 親族向け情報交換会の実施やニュースレターの発行による情報提供、成年後見制度の利用を検討している人やすでに後見人等として活動している家族や親族を対象とした講座等を開催します。 根拠規定等 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 開始時期 平成19年度 (経過) 平成31年4月1日 区受託事業として実施 実績表 (2年度～6年度) 親族向け後見人講座 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>開催日</th> <th>延参加者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>第1回</td> <td>9月1日・8日</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>第1回</td> <td>6月21日・28日</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>1月25日・2月1日</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>第1回</td> <td>8月25日・9月1日</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月7日・14日</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>第1回</td> <td>8月21日</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月2日</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>第1回</td> <td>8月23日</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月7日</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> 親族後見人の連絡会(親族後見人カフェ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>開催日</th> <th>参加者 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>12月23日</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>12月7日</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>12月3日</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>12月2日</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>12月14日</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>					年度	区分	開催日	延参加者数 (人)	2	第1回	9月1日・8日	35	3	第1回	6月21日・28日	33	第2回	1月25日・2月1日	28	4	第1回	8月25日・9月1日	28	第2回	2月7日・14日	31	5	第1回	8月21日	25	第2回	2月2日	33	6	第1回	8月23日	13	第2回	2月7日	30	年度	区分	開催日	参加者 (人)	2		12月23日	3	3		12月7日	5	4		12月3日	3	5		12月2日	3	6		12月14日	6
年度	区分	開催日	延参加者数 (人)																																																													
2	第1回	9月1日・8日	35																																																													
3	第1回	6月21日・28日	33																																																													
	第2回	1月25日・2月1日	28																																																													
4	第1回	8月25日・9月1日	28																																																													
	第2回	2月7日・14日	31																																																													
5	第1回	8月21日	25																																																													
	第2回	2月2日	33																																																													
6	第1回	8月23日	13																																																													
	第2回	2月7日	30																																																													
年度	区分	開催日	参加者 (人)																																																													
2		12月23日	3																																																													
3		12月7日	5																																																													
4		12月3日	3																																																													
5		12月2日	3																																																													
6		12月14日	6																																																													
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他																																																								

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-1)		担当係	権利擁護推進係
目 的	成年後見制度の理解促進と適正な運用に向けて、区民や関係機関、後見人等への周知啓発を行います。		
事業内容	わかりやすいパンフレットやホームページ等による制度の周知とともに、区民、地域、保健・福祉・医療、行政等の関係者、後見人等に対し、講演会やミニ講座等により制度の周知啓発を行います。		
根拠規程等	港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区)		
開始時期 (経過)	平成19年度 平成31年4月1日 区受託事業として実施		
実績表 (2年度～6年度)	区民向け講演会		
年度 \ 区分	開催日	参加者数 (人)	テーマ
2	10月15日	13	相続が大きく変わる！ ～大切な人を守るための相続法改正のポイント～
3	7月9日	17	備えあれば憂いなし！自分らしいエンディング ～明日から実践できる基礎知識～
	12月15日	24	自分のことは自分で決める！人生の締めくくり方
4	7月28日	16	わたしのこれからについて
	12月14日	22	講演会「将来に備える任意後見制度」
		6	相談会(相談員：司法書士、税理士)
5	7月7日	39	弁護士の勧める終活について
	11月25日	19	講演会「これからのあなたらしい生き方の提案」
		6	相談会(相談員：司法書士、税理士)
6	7月23日	38	講演会「準備しておくべきこと」
		9	相談会(相談員：司法書士、税理士)
	12月5日	24	判断できる今、将来に備えておくために

⑪ 成年後見制度利用促進事業
(成年後見制度の周知啓発-2)

担当係

権利擁護推進係

成年後見制度等についてのミニ講座&出張相談会 参加者数

(単位:人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
芝地区	2	14	9	8	16
麻布地区	5	5	4	6	16
赤坂地区	4	6	2	10	3
高輪地区	7	9	12	6	9
芝浦港南地区	7	16	7	6	11
合計	25	50	34	36	55

支援者向け成年後見制度等ミニ講座 参加者数

(単位:人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
芝地区	—	43	—	19	—
麻布地区	—	8	2	—	—
赤坂地区	—	4	2	1	2
高輪地区	—	—	—	20	12
芝浦港南地区	—	—	17	—	13

成年後見関係機関等との共催による講演会等

年度 \ 区分	開催日	参加者数 (人)	テーマ
2	中止(◎)	—	—
3	6月13日	13	講演会「老後のプランと費用の話」
		5	相談会(相談員:司法書士、税理士)
4	6月25日	19	講演会「成年後見と家族信託の話～使い分けのポイント～」
		4	相談会(相談員:司法書士、税理士)
5	6月25日	22	講演会「将来のことを誰に頼みたい?任意後見について知っておこう!」
		7	相談会(相談員:司法書士、税理士)
6	6月23日	25	講演会「“いま”から未来のあなたや家族にできること。終活と成年後見制度を知るきっかけに!」
		5	相談会(相談員:司法書士、税理士)

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-3)		担当係	権利擁護推進係	
講師派遣				
年度	区分	開催日	参加者数 (人)	派遣先
2		7月2日	11	港区内高齢者相談センター社会福祉士情報交換会 (専門職派遣)
		7月28日	30	チャレンジコミュニティ・クラブ
		9月30日	35	ぱあとなあ東京区部南ブロック定例会
		10月22日	9	事業団サポートの会(専門職派遣)
		11月12日	10	赤坂地区高齢者相談センター 区民講座
		11月27日	17	東京都済生会中央病院
		12月9日	7	赤坂地区高齢者相談センター 出張区民講座
3		6月10日	15	チャレンジコミュニティ・クラブ3期会
		7月2日	13	東京都済生会中央病院
		7月13日	19	JCHO東京高輪病院
		8月20日	28	東京慈恵会医科大学付属病院
		9月29日	15	赤坂地区高齢者相談センター 区民講座
		10月28日	11	チャレンジコミュニティ・クラブ3期会
		11月5日	22	東京都済生会中央病院
		12月14日	45	東京慈恵会医科大学付属病院
		12月22日	24	JCHO東京高輪病院
		2月10日	24	リーガルサポート東京支部・港地区
		3月22日	8	東京税理士会芝支部
4		8月23日	22	リーガルサポート東京支部・港地区
		9月13日	23	芝浦港南地区高齢者相談センター 権利擁護講座
		10月18日	7	みなと障がい者福祉事業団
		10月27日	12	CC3期会
		11月9日	48	東京都済生会中央病院
		12月7日	13	東京税理士会芝支部
		12月8日	22	みなと障がい者福祉事業団
		12月12日	4	港区立がん在宅緩和ケア支援センター
		1月19日	14	麻布地区高齢者相談センター 区民講座
		1月24日	12	港区立精神障害者支援センター

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-4)			担当係	権利擁護推進係
5	7月25日	28	高輪地区高齢者相談センター 区民講座	
	8月1日	30	麻布地区高齢者相談センター 区民講座	
	9月25日	20	芝浦港南地区高齢者相談センター 権利擁護講座	
	11月1日	15	港区シルバー人材センター カフェ講座	
	12月1日	25	港区シルバー人材センター 六本木地域班	
	2月2日	22	港区シルバー人材センター 麻布中央地域班	
	2月14日	7	やまびこの会	
	3月18日	24	高輪地区高齢者相談センター 区民講座	
	3月23日	25	港区立三田いきいきプラザ 区民講座	
6	5月1日	16	港区シルバー人材センター カフェ講座	
	6月25日	6	台場高齢者サービスセンター ふれあい団らん室	
	7月8日	18	赤坂地区高齢者相談センター 区民講座	
	7月17日	8	高輪地区高齢者相談センター 区民講座	
	8月9日	28	港区シルバー人材センター 西麻布地域班	
	9月17日	5	介護予防センターらくっちゃ	
	9月27日	17	桜十字白金リハビリテーション病院	
	1月29日	19	港区障害者地域生活支援拠点事業 職員向け研修会	
	2月25日	10	3A クラブ	
	2月28日	10	港区障害者地域生活支援拠点事業 家族向け講座&個別相談会	
	3月1日	15	港区立三田いきいきプラザ 区民講座	
	3月14日	11	高輪地区高齢者相談センター 医療・介護連携公開講座	
	3月17日	3	3包括共催成年後見制度研修会	

その他の成年後見制度研修会

年度	区分	実施日	参加者数 (人)	対象
2		—	—	—
3		7月8日	46	ケアマネジャー・ヘルパー
		2月24日	22	ケアマネジャー・ヘルパー
4		10月26日	25	ケアマネジャー・訪問看護
		1月18日	22	ケアマネジャー・訪問看護・ヘルパー
5		10月26日	11	ケアマネジャー・訪問看護
		1月29日	26	ケアマネジャー・訪問看護
6		12月17日	26	ケアマネジャー・訪問看護
		3月5日	10	ケアマネジャー・訪問看護

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-5)					担当係	権利擁護推進係				
民生委員・児童委員向け成年後見制度研修会(2年度～6年度)										
区分 年度		実施日	参加者数 (人)	対象						
2		9月25日	20	芝浦港南地区						
		10月29日	29	麻布地区						
		11月27日	26	赤坂青山地区						
		3月25日	23	高輪地区						
		3月26日	28	芝地区						
3		6月22日	22	芝浦港南地区						
		11月24日	23	麻布地区						
		11月26日	27	赤坂青山地区						
4		6月23日	23	赤坂青山地区						
		6月28日	15	麻布地区						
		7月25日	18	芝浦港南地区						
		7月28日	28	芝地区						
		9月29日	23	高輪地区						
5		6月27日	24	芝地区						
		6月29日	24	高輪地区						
		7月25日	15	麻布地区						
		7月25日	16	芝浦港南地区						
		7月27日	24	赤坂青山地区						
6		6月25日	25	芝地区						
		6月27日	20	麻布地区						
		7月26日	17	赤坂青山地区						
		7月23日	27	高輪地区						
		7月24日	20	芝浦港南地区						

⑫ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等への支援-1)		担当係	権利擁護推進係																				
目 的	地域連携ネットワークの関係団体等において制度の理解を促進し、各団体の専門性を活かした成年後見人等への支援を行うことにより、制度の適正な運用に取り組みます。																						
事業内容	成年後見人等へのケース支援のほか、専門家後見人を対象とした後見人等の連絡会(座談会)の開催、また、関係団体との連携による講演会等を実施します。																						
根拠規定等	港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区)																						
開始時期 (経過)	平成19年度 平成31年4月1日 区受託事業として実施																						
実績表(2年度～6年度)																							
実務支援件数																							
<table><tr><td>年 度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>区 分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>実務支援ケース</td><td>397</td><td>814</td><td>1,100</td><td>1,176</td><td>906</td></tr></table>		年 度	2	3	4	5	6	区 分						実務支援ケース	397	814	1,100	1,176	906				
年 度	2	3	4	5	6																		
区 分																							
実務支援ケース	397	814	1,100	1,176	906																		
後見人等の連絡会(座談会)																							
<table><tr><td>区分</td><td>実施日</td><td>参加者 (人)</td><td>テーマ</td></tr><tr><td>年度</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	実施日	参加者 (人)	テーマ	年度																		
区分	実施日	参加者 (人)	テーマ																				
年度																							
2	8月5日	13	後見等開始前の財産保全処分について																				
	11月6日	23	コロナ禍における後見活動～施設や関係機関との関係づくりのポイント～																				
	2月25日	23	医療現場における後見人等の役割～医療職との連携のポイント～																				
3	6月15日	25	高齢者相談センターの役割と成年後見制度～高齢者相談センターとの連携のポイント～																				
	9月11日	22	被後見人等の親族との関わり方について																				
	2月15日	13	成年後見活動における多職種との連携について～専門職が精神疾患・知的障害者をどう担当してゆくのか～																				
4	5月26日	20	後見活動における意思決定支援																				
	9月29日	22	障害特性に応じた相談援助技術について																				
	1月31日	23	後見人活動についての事例検討																				
5	5月25日	26	精神障害者に対する基本的知識とその対応等について																				
	9月28日	19	後見活動における高齢者相談センターとの連携について																				
	2月20日	17	虐待ケースにおける後見活動について																				
6	5月27日	21	終末期医療について																				
	9月28日	20	施設と後見人の連携について																				
	2月20日	15	困難ケースにおける事例検討																				

⑫ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等への支援-2)					担当係	権利擁護推進係					
チーム会議の開催(2年度～6年度)										(単位:回)	
年 度		2	3	4	5	6					
区 分											
開催数		29	81	92	84	78					
内 訳	区長申立てケース	12	39	53	45	31					
	本人申立てケース	8	23	27	23	27					
	親族申立てケース	9	18	12	16	19					
	その他	—	1	—	—	1					

⑬ 法人後見監督の受任				担当係	権利擁護推進係																																	
目 的 区民後見人等候補者が後見人等として選任された場合に、港社協が法人後見監督を受任し、後見人等が円滑に後見業務に従事することができるよう支援することを目的とします。 事業内容 区民後見人等候補者を後見人等候補者として申立てを行う場合に、港社協が法人後見監督として受任する旨を明確にします。また、選任後、後見人等が適正に後見事務を行うことができるよう必要な支援を行います。 根拠規定等 成年後見制度における区民後見人等監督業務実施要綱 開始時期 平成24年度 (経過) 令和3年4月1日 社協独自事業として実施 実績表(2年度～6年度) 法人後見監督受任件数 (単位:件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 \ 年 度</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">6</th> </tr> <tr> <td>新規受任件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>受任終了数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>年度末現在受任件数</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>総受任件数(累計)</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </table>									区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	新規受任件数	1	3	3	2	3	受任終了数	0	1	2	2	1	年度末現在受任件数	4	6	7	7	9	総受任件数(累計)	9	12	15	17	20
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																																	
新規受任件数	1	3	3	2	3																																	
受任終了数	0	1	2	2	1																																	
年度末現在受任件数	4	6	7	7	9																																	
総受任件数(累計)	9	12	15	17	20																																	

⑭ 法人後見事業			担当係	権利擁護推進係																																																		
目 的 認知症高齢者の増加など、成年後見制度の利用が必要な人の増加が見込まれる中、親族後見人や専門職後見人とともに重層的に成年後見等を必要とする人をカバーし、セーフティネットとしての役割を担うことを目的とします。																																																						
事業内容 福祉サービス利用援助事業利用者と判断能力が衰えてきた人、親なき後の支援が長期にわたる人、港社協のこれまでの権利擁護支援のノウハウが活用できる人等、法人による受任が必要なケースを受任し、成年後見制度におけるセーフティネットとしての役割を担います。また、港社協がこれまで地域福祉の推進で培ってきた、多様な関係機関等との連携により、安定的かつ利用者本位の支援を行います。																																																						
根拠規定等 法人後見事業実施要綱																																																						
開始時期 平成31年4月1日 区補助事業として実施 (経過) 令和3年4月1日 社協独自事業として実施 令和3年12月 法人後見支援員の導入																																																						
実績表(2年度～6年度) 法人後見受任状況 (単位:件) <table><tr><th>区 分 \ 年 度</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>新規受任件数</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>内訳)後見</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>保佐</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>補助</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>終了件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>年度末現在受任件数</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>総受任件数(累計)</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>9</td></tr></table>							区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	新規受任件数	3	0	1	1	2	内訳)後見	2	0	0	1	1	保佐	0	0	1	0	1	補助	1	0	0	0	0	終了件数	1	1	1	0	2	年度末現在受任件数	4	3	3	4	4	総受任件数(累計)	5	5	6	7	9
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																																																	
新規受任件数	3	0	1	1	2																																																	
内訳)後見	2	0	0	1	1																																																	
保佐	0	0	1	0	1																																																	
補助	1	0	0	0	0																																																	
終了件数	1	1	1	0	2																																																	
年度末現在受任件数	4	3	3	4	4																																																	
総受任件数(累計)	5	5	6	7	9																																																	
法人後見相談対応件数 (単位:件) <table><tr><th>区 分 \ 年 度</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>相談対応件数</td><td>556</td><td>385</td><td>335</td><td>394</td><td>732</td></tr></table>							区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	相談対応件数	556	385	335	394	732																																				
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																																																	
相談対応件数	556	385	335	394	732																																																	
法人後見支援員活動者数 (単位:人) <table><tr><th>区 分 \ 年 度</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>新規活動者数</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>活動終了者数</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>年度末現在活動者数</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>							区 分 \ 年 度	3	4	5	6	新規活動者数	1	0	0	0	活動終了者数	0	1	0	0	年度末現在活動者数	1	0	0	0																												
区 分 \ 年 度	3	4	5	6																																																		
新規活動者数	1	0	0	0																																																		
活動終了者数	0	1	0	0																																																		
年度末現在活動者数	1	0	0	0																																																		
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他																																																	

⑮ あんしん未来・終活サポート事業-1 (終活相談窓口の設置)				担当係		権利擁護推進係					
目 的 身寄りのない高齢者の増加など、終活関連の相談ニーズの高まりの中、終活(自身の意思に沿った将来の生活と終末期に備えられるようにする準備活動)全般の相談支援に対応することを目的とします。 事業内容 区内在住の終活に関心のある本人、家族等の相談に応じ、相談内容に応じて、各専門窓口と連携しながら支援を行います。 (1)職員相談 (2)専門相談(弁護士) 根拠規定等 あんしん未来・終活サポート事業に関する覚書 開始時期 令和7年10月											
社協独自		区補助		○		区受託		東社協受託		その他	

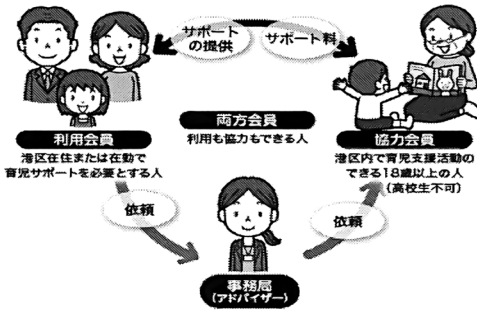
⑮ あんしん未来・終活サポート事業-2 (エンディングプラン登録事業)				担当係		権利擁護推進係			
目 的		高齢者等の区民が、希望に沿った終末期の医療や円滑な死後事務等の実現に向けて、緊急連絡先や終活にかかわる情報を予め登録し、意思表示できなくなったときに、登録した自身の意思を関係者に伝えその意思に沿った対応を促すことで、登録者の尊厳を守るとともに今後の人生をより豊かで安心できるものにすることを目的とします。							
事業内容		緊急連絡先や終活にかかわる情報を事前に登録し、登録者が病気や事故等で意思表示ができなくなった時、警察・消防・医療機関・登録者が指定した開示先等からの請求により、登録した情報を開示します。							
根拠規定等		あんしん未来・終活サポート事業に関する覚書							
開始時期		令和7年10月							

⑮ あんしん未来・終活サポート事業-3 (入院時サポート事業)				担当係		権利擁護推進係			
目 的 身寄りのない高齢者等が急な入院を余儀なくされた場合に、一時的な支援を行うことで、身寄りのない高齢者等の入院時の不安を解消することを目的とします。 事業内容 入院中に必要なもののお届けや委任状による預貯金の払い戻し、入院費や公共料金の支払い、郵便物の管理や自宅の保全等、対象者の依頼による一時的な支援を行います。 根拠規定等 あんしん未来・終活サポート事業に関する覚書 開始時期 令和7年10月									
社協独自		区補助	○	区受託		東社協受託		その他	

⑯ 港区バリアフリーマップ充実支援業務				担当係	ボランティア・地域活動支援係			
目 的		障害者や高齢者等が快適に社会生活を営むことができる暮らしやすいまちになるよう、福祉のまちづくりの普及啓発を促進します。						
事業内容		障害者や高齢者等の日常生活に役立つよう、港区バリアフリーマップの内容充実に向けて区内のバリアフリー状況を地域のボランティア、障害者等とともに調査し、バリアフリーの普及啓発活動を行います。						
開始時期 (経過)		平成12年7月 港区バリアフリータウンマップ作成委員会設置 (緊急地域雇用特別交付金対象事業2か年継続事業) (東京都福祉改革推進事業補助事業) 平成14年3月 港区バリアフリータウンマップホームページ完成 港区バリアフリータウンマップ(冊子)完成 2,000部 平成14年4月 港区バリアフリータウンマップ運営委員会へ名称変更 平成21年3月 港区バリアフリータウンマップ (冊子改訂版)完成2,000部 平成22年 ニーズ把握のためのアンケート調査を実施 平成25年3月 印刷用のホームページの作成 平成27年4月 港区バリアフリータウンマップ運営会議へ名称変更 平成29年4月 港区バリアフリーマップに名称変更 港区バリアフリーマップ充実検討会へ名称変更 ホームページを港区が管理						
実績表(2年度～6年度)								
年度 区分		2	3	4	5	6		
充実検討会 (回)		4	5	5	5	5		
現地調査 (か所)		10	10	10	8	3		
おすすめコース (コース)		2	2	1	-	-		
アクセスルート		-	-	1	5	6		
※ 港区との契約に基づき調査した箇所数								
社協独自		区補助	区受託	○	東社協受託	その他		

(4) 子ども・子育て家庭福祉事業

① 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業				担当係	経営管理係																								
目 的 支援が必要な世帯の小学校入学者、小学校卒業者及び中学校卒業者に対して、区内共通商品券を贈呈し、お祝いすることを目的とします。 事業内容 1 対 象 支援が必要な世帯の小学校入学者 支援が必要な世帯の小学校卒業者 支援が必要な世帯の中学校卒業者 2 祝 品 小学校入学者 区内共通商品券(30,000円分) 小学校卒業者 区内共通商品券(10,000円分) 中学校卒業者 区内共通商品券(5,000円分) 開始時期 昭和38年度 事業開始 (経過) 平成29年度 対象者を拡大(小学校卒業者) 令和3年度 対象者を組み替え(贈呈要件の統一) 実績表(2年度～6年度) (単位:人) <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>小学校入学者</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小学校卒業者</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業者</td> <td>143</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> </table> ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。						区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	小学校入学者	1	6	8	2	5	小学校卒業者	6	15	9	10	8	中学校卒業者	143	8	10	10	13
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																								
小学校入学者	1	6	8	2	5																								
小学校卒業者	6	15	9	10	8																								
中学校卒業者	143	8	10	10	13																								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																					

② 育児サポート事業(育児サポート子むすび)-1	担当係	ボランティア・地域活動支援係
目 的 住民相互の助け合いを推進する会員制の事業で、子育ての手助けが必要な人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)をむすび、住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支えていくことを目的とします。		
		
事業内容 1 会員区分 (1) 利用会員 港区在住または在勤で育児サポートを必要とする人 (2) 協力会員 18歳以上(高校生不可)で、港区内で育児支援活動のできる人 (平成28年度以降の新規登録会員は、「港区子育て支援員研修」または「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を受講した人) (3) 両方会員 利用し、協力もできる人 ※ 事前に会員登録が必要です(無料) 2 活動内容 保育施設等への送迎や時間外の保育、保護者の通院等外出時の保育など ※ 依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります 3 保育場所 利用会員または協力会員の自宅 等 4 対象となる子ども 0歳から小学校6年生 5 活動時間 月～日曜日(祝日、年末年始含む)午前7時～午後8時 ※ 1回の活動は原則2時間以内、短時間のサポート 6 サポート料 1時間800円(1時間を超えた場合は、30分毎に400円加算) ※ きょうだいの場合は2人目から400円加算 ※ 活動にかかる交通費等は利用会員の負担 ※ 協力会員へは、サポート料とは別に1時間当たり300円の上乗せ分を半期ごとにお支払いします 7 そ の 他 会員研修会・交流会の実施、会報紙「子むすびめ～る」発行		
根拠規定等 港区育児サポート事業実施要綱(区)、育児サポート事業運営要綱 開始時期 平成12年度 (経過) - 平成13年4月 サブ・リーダー配置 - 平成27年4月 社会福祉法改正により第2種社会福祉事業となる。 - 平成28年4月 協力会員の新規登録は、港区が実施する「港区子育て支援員研修」地域保育コースの受講が必須となる。 - 平成30年4月 「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を開始。協力会員の新規登録には、「港区子育て支援員研修」または「育児サポート子むすび協力会員養成講座」の受講が必須となる。 - 令和2年4月 「育児サポート子むすび協力会員育成講座」と「港区子育て支援員研修」が統合された。 - 令和7年4月 サポート料上乗せ開始		

② 育児サポート事業(育児サポート子むすび)-2			担当係	ボランティア・地域活動支援係		
実績表(2年度～6年度)						
会員登録者数			(単位:人)			
年 度 区 分	2	3	4	5	6	
利用会員	801	1,039	746	902	581	
協力会員	129	139	122	128	126	
両方会員	8	8	8	8	11	
合 計	938	1,186	876	1,038	718	
活動内容とその割合			(単位:件(%))			
年 度 区 分	2	3	4	5	6	
保育所・幼稚園の登園前の預かり	4(0.13)	0(0.00)	2(0.07)	5(0.21)	5(0.23)	
保育所・幼稚園の送り	464(15.34)	396(11.29)	355(12.37)	252(10.82)	352(16.30)	
保育所・幼稚園の迎え	460(15.2)	323(9.2)	339(11.81)	461(19.79)	524(24.27)	
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	97(3.21)	128(3.65)	156(5.44)	154(6.61)	200(9.26)	
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	77(2.55)	38(1.08)	2(0.07)	1(0.04)	23(1.06)	
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	287(9.49)	417(11.88)	295(10.28)	236(10.13)	342(15.83)	
学童の放課後の預かり	4(0.13)	22(0.63)	8(0.28)	0(0.00)	5(0.23)	
放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり	0(0.00)	0(0.00)	14(0.49)	19(0.82)	2(0.09)	
放課後児童クラブ帰宅後の預かり	13(0.43)	0(0.00)	0(0.00)	2(0.09)	0(0.00)	
子どもの習い事等の場合の援助	926(30.6)	1,500(42.75)	961(33.48)	668(28.68)	476(22.04)	
保育所・学校等休み時の援助	11(0.36)	68(1.94)	45(1.57)	1(0.04)	3(0.14)	
保育所等施設入所前の援助	2(0.07)	0(0.00)	0(0.00)	36(1.55)	2(0.09)	
保護者等の短時間・臨時就労時の場合の援助	40(1.32)	19(0.54)	0(0.00)	2(0.09)	0(0.00)	
保護者等の求職活動中の援助	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	
保護者等の冠婚葬祭による外出の場合の援助	3(0.1)	0(0.00)	1(0.03)	0(0.00)	0(0.00)	
他の子どもの学校行事の場合の援助	0(0.00)	0(0.00)	3(0.1)	7(0.3)	24(1.11)	
保護者等の外出の援助	87(2.86)	73(2.08)	78(2.72)	99(4.25)	49(2.27)	
保護者等の病気、その他急用時の場合の援助	22(0.73)	0(0.00)	2(0.07)	50(2.15)	16(0.74)	
事前打ち合わせ	104(3.44)	97(2.76)	101(3.52)	79(3.39)	75(3.47)	
産前・産後の支援	188(6.21)	86(2.45)	243(8.47)	114(4.9)	14(0.65)	
支援学校等の送迎	75(2.48)	159(4.53)	57(1.99)	6(0.26)	2(0.09)	
その他	162(5.35)	183(5.22)	208(7.25)	137(5.88)	46(2.13)	
合 計	3,026(100.00)	3,509(100.00)	2,870(100.00)	2,329(100.00)	2,160(100.00)	
※端数調整をしています。						
※令和2年度の「その他」には、新型コロナウイルス感染症による休校中の保育を含んでいます。						
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託
						その他

③ 子ども食堂ネットワーク運搬支援				担当係		ボランティア・地域活動支援係									
目 的 子ども食堂ネットワーク加盟団体への食材等の運搬を支援することで、団体の活動の継続を図ること目的とします。 事業内容 企業・団体等から食材や食品等の寄付があった際、車両による運搬が困難な子ども食堂ネットワーク加盟団体に対して、運搬業務を調整・実施することで活動を支援します。 開始時期 令和5年4月 実績表(5年度～6年度) (単位:回) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年 度</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>運搬回数</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </table>										年 度	5	6	運搬回数	7	6
年 度	5	6													
運搬回数	7	6													
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他							

(5) 地域福祉活動推進事業

① 小地域福祉活動推進事業-1 (みんなと地域の福祉活動)	担当係	地域福祉係
目 的 小地域福祉活動とは、社会的孤立等の地域の身近な課題に対し、地域住民の参加と関係機関等との連携により解決しようとする具体的取り組みや、それに向けた過程をいいます。 小地域福祉活動推進事業は、その小地域福祉活動を実施、または実施しようとする港区内の地域組織等や地域グループに対して、活動を支援するために情報提供・相談支援・活動費助成等を行い、地域福祉を推進することを目的とします。 事業内容 「身近な地域で、身近な気になることを、身近なみんなと、身近な活動でつないでいく」ことを基本として、地域におけるサロン活動・声かけ見まもり活動・みんなの会議(小地域福祉活動協議会)の推進を図るため、地域に出向いて活動の支援を行います。 1 サロン活動 身近な地域で閉じこもりがちな人を対象に、サロン活動を通じてつながりづくりを進め、社会的孤立を防止する活動です。 特定の趣味活動やサークル活動ではなく、誰もが気軽に定期的に集まれる場を作り、気にかけてあえる関係づくりを進めます。 2 声かけ見まもり活動 地域組織等やサロン活動を実施する地域のグループの人たちで、地域や活動にあった方法を工夫して、「日常的にさりげなく」声をかけ、ゆるやかに見まもる活動です。 3 みんなの会議(小地域福祉活動協議会) 地域組織等に福祉部や福祉委員会などの組織を位置づけて、地域のことを話し合い、ちょっと気になる福祉課題に対して、学習会や交流イベントなどを通じて地域の福祉力向上を目指す活動です。 ※地域組織等:町会・自治会、集合住宅管理組合等		

① 小地域福祉活動推進事業-2 (みんなと地域の福祉活動)	担当係	地域福祉係
支援内容 サロン活動・声かけ見まもり活動・みんなの会議(小地域福祉活動協議会)を進めるにあたり、次の支援を行います。 ① 必要な情報の提供や立ち上げ支援 ② 入門講座を開催 ③ 活動に関する相談支援 ④ 行政や専門機関との連携調整支援 ⑤ 活動費用の助成(要登録) ⑥ 活動に関する傷害保険の加入(要登録) ⑦ 活動者を対象とした研修会等を開催 等 <登録・助成要件概要> 1 サロン活動 対象:地域組織等・地域グループ 年12回以上実施 サロン活動立上げ支援助成 登録初年度のみ 限度額 10,000 円 助成金 年間助成限度額 35,000 円 2 声かけ見まもり活動 対象:地域組織等・サロン実施地域グループ 年32回以上実施 助成金 地域組織等年間助成限度額 20,000～65,000 円 (人数区分に応じ) サロン実施地域グループ年間助成限度額 20,000 円 3 みんなの会議(小地域福祉活動協議会) 対象:地域組織等 定期的な会合と活動実施 助成金 年間助成限度額 30,000 円		

① 小地域福祉活動推進事業-3 (みんなと地域の福祉活動)	担当係	地域福祉係			
根拠規定等					
小地域福祉活動推進事業要綱					
小地域福祉活動積立金設置規程					
開始時期					
平成25年4月 小地域福祉活動推進事業「みんなと地域の福祉活動」					
※いきいきサロン事業、子育てサロン事業、ひとり暮らし高齢者等見守り事業と別々に行っていた事業に、新たな活動(みんなの会議)を加え、平成25年4月に統合し事業実施					
実績表(2年度～6年度)					
小地域福祉活動 登録数		(単位:か所)			
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
サロン活動	43	41	40	40	40
内訳) 高齢・障害系サロン	28	26	19	17	15
子育て系サロン	2	2	3	5	5
どなたでも系サロン	13	13	18	18	20
声かけ見まもり活動	7	8	7	7	7
みんなの会議 (小地域福祉活動協議会)	2	1	1	1	1
小地域福祉活動 スキルアップ研修					
区分 \ 年度	2	3	4	5	6
開催数(回)	2	2	2	2	2
延べ参加者数(人)	22	16	26	29	21
関係発行物					
・「サロンのはじめ方ガイド」発行(令和4年11月)6,500 部					
・「みんなと地域の福祉活動パンフレット(改訂版)」発行(令和6年3月) 2,000 部					
・「サロン一覧(冊子)」発行(令和6年6月) 3,500 部					

① 小地域福祉活動推進事業-4 (みんなと地域の福祉活動)				担当係	地域福祉係			
講演会・講座等								
区分 年度		参加者数(人)	テーマ・タイトル					
2		中止(◎)	小地域福祉活動入門講座 『みんなと地域の福祉活動 地域つながりづくり講座』					
		中止(◎)	地域の福祉を考えようミニフォーラム					
3		25	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝える 10 のコト』(前期)					
		16	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝える 10 のコト』(後期)					
		中止(◎)	地域の福祉を考えようミニフォーラム					
4		14	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝えたいコト』					
		15	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝えたいコト』(活動立ち上げ編)					
5		21	小地域福祉活動入門講座 『居場所をつくる！サロンはじめ方講座』(全3回)					
6		26	小地域福祉活動入門講座(地域つながりづくり講座) 『地域の居場所をつくりませんか サロンはじめ方講座』 (全3回)					
※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他

② 地域福祉活動参加促進講座		担当係	ボランティア・地域活動支援係																						
目 的 地域福祉活動やボランティア活動に関する講座を、必須または選択プログラム、交流会と体系的に学べるようにすることで、興味・関心のある地域福祉活動・ボランティア活動に参加しやすくし、活動を継続または活性化すること目的とします。 事業内容 1 必須プログラム パワーアップ塾の構成・各プログラムの説明・これまでの受講者の活動や体験事例を聞くオリエンテーションから始まり、地域福祉活動の基礎講座や自分自身の興味・関心の振り返り、受講者同士または講師・職員との情報交換・意見交換を行います。 2 選択プログラム 幅広い世代が興味・関心を持てる講座を設け、自身が関心のある講座を選択して参加してもらいます。 3 交流会 各講座等を終了後、これまでの参加者が交流し仲間と共に継続して活動に参加できる機会を作ります。 開始時期 平成28年度 地域福祉活動・ボランティア活動「パワーアップ塾」として開始 実績表(2年度～6年度) 地域福祉活動・ボランティア活動「パワーアップ塾」 (単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者</td> <td>中止(◎)</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>選択プログラム含む延べ参加者</td> <td>—</td> <td>137</td> <td>86</td> <td>124</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>								年 度	2	3	4	5	6	受講者	中止(◎)	28	20	25	18	選択プログラム含む延べ参加者	—	137	86	124	67
年 度	2	3	4	5	6																				
受講者	中止(◎)	28	20	25	18																				
選択プログラム含む延べ参加者	—	137	86	124	67																				
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																	

③ 生活支援体制整備事業-1		担当係	地域福祉係			
目的 高齢者の生活支援及び介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。						
事業内容 1 生活支援体制推進会議 社会福祉法人や民間企業など、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び、連携・協働による取り組みを区が主体的に推進するため、推進会議（区単位）と地区会議（地区毎）の運営等を実施します。 2 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 地域の支え合い活動を広める推進役として、地域住民や関係機関と一緒に、高齢者の支え合いを広げ、地域サービスの発展や新たな仕組みの構築に向けた取り組みを実施します。 ・高齢者のニーズや地域資源の状況把握 ・不足するサービス・支援の創出 ・担い手の発掘・養成 ・地域住民に対する活動の普及啓発 ・関係機関とのネットワークづくり ・生活支援体制推進会議の運営協力 ・港区高齢者地域活動情報サイト「スタみな！」情報の掲載、更新、運営支援						
根拠規定等 港区生活支援体制整備事業実施要綱（区）						
開始時期 平成29年4月						
実績表（2年度～6年度） 会議等（単位：回）						
年度		2	3	4	5	6
区 分						
生活支援コーディネーター会議		10	12	12	12	12
生活支援体制推進会議		1 一部（◎）	2	2	2	2
生活支援体制推進会議（地区会議）		1	5	5	5	5

③ 生活支援体制整備事業-2		担当係	地域福祉係			
活動実績		(単位:件)				
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	
事業紹介・説明等普及啓発	22	74	87	46	54	
地域情報の収集・調査に関すること	123	86	132	108	64	
活動立ち上げに向けた相談・支援	130	91	178	145	102	
地域活動団体等との情報交換・運営支援等	171	242	182	178	375	
個別支援のための訪問・調整等	91	175	209	164	172	
研修等への参加	27	28	27	26	23	
他の団体や関係機関等との相談・打ち合わせ	85	138	96	160	252	
他の団体や関係機関等につないだり、連携したりして行った支援	11	25	48	57	65	
会議・打ち合わせ等	76	99	125	158	134	
その他	21	10	5	5	3	
合計	757	968	1,089	1,047	1,244	

③ 生活支援体制整備事業-3			担当係	地域福祉係		
講演会・講座等						
区 分 年 度		参加者数 (人)	テーマ・タイトル			
2		16	オンラインワークショップ 「新しい地域活動への挑戦」			
		31	オンライン準備(使い方)講座(2 回) オンラインステップアップ(教え方)講座(2 回)			
3		34	東京ホームタウンプロジェクト 2020 年度プロボ ノプロジェクト報告会 「集合住宅におけるコミュニティづくりの新提案」			
		24	オンラインツール使い方講座(2 回)			
		43	オンラインツール教え方講座(3 回)			
		22	オンラインツール講座フォローアップ編(1 回)			
		162	プロに学ぶ！オンラインツール講座(4 回)			
4		25	講演会 「マンションでのコミュニティづくりを考える」			
		17	スマホ・タブレットマイスター養成講座(2 回)			
		20	オンラインツール使い方講座(2 回)			
		232	プロに学ぶ！オンラインツール講座(6回)			
		106	スマホ・タブレットマイスター派遣(9 回)			
5		57	講演会 「地域の見守りと支援のヒント～今すぐ始めるコ コロとモノの整理術～」			
		12	スマホ・タブレットマイスター養成講座(1回)			
		13	オンラインツール使い方講座(1回)			
		61	プロに学ぶ！オンラインツール講座(2 回)			
		191	スマホ・タブレットマイスター派遣(27 回)			
6		353 (出演者・観覧者)	高齢者向けファッションショー「MINATO シニア コレクション」			
		137	プロに学ぶ！デジタル生活安心講座(2 回)			
		282	スマホ・タブレットマイスター派遣(39回)			
		9	スマホ・タブレットマイスター情報交換会(1回)			

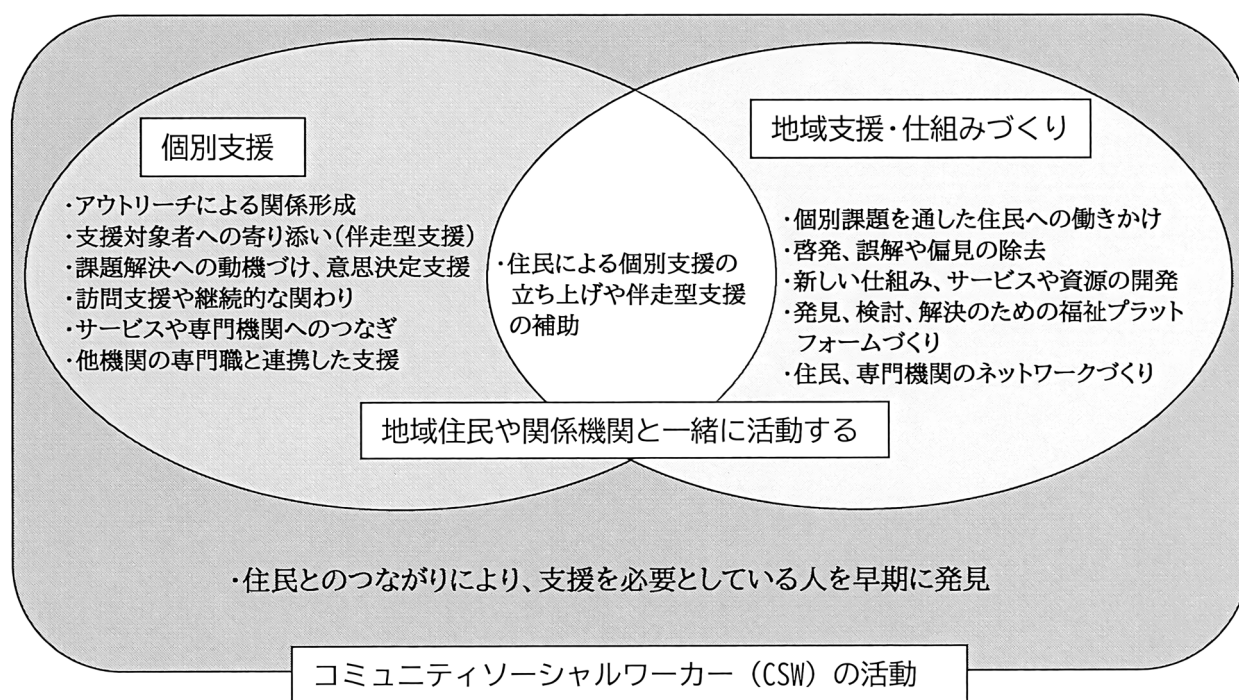
港区高齢者地域活動情報サイト「スタミナ！」掲載件数(3年度～6年度)				
区 分 年 度	3	4	5	6
掲載情報件数(件)	640	661	680	714

社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他	
------	--	-----	--	-----	---	-------	--	-----	--

目 的 生活上の悩みや困りごとを抱える人や制度の狭間で苦しんでいる人などに対し、関係機関や団体、地域住民と連携しながら、課題の解決を目指すために、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、総合相談業務の充実を図ります。

事業内容 介護、育児、障害、ひきこもりなど、複数の課題を抱えてどこに相談したらいいかわからずに困っている場合や、地域に心配な人がいる場合などに、港社協職員がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)として、一緒に解決方法を考えます。

また、個別の相談に対応することで、地域で共通する生活課題を見つけ、地域住民や関係機関と連携しながら、解決に向けた支援や新しい仕組みづくり、地域でのネットワーク構築に向けた取り組みを進めます。



開始時期 令和2年4月

実績表

相談支援対応数(2年度～6年度)

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
区分					
新規	86	161	116	148	106
継続(延べ)	231	726	519	441	402
終了	57	94	75	12	25

④ コミュニティソーシャルワーク推進事業-2				担当係		地域福祉係			
講演会・講座等(3年度～6年度)									
区 分 年 度		参加者数 (人)		テーマ・タイトル					
3		54		ひきこもり講演会「ひきこもりを知る」					
		9		ひきこもり学習会「ひきこもりって何だろう」					
4		56		ひきこもり講演会 「ひきこもりに向き合うためのヒント」					
		74		ひきこもり学習会(4回)					
		59		講演会「受援力のススメ」					
5		52		ひきこもり学習会(4回)					
		26		講演会「受援力のススメ」					
		8		「コミュニティーカフェ葵鳥」の港区開催					
6		66		ひきこもり学習会(4回)					
		15		講演会「困った行動のウラには何がある」					
※ 令和4～6年度は、歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。									

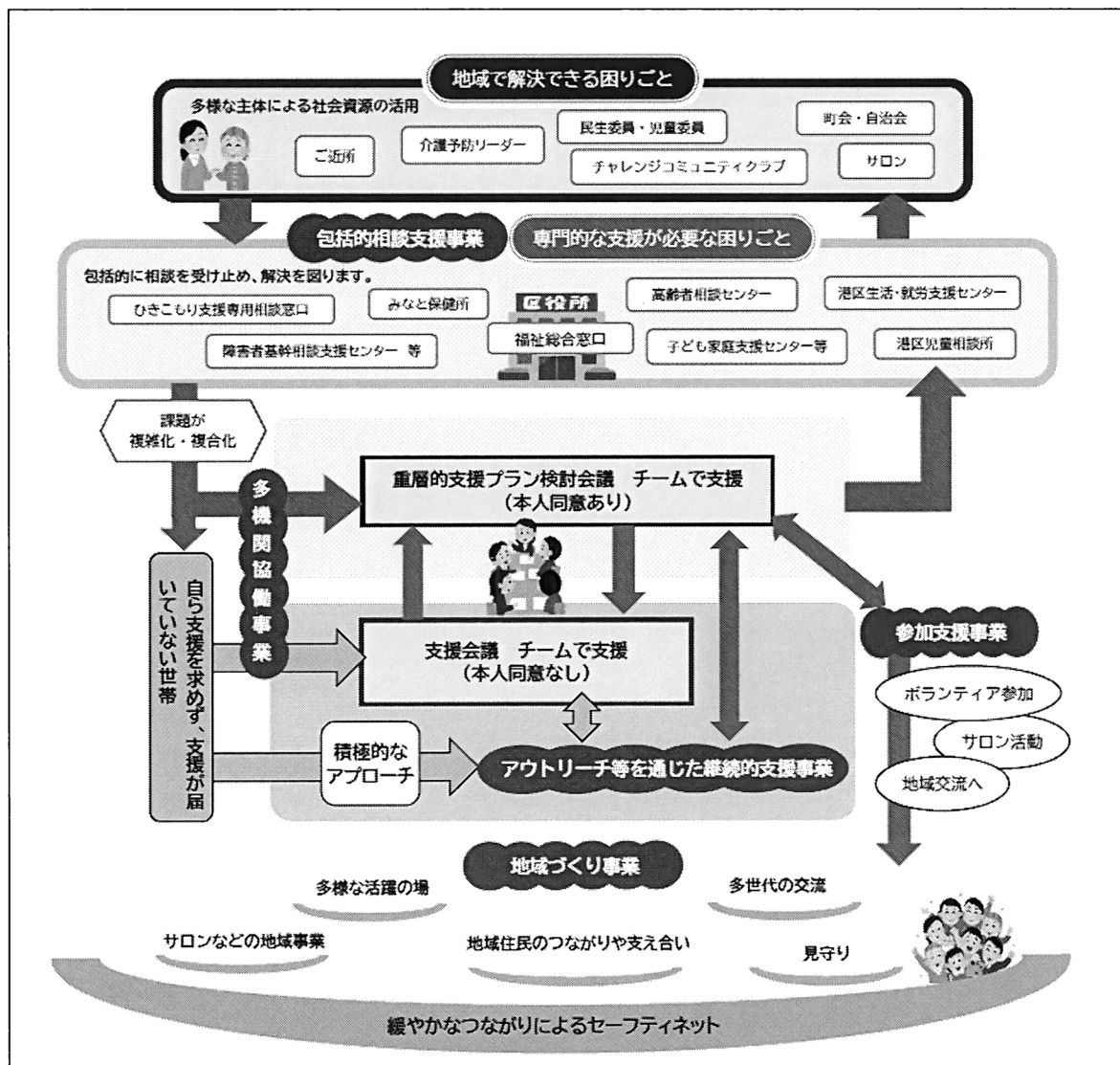
⑤ 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業 -1		担当係	経営企画担当
目 的 障害者スポーツを通してその振興に寄与し、障害者への理解を促進するとともに、地域福祉活動の推進を図ります。			
事業内容 障害者がスポーツをする際に支援する人材の育成 障害者スポーツ等の体験 障害者スポーツを通じた区民等の交流 等 ※MINATO シティハーフマラソンにおけるチャリティ募金等を活用し、実施します。			
開始時期 令和2年4月			
根拠規定等 障害者スポーツの振興と地域福祉活動を推進する積立金設置規程			
実績表(2年度～6年度)			
区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	テーマ・内容
2	2月20日・27日	17	チャレンジパラスポーツ(全2回)
	中止(◎)	—	MINATOパラスポーツメイト養成講座
	中止(◎)	—	パラスポーツ体験
	中止(◎)	—	ボッチャ交流大会
3	1月29日(第1回) ※第2～4回は中止(◎)	22	パラスポーツメイト養成講座(全4回)
	中止(◎)	—	パラスポーツ体験
	中止(◎)	—	ボッチャ交流大会
4	8月27日 9月3日・17日 10月1日	78	パラスポーツメイト養成講座(全4回)
	10月8日・9日	—	パラスポーツ体験
	11月26日	82	ボッチャ交流大会
5	8月26日 9月9日・16日・23日	20	パラスポーツメイト養成講座(全4回)
	10月7日・8日 11月25日	—	パラスポーツ体験
	2月17日	99	ボッチャ交流大会

⑤ 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業 -2			担当係	経営企画担当	
6	7月6日・20日・27日 8月3日	34	パラスポーツメイト養成講座(全4回)		
	9月22日 10月12日・13日 11月2日	—	パラスポーツ体験		
	11月30日	99	ボッチャ交流大会		
	※パラスポーツ体験は、「みなと区民まつり」等で実施しました。				
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他

目 的 社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業の実施を支援することにより、円滑な事業実施に資することを目的とします。

事業内容 地域での生活において、複雑・複合化した課題を抱える区民が適切な支援を受けられるよう、相談、社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「港区重層的支援体制整備事業」の業務の一部を受託実施します。

【港区重層的支援体制整備事業の全体像】



1 多機関協働事業

複雑化・複合化した事例に対応する関係機関の抱える課題の把握や、役割分担、支援の方向性の整理等、事例全体の調整機能の役割を果たし、主に支援者を支援する役割を担います。区と連携しながら重層的支援プラン検討会議を開催し、支援プランの作成及びモニタリング、再プランの策定などを行います。また、本人の同意が得られない事例について守秘義務を課すことで情報共有が可能な支援会議を開催します。

⑥ 港区重層的支援体制整備事業実施支援業務-2				担当係		地域福祉係					
2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問や電話など様々な手法により接触を図り、本人との信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行います。 3 参加支援事業 既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズがある本人や世帯に対して、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりが持てるよう、ニーズに沿った受入先の選定、マッチング及びつなぎ後の定着支援を行います。 根拠規定等 港区重層的支援体制整備事業実施要綱(区) 開始時期 令和6年4月1日 試行事業として実施 (経過) 令和7年4月1日 本格実施											
社協独自		区補助		区受託		○		東社協受託		その他	

⑦ 港区ひきこもり支援専用相談窓口等業務-1	担当係	地域福祉係																				
目 的 社会福祉法及び生活困窮者自立支援法に規定するひきこもりの状態にある本人及びその家族を対象にした相談支援及び自立支援に資することを目的とします。 事業内容 区内在住のひきこもり状態にある本人、家族の相談に応じ、相談内容に応じて、各専門窓口と連携しながら支援を行います。 1 ひきこもり支援専用相談窓口の設置 (1)窓口相談 (2)電話相談 (3)メール等を介した相談 2 アウトリーチの実施 3 東京都ひきこもりサポートネットとの連携 4 ひきこもりに関する講演会等の開催 5 ひきこもり家族の居場所の開催 根拠規定等 生活困窮者自立支援法(国) 開始時期 令和6年4月 令和7年6月 ひきこもり家族の居場所の開催 実績表(6年度) 相談受付申込票受理件数 (単位:人) <table><tr><td>年度</td><td>6</td></tr><tr><td>区分</td><td></td></tr><tr><td>受理件数</td><td>10</td></tr></table> 相談対応件数 (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>6</td></tr><tr><td>区分</td><td></td></tr><tr><td>面接</td><td>81</td></tr><tr><td>電話</td><td>155</td></tr><tr><td>メール・手紙</td><td>280</td></tr><tr><td>訪問</td><td>21</td></tr><tr><td>合計</td><td>537</td></tr></table>			年度	6	区分		受理件数	10	年度	6	区分		面接	81	電話	155	メール・手紙	280	訪問	21	合計	537
年度	6																					
区分																						
受理件数	10																					
年度	6																					
区分																						
面接	81																					
電話	155																					
メール・手紙	280																					
訪問	21																					
合計	537																					

⑦ 港区ひきこもり支援専用相談窓口等業務-2					担当係		地域福祉係	
講演会・講座等								
区分 年度		参加者数 (人)		テーマ・タイトル				
6		33		ひきこもり支援講演会「ひきこもりを生きる～本人も家族も孤立しないために～」				
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他

（６）福祉資金の貸付

① 生活福祉資金貸付事業-1	担当係	生活支援係
目 的 所得の少ない世帯・障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とします。		
事業内容		
1 貸付対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯で、他から借入れが困難な場合で、かつ審査の上、返済の見込みがあると判断された世帯 (1)低所得世帯 世帯の収入が収入基準を超えない世帯 (2)障害者世帯 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けた人の属する世帯あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること (3)高齢者世帯 日常生活上、療養または介護を必要とする、65歳以上の高齢者が属し、その収入が収入基準を超えない世帯	
2 貸付種類	(1)福祉資金 ①福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用 ②緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の生活費 (2)教育支援資金 ①教育支援費 学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校に修学するのに必要な費用 ②就学支度費 上記の学校に入学する際に必要な入学金 (3)総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金 ①生活支援費 生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費 ②一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ③住宅入居費 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	

① 生活福祉資金貸付事業-2	担当係	生活支援係
(4)不動産担保型生活資金 ①不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護状態の高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金 ※要保護状態とは、福祉事務所が生活保護の受給が必要であると認めた状態 3 貸付限度額及び返済 資金種類により異なる 4 連帯保証人及び貸付利子 (1)福祉資金福祉費及び総合支援資金 ①連帯保証人を立てた場合は、無利子 ②連帯保証人が立てられない場合は、据置期間終了後、元金に対して年利1.5% (2)福祉資金緊急小口資金及び教育支援資金 無利子 (3)不動産担保型生活資金 年利3%又は当該年度における4月1日時点での長期プライムレートのいずれか低い利率 根拠規定等 社会福祉法人東京都社会福祉協議会生活福祉資金貸付規則 開始時期（経過） 昭和30年10月 「世帯更生資金貸付制度」として、国、都道府県が補助金を負担し、都道府県社会福祉協議会への補助事業として創設 平成2年 「生活福祉資金貸付制度」に改称 平成14年3月 総合雇用対策の一環として「離職者支援資金」創設 平成15年4月 「長期生活支援資金」（現：不動産担保型生活資金）と「緊急小口資金」創設 平成19年6月 「要保護世帯向け長期生活支援資金」（現：要保護世帯向け不動産担保型生活資金）創設 平成19年9月 セーフティネットの拡充策の一つとして、「緊急小口資金」の貸付限度額を引上げ 平成21年10月 第2のセーフティネットの一環として、「総合支援資金」創設。資金種類の統合・再編や要件緩和など、制度を抜本的に改正 平成28年 「子育てが困難な状況にある家庭・子ども等への配慮・対策等の強化」を目的として、「教育支援資金」の貸付上限額を引上げ 日本学生支援機構奨学金の拡充に伴う教育支援資金の見直し（給付型奨学金と第一種奨学金を優先してのつなぎ・不足額の貸付）		

① 生活福祉資金貸付事業-3

担当係

生活支援係

実績表(2年度～6年度)

送金実績

区分			年度	2	3	4	5	6
福祉資金	福祉費	件数(件)		1	1	2	4	3
		金額(円)		82,000	55,000	178,000	2,326,000	522,000
	緊急小口資金	件数(件)		4	2	7	21	11
		金額(円)		295,000	180,000	585,000	1,743,000	980,000
教育支援資金	新規	教育支援費	件数(件)	8	10	20	27	14
			金額(円)	7,491,000	9,982,500	15,723,800	20,237,800	10,411,500
		就学支度費	件数(件)	7	5	12	9	8
			金額(円)	1,230,000	1,130,000	2,560,000	2,109,000	1,600,000
	継続	教育支援費	件数(件)	37	11	9	7	18
			金額(円)	28,465,500	6,480,000	5,724,000	3,559,200	10,626,700
総合支援資金	生活支援費	件数(件)		0	0	0	1	1
		金額(円)		0	0	0	615,000	282,000
	一時生活再建費	件数(件)		0	0	0	0	0
		金額(円)		0	0	0	0	0
	住宅入居費	件数(件)		0	0	0	0	0
		金額(円)		0	0	0	0	0
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	件数(件)		0	0	0	0	0
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	件数(件)		0	0	0	0	0

※ 総合支援資金生活支援費で、送金の年度がまたがっている場合は、貸付決定年度に総額を掲載しています。

① 生活福祉資金貸付事業-4 (新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付)		担当係	生活支援係																																			
目 的 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業により減収した人を対象として実施した特例貸付の借受人で、生活再建のために支援が必要な人に対し、適切な支援を行うことを目的とします。 事業内容 1 対象 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付の借受人で、生活再建のために支援が必要な人 2 内容 償還困難者等への相談支援、生活状況の把握、見守り支援 等 根拠規定等 社会福祉法人東京都社会福祉協議会緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業実施要綱 開始時期 (経過) 令和2年3月25日 特例貸付の申請受付を開始 令和4年9月30日 特例貸付の申請受付を終了 令和4年12月8日 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業開始 実績表(5年度～6年度) 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援 <table border="1"> <tr> <th>区分 年度</th> <th>実施日</th> <th>延べ 参加者数(人)</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1月17日～1月31日</td> <td>16</td> <td>借受人を対象とした出張相談会 (5か所)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>9月25日～10月4日</td> <td>34</td> <td>借受人を対象とした出張相談会 (5か所)</td> </tr> <tr> <td>2月26日～3月10日</td> <td>20</td> <td>借受人を対象とした出張相談会 (5か所)</td> </tr> </table> 【参考】 申請受付実績 <table border="1"> <tr> <th>資金</th> <th>件数・金額</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td></td> <td>6,509</td> <td>1,292,680</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金(初回)</td> <td></td> <td>5,878</td> <td>2,884,500</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金(延長)</td> <td></td> <td>2,980</td> <td>1,486,060</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金(再貸付)</td> <td></td> <td>3,381</td> <td>1,676,210</td> </tr> </table>				区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	内容	5	1月17日～1月31日	16	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)	6	9月25日～10月4日	34	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)	2月26日～3月10日	20	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)	資金	件数・金額	件数(件)	金額(千円)	緊急小口資金		6,509	1,292,680	総合支援資金(初回)		5,878	2,884,500	総合支援資金(延長)		2,980	1,486,060	総合支援資金(再貸付)		3,381	1,676,210
区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	内容																																			
5	1月17日～1月31日	16	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)																																			
6	9月25日～10月4日	34	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)																																			
	2月26日～3月10日	20	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)																																			
資金	件数・金額	件数(件)	金額(千円)																																			
緊急小口資金		6,509	1,292,680																																			
総合支援資金(初回)		5,878	2,884,500																																			
総合支援資金(延長)		2,980	1,486,060																																			
総合支援資金(再貸付)		3,381	1,676,210																																			
社協独自		区補助																																				
		区受託																																				
		東社協受託	○																																			
		その他																																				

② 臨時特例つなぎ資金貸付事業		担当係	生活支援係																			
目 的 離職者を支援するための公的給付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とします。 事業内容 1 貸付対象 住居のない離職者であって、次の(1)～(2)のいずれにも該当する人 (1) 離職者を支援する公的給付制度の申請を受理されている人で、当該給付開始までの生活に困窮していること (2) 貸付を受けようとする人の名義の金融機関の口座を有していること 2 貸付限度額 10万円以内 3 貸付利子 無利子 4 連帯保証人 不要 5 返 済 10か月以内 根拠規定等 社会福祉法人東京都社会福祉協議会臨時特例つなぎ資金貸付規則 開始時期 平成21年10月 国による緊急雇用対策として事業創設 実績表(2年度～6年度) 送金実績 <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>件数 (件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>金額 (円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>					年度 区分	2	3	4	5	6	件数 (件)	0	0	0	0	0	金額 (円)	0	0	0	0	0
年度 区分	2	3	4	5	6																	
件数 (件)	0	0	0	0	0																	
金額 (円)	0	0	0	0	0																	
社協独自		区補助		区受託		東社協受託	○	その他														

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業-1	担当係	生活支援係
目 的 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とします。 また、児童扶養手当受給世帯または所得が同水準の世帯で、東京都が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている世帯に対し、住宅支援資金を貸し付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ります。 事業内容 1 貸付対象 ・入学準備金・就職準備金 ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者 ・住宅支援資金 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている、児童扶養手当受給者または所得が同水準の世帯 2 貸付限度額 入学準備金 500,000円以内 就職準備金 200,000円以内 住宅支援資金 月額70,000円以内 上限12か月 3 貸付利子 ・入学準備金・就職準備金 連帯保証人を立てた場合は、無利子 連帯保証人が立てられない場合は、据置期間終了後、元金に対して 年利1.0% ・住宅支援資金 無利子(保証人不要) 4 返 済 返済すべき事由の生じた月の翌月から 入学準備金 5年以内 就職準備金 2年以内 住宅支援資金 5年以内 5 償還免除要件 ・入学準備金・就職準備金 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、都内において5年間その職に従事 ・住宅支援資金 就業していない方が1年以内に就職、またはプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間引き続き就業を継続 根拠規定等 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱 開始時期 入学準備金・就職準備金：平成28年12月 住宅支援資金：令和3年12月		

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業-2				担当係	生活支援係		
実績表(2年度～6年度) 貸付決定実績							
年度 区分		2	3	4	5	6	
入学準備金	件数 (件)	0	1	0	0	0	
	金額 (円)	0	500,000	0	0	0	
就職準備金	件数 (件)	0	0	0	0	1	
	金額 (円)	0	0	0	0	200,000	
住宅支援資金	件数 (件)		6	0	5	4	
	金額 (円)		2,880,000	0	2,400,000	1,920,000	
※令和7年4月1日より、住宅支援資金の貸付限度額が月額40,000円から70,000円に拡充。							

(7) ボランティア活動推進事業

① 災害ボランティア活動の推進-1	担当係	ボランティア・地域活動支援係
目 的 災害ボランティア活動を円滑に進めるため、行政をはじめ、町会・自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、ボランティア団体、個人ボランティア等と連携し情報の共有化を進めるとともに、平常時から災害時に備えた体制づくりに向けた取り組みを推進します。 事業内容 1 平常時からの取り組み 港社協は、さまざまな事業を通じて、災害時に要援護者となる人やニーズを把握するとともに、小地域福祉活動における住民相互の助け合いによる支援活動として地域住民の組織等によるサロン活動などを展開しています。民生委員・児童委員協議会等との連携など、さらに小地域福祉活動が災害時及び被災後の生活支援にも役立つという点も踏まえ、広報・啓発をしています。 2 災害ボランティア講座等の実施 災害ボランティアセンターにおけるコーディネート機能が円滑に行えるよう、ボランティア活動及びボランティアコーディネーターに必要な要素を学習し、また区民等が被災地で行うボランティア活動や、平常時からの地域でのつながりの重要性などを学ぶことを目的に講座を実施しています。 3 災害ボランティアの登録 災害時に活動がスムーズに行われるよう、平常時から災害時に活動が可能な個人等のボランティア登録を実施しています。 登録者数：61人(令和7年3月末)時点 4 災害ボランティア活動推進連絡会の設置 港区の各団体が持っている防災及び災害ボランティア活動に関する情報や港社協が取り組む関連事業について意見交換を行う等、平常時からの取り組みの共有と連携を図ります(年2回開催)。 5 災害ボランティア活動マニュアルの更新 港社協と港区との協定に基づき、ボランティアの受け入れ、派遣等非常時に備えた体制づくりを整備するため、「港区災害ボランティア活動マニュアル」について、情報の変更等に応じて更新作業をすすめます。		

① 災害ボランティア活動の推進-2				担当係		ボランティア・地域活動支援係							
根拠規定等													
・災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(区との協定書) ・大規模災害被災地における区民の支援活動についての援助に関する協定書(区との協定書) ・東京都社会福祉協議会と港区社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書 ・災害ボランティア活動本部設置及び運営規程 ・災害応急対策態勢要綱 ・災害ボランティア活動推進連絡会設置要綱													
開始時期		平成13年11月											
実績表(2年度～6年度)													
災害ボランティア講座等開催状況													
区分 年度		実施日		参加者数 (人)		テーマ・内 容							
2		8月25日		38		災害ボランティア基礎講座～災害ボランティアの基礎を知る～(講義)							
		1月21日・28日 2月4日		27		災害ボランティア養成講座(講義)(全3回)							
3		8月28日		28		災害ボランティア基礎講座(講義)							
		1月27日・29日		20		災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)							
4		6月18日		6		災害支えあいまち歩き講座(講義)							
		8月23日		19		災害ボランティア基礎講座(講義)							
		2月21日・26日		31		災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)							
5		6月18日		18		災害に備えたまち歩き講座(講義)							
		8月27日		22		災害ボランティア基礎講座(講義)							
		2月14日・18日		45		災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)							
6		6月23日		10		災害に備えたまち歩き講座(講義)							
		8月25日		22		災害ボランティア基礎講座(講義)							
		1月14日・19日		36		災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)							
関係発行物 「港区災害ボランティア活動マニュアル改訂版」(令和4年3月改訂)													
※ 令和3年度までは歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。													
社協独自		○		区補助		○		区受託		東社協受託		その他	

② 災害ボランティア活動本部体制の確立		担当係	ボランティア・地域活動支援係																																																											
目 的 災害時に被災者及び要援護者への支援を行うこと等を目的として、災害ボランティア活動本部を円滑に設置・運営するために、平常時から災害時に備えた体制づくりを進めることで活動本部体制の確立を目指します。 事業内容 1 災害ボランティアセンター設置運営時に備えた訓練の実施など 港社協が災害ボランティアセンターを円滑に設置運営し、かつ有効に機能するよう、本会職員等を主対象とする災害ボランティア訓練を定期的の実施し、広域訓練等がある場合には参加・協力します。また、活動用資機材等の整備を進めます。 2 港区との連携及び体制整備 平常時から区との協議を行い、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう協力・連携します。また、災害発生後、港区から災害ボランティアセンターの設置運営を要請された際は、相互の役割分担に基づき設置運営を行います。 根拠規定等 ・災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(区との協定書) ・大規模災害被災地における区民の支援活動についての援助に関する協定書(区との協定書) ・東京都社会福祉協議会と港区社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書 ・災害時におけるボランティア手話通訳派遣についての協定 ・災害ボランティア活動本部設置及び運営規程 ・災害応急対策態勢要綱 ・災害ボランティア活動推進連絡会設置要綱 開始時期 平成13年11月 実績表(2年度～6年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>実施日</th> <th>参加者数(人)</th> <th>テーマ・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td></td> <td>12月1日～12月22日</td> <td>6</td> <td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月23日</td> <td>3</td> <td>・災害ボランティアセンター設置図上訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td></td> <td>12月1日～12月21日</td> <td>7</td> <td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月13日</td> <td>32</td> <td>・災害ボランティア活動本部訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td></td> <td>10月12日、17日</td> <td>38 (内、職員31)</td> <td>・普通救命講習</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月1日～12月23日</td> <td>4</td> <td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月9日</td> <td>31</td> <td>・災害ボランティア活動本部訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td></td> <td>12月1日～12月22日</td> <td>4</td> <td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1月28日</td> <td>48</td> <td>・災害ボランティア活動本部訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td></td> <td>12月2日～12月24日</td> <td>10</td> <td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月16日</td> <td>50</td> <td>・災害ボランティアセンター本部訓練</td> </tr> </tbody> </table> 関係発行物 「港区災害ボランティア活動マニュアル改訂版」(令和4年3月改訂)									年度	区分	実施日	参加者数(人)	テーマ・内容	2		12月1日～12月22日	6	・災害ボランティア本部職員参集訓練		3月23日	3	・災害ボランティアセンター設置図上訓練	3		12月1日～12月21日	7	・災害ボランティア本部職員参集訓練		3月13日	32	・災害ボランティア活動本部訓練	4		10月12日、17日	38 (内、職員31)	・普通救命講習		12月1日～12月23日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練		3月9日	31	・災害ボランティア活動本部訓練	5		12月1日～12月22日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練		1月28日	48	・災害ボランティア活動本部訓練	6		12月2日～12月24日	10	・災害ボランティア本部職員参集訓練		2月16日	50	・災害ボランティアセンター本部訓練
年度	区分	実施日	参加者数(人)	テーマ・内容																																																										
2		12月1日～12月22日	6	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																										
		3月23日	3	・災害ボランティアセンター設置図上訓練																																																										
3		12月1日～12月21日	7	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																										
		3月13日	32	・災害ボランティア活動本部訓練																																																										
4		10月12日、17日	38 (内、職員31)	・普通救命講習																																																										
		12月1日～12月23日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																										
		3月9日	31	・災害ボランティア活動本部訓練																																																										
5		12月1日～12月22日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																										
		1月28日	48	・災害ボランティア活動本部訓練																																																										
6		12月2日～12月24日	10	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																										
		2月16日	50	・災害ボランティアセンター本部訓練																																																										
社協独自	○	区補助	○	区受託		東社協受託		その他																																																						

③ ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流		担当係	ボランティア・地域活動支援係							
目 的		ボランティア団体、NPO、地域活動団体など多様な団体・個人が交流し、ネットワーク化を図ることで、連携・協働など地域の新たなつながりをつくることを目的とします。								
事業内容		区内で活動しているボランティア団体、NPO、地域活動団体など多様な団体・個人が交流する場を開催し、活動の周知や連携・協働の場づくりを行います。								
開始時期 (経過)		平成8年度 ボランティア団体との情報交換会 開始 平成12年度 NPOとの情報交換会 開始 平成19年度 「ボランティア団体・NPOとの情報交換会」として合同開催開始 ボランティア団体・NPO交流発表会 開始 平成28年度 ボランティア団体・NPO情報交換会を発展解消し、地域福祉活動団体なども加えて、さらなる幅広いネットワーク化を図るため、「ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流」として再構築								
実績表(2年度～6年度)										
ボランティア団体・NPOの交流発表会										
年 度 区 分		2	3	4	5	6				
参加団体 (団体)		—	7	21	11	13				
個人参加者 (人)		—	—	24	43	15				
活動紹介パネル展示 及びチラシの配架 (団体)		145	141	133	130	121				
活動発表&活動紹介 ブース(団体)		中止(◎)	—	—	—	—				
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他		

④ 施設ボランティアコーディネーター連絡会		担当係	ボランティア・地域活動支援係																						
目 的 ボランティアの受け入れ態勢やその仕組み等について情報共有を行うことで、活動しやすい環境をつくることを目的とします。 事業内容 施設でのボランティアの受け入れが円滑に進むように連絡会を開催し、ボランティアが継続的に活動できる環境や受け入れにあたっての課題等について情報交換するとともに、施設と地域が連携できる関係を構築します。 開始時期 (経過) 平成28年度 施設ボランティアコーディネーター連絡会 開始 実績表(2年度～6年度) 参加施設・団体 (単位:団体) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">参加施設(人数)</td> <td>18(21)</td> <td>16(18)</td> <td>14(16)</td> <td>14(18)</td> <td>19(23)</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>8(9)</td> <td>13(18)</td> <td>11(13)</td> <td>11(11)</td> </tr> </tbody> </table>									年 度	2	3	4	5	6	参加施設(人数)	18(21)	16(18)	14(16)	14(18)	19(23)	中止(◎)	8(9)	13(18)	11(13)	11(11)
年 度	2	3	4	5	6																				
参加施設(人数)	18(21)	16(18)	14(16)	14(18)	19(23)																				
	中止(◎)	8(9)	13(18)	11(13)	11(11)																				
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																	

⑤ 共に生きるみんなの歌と踊りのつどい		担当係	ボランティア・地域活動支援係																													
目 的		障害のある人もない人も、共に歌い、踊ることを通して「共に生きる」喜びを分かち合い、地域共生社会づくりを推進します。																														
事業内容																																
1	内 容	歌、踊り、あそび歌、楽器演奏、公募された詩の朗読などを出演者とともに楽しみます。また、ボランティア、ボランティア団体、障害者施設や障害者団体の職員等による実行委員会方式で企画・運営し、司会、音響、照明、朗読、手話通訳等の多くの作業を実行委員やボランティアが中心となって行います。																														
2	場 所	麻布区民センターホール																														
3	参加団体等	みなと工房(就労継続支援B型) 港区立精神障害者支援センター あいはーと・みなと 東京都立港特別支援学校「MOC」 朗読奉仕グループ「Qの会」 地上天国建設楽団 BTRD KOKOZO南青山 デフ・フレンズ 手話ダンスサークル「四季」 個人ボランティア 他																														
開始時期 (経過)		昭和56年	国際障害者年を契機に、「福祉まつり」の一部として、BLUE-THREEレク・ダンス研究会が中心となって企画実施																													
		昭和57年	「福祉まつり」から独立して実施 ボランティア、障害者施設、障害者団体の職員等による実行委員会方式で実施																													
実績表(2年度～6年度)																																
<table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>延期(◎)</td> <td>12月11日</td> <td>7月2日</td> <td>7月1日</td> <td>6月29日</td> </tr> <tr> <td>参加団体(団体)</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>81</td> <td>135</td> <td>192</td> </tr> </table>		区分 \ 年度	2	3	4	5	6	開催日	延期(◎)	12月11日	7月2日	7月1日	6月29日	参加団体(団体)	—	7	8	9	10	参加人数(人)	—	31	81	135	192							
区分 \ 年度	2	3	4	5	6																											
開催日	延期(◎)	12月11日	7月2日	7月1日	6月29日																											
参加団体(団体)	—	7	8	9	10																											
参加人数(人)	—	31	81	135	192																											
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																								

⑥ ボランティア活動参加促進事業 (ボランティア入門講座)		担当係	ボランティア・地域活動支援係						
目 的		これからボランティアを始める人や始めたばかりの人を対象に、ボランティア活動や地域活動の促進を図る事を目的に、活動のきっかけになる講座を実施します。							
事業内容		ボランティアについての基礎を学ぶ講座を実施します。							
開始時期 (経過)		平成2年度	若葉マークのボランティア教室開始						
		平成9年度	シニアボランティア推進事業開始						
		平成22年度	若葉マークのボランティア教室とシニアボランティア推進事業をボランティア入門講座として統合						
		令和6年度	ボランティア活動参加促進事業として再構築						
実績表(2年度～6年度)									
区分 年度	実施回数 (回)	参加者数 (人)	備考						
2	2	16	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を2回実施)						
3	3	20	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話						
4	3	23	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を1回実施)						
5	3	20	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を1回実施)						
6	2	13	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を1回実施)						
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑦ ボランティア活動参加促進事業 (ボランティアスキルアップ講座)		担当係	ボランティア・地域活動支援係						
目 的		ボランティア活動のスキルアップや、活動の幅を広げるために必要な知識や技術を習得することを目的とします。							
事業内容		すでにボランティア活動をしている人等を対象に、港区の地域性及びボランティアニーズに対応しながら講座を企画・実施します。							
開始時期 (経過)		平成10年11月 「ボランティア学習会」として事業開始 平成28年度 「ボランティアスキルアップ講座」に名称変更 令和6年度 ボランティア活動促進事業として再構築							
実績表(2年度～6年度)									
区分 年度	実施日	参加 者数 (人)	テーマ						
2	10月1日・8日・15日	12	「傾聴ボランティア講座」						
	1月19日・21日・26日	85	「オンラインボランティア講座」						
3	6月11日・18日・25日	11	「オンラインボランティア講座」						
	8月19日・27日・9月25日 体験:9月1日～9月24日	12	「子どもにかかわるボランティア講座」						
	10月6日・13日・21日・11月10日 体験:10月25日～11月5日	24	「傾聴ボランティア講座」						
4	6月7日・14日・7月12日 体験:6月20日～7月10日	25	「障害を理解しこころをバリアフリーに」						
	8月24日・31日 9月7日	10	「ボラ動画を編集しよう！」						
	10月5日・12日・19日 11月9日	29	「傾聴ボランティア講座」						
5	8月2日・7日 体験:6月20日～7月10日	15	「地域で支える子育て」						
	9月20日・27日・10月4日・11月2日 体験:10月10日～10月18日	29	「傾聴ボランティア講座」						
6	7月24日・31日	15	「やさしい日本語で心のバリアフリーを」						
	10月2日・16日・30日・11月13日 体験:10月31日～11月8日	21	「傾聴ボランティア講座」						
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑧ ボランティア活動参加促進事業 (夏！体験ボランティア)		担当係	ボランティア・地域活動支援係																													
目 的 夏季期間中に、普段からボランティア活動に関心がありながら、これまで参加するきっかけのなかった区民等(小学生以上)を対象に、ボランティア体験プログラムを提供することで、参加者が地域や社会におけるさまざまな課題に気づき、ボランティア活動を通して地域社会とのつながりを持つきっかけとすることを目的とします。 事業内容 1 実施期間 7月下旬～8月 2 体験内容 ・ 高齢者施設 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等 ・ 障害者施設 知的障害者・精神障害者施設等 ・ 児童施設 保育園、児童館等 ・ 団体等 国際支援NPO、ボランティア団体(美容・歌・点字・手話・音訳・切手整理)等 開始時期 (経過) 昭和63年度 青年ボランティア活動体験学習事業(2施設、6名参加)として東京ボランティア・センター(名称は当時)と共催実施 平成10年度 「夏！体験ボランティア」と事業名称を変更して実施 令和6年度 ボランティア活動参加促進事業として再構築 実績表(2年度～6年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア体験受入施設・団体数(か所)</td> <td>中止 (◎)</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>45</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>活動メニュー数 (個)</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>参加申込者数 (人)</td> <td>—</td> <td>53</td> <td>110</td> <td>156</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table>									区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	ボランティア体験受入施設・団体数(か所)	中止 (◎)	15	32	45	44	活動メニュー数 (個)	—	16	35	54	60	参加申込者数 (人)	—	53	110	156	143
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6																											
ボランティア体験受入施設・団体数(か所)	中止 (◎)	15	32	45	44																											
活動メニュー数 (個)	—	16	35	54	60																											
参加申込者数 (人)	—	53	110	156	143																											
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																								

⑨ ふれあい講習会				担当係	ボランティア・地域活動支援係				
目 的		区内の学校、企業、団体等を対象に、障害のある人のお話や各種体験（車いす、視覚障害者・ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等）を通して、障害のある人や高齢者の気持ちや接し方を理解することにより、ボランティア活動への参加促進やノーマライゼーションの普及啓発を目的とします。							
事業内容		・身体障害、視覚障害、聴覚障害のある人のお話 ・手話、車いす、視覚障害者・ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等							
対 象		港区内の学校、企業、団体等							
開始時期 （経過）		昭和57年9月	区立御成門中学校と芝浜中学校2校で開催						
		昭和59年度	私立中学校に拡大						
		昭和61年度	企業・組合に拡大						
		平成3年度	区立小・中学校PTAに拡大						
実績表(2年度～6年度)									
年度			2	3	4	5	6		
区分	幼稚園	区立	学校数	0	0	0	0	0	
		延参加人数	0	0	0	0	0		
小学校	区立	学校数	5	1	2	3	2		
		延参加人数	527	68	171	236	219		
	私立	学校数	1	1	1	1	1		
		延参加人数	238	233	152	234	80		
中学校	区立	学校数	1	1	3	1	2		
		延参加人数	94	76	300	90	178		
	私立	学校数	3	3	4	4	4		
		延参加人数	728	834	1,262	927	932		
高等学校	都立	学校数	0	0	0	0	0		
		延参加人数	0	0	0	0	0		
	私立	学校数	2	0	0	0	0		
		延参加人数	389	0	0	0	0		
大学		学校数	0	0	0	0	0		
		延参加人数	0	0	0	0	0		
企業・団体		企業・団体数	2	1	2	5	11		
		延参加人数	59	10	28	115	260		
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑩ 地区ボランティアコーナーの活用・整備等-1	担当係	ボランティア・地域活動支援係
目 的 身近な地域でのボランティア活動を促進するため、「地区ボランティアコーナー」の整備を進めています。「活動の場」「交流の場」「情報の場」となるよう、地域住民によるボランティア活動の推進とともに地域福祉活動の活性化を図ることを目的とします。 事業内容 1 内 容 地区ボランティアコーナーに利用登録するボランティア団体等が、それぞれの活動に利用します。 週1回(芝浦港南地区ボランティアコーナーは週3回)、ボランティア・地域活動支援係職員が在室し、ボランティア活動に関わる相談や情報提供、ボランティア保険の手続き等を行います。 2 利用対象 あらかじめ各地区ボランティアコーナーの利用登録をしたボランティア活動を行う団体等 根拠規定等 地区ボランティアコーナー設置・運営規程 開始時期 (経過) 平成17年4月27日 高輪地区ボランティアコーナー開設 (高輪1-4-8) 精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」1階 平成19年4月2日 赤坂・青山地区ボランティアコーナー開設 (南青山2-16-5) 青山いきいきプラザ1階 平成26年 11 月1日 麻布地区ボランティアコーナー開設 (西麻布2-13-3) 西麻布いきいきプラザ等複合施設5階 平成26年 12 月 22 日 芝浦港南地区ボランティアコーナー開設(芝浦1-16-1) みなとパーク芝浦1階 平成31年3月 11 日 高輪地区ボランティアコーナー仮移転 (港区白金台 4-6-2) 郷土歴史館等複合施設 ゆかしの杜 6 階 令和3年6月1日 高輪地区ボランティアコーナー移転(港区高輪 1-4-8) 精神障害者支援センター 「あいはーと・みなと」2 階 令和4年7月 1 日 芝地区ボランティアコーナー開設(港区芝 5-28-4) 旧三田図書館 2 階		

⑪ ボランティアの相談・活動支援		担当係	ボランティア・地域活動支援係																								
目 的 ボランティア活動に関するさまざまな相談の受付、情報の提供、活動の支援などを行うことで、ボランティア活動の推進を図ることを目的とします。 事業内容 ボランティア活動に関する相談受付・情報提供・活動支援 ボランティア(個人・団体)の登録 根拠規定等 ボランティア団体登録要綱 実績表(2年度～6年度) ボランティア登録数 <table border="1"> <tr> <td>年度 区分</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>個人 (人)</td> <td>141</td> <td>125</td> <td>187</td> <td>154</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>団体 (団体)</td> <td>102</td> <td>94</td> <td>95</td> <td>91</td> <td>97</td> </tr> </table>										年度 区分	2	3	4	5	6	個人 (人)	141	125	187	154	194	団体 (団体)	102	94	95	91	97
年度 区分	2	3	4	5	6																						
個人 (人)	141	125	187	154	194																						
団体 (団体)	102	94	95	91	97																						
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																			

⑫ ボランティア保険受付・手続		担当係	ボランティア・地域活動支援係																													
目 的		ボランティア活動中の偶然な事故により、ボランティア自身が被ったケガ(傷害保険)、活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負った場合(賠償責任保険)の補償を目的とした東京都社会福祉協議会ボランティア保険の受付・手続をし、ボランティア活動の推進を図ります。																														
保険の内容																																
1 対象となるボランティア活動		・ 日本国内での活動 ・ 無償の活動(交通費・食事代・材料費など費用弁償程度の支給は無償の範囲) ・ 個人の自発的な意思により他人や社会に貢献する目的を持って取り組まれる活動																														
2 保 険 料																																
		<table border="1"> <tr> <td>基本コース</td> <td>掛 金</td> <td>天災コース</td> <td>掛 金</td> </tr> <tr> <td>Aプラン</td> <td>350円</td> <td>天災Aプラン</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>Bプラン</td> <td>500円</td> <td>天災Bプラン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>Cプラン</td> <td>700円</td> <td>天災Cプラン</td> <td>1,400円</td> </tr> </table>							基本コース	掛 金	天災コース	掛 金	Aプラン	350円	天災Aプラン	600円	Bプラン	500円	天災Bプラン	1,000円	Cプラン	700円	天災Cプラン	1,400円								
基本コース	掛 金	天災コース	掛 金																													
Aプラン	350円	天災Aプラン	600円																													
Bプラン	500円	天災Bプラン	1,000円																													
Cプラン	700円	天災Cプラン	1,400円																													
3 そ の 他		福祉活動やボランティア活動を目的とする行事参加者を対象とした行事保険(傷害保険、賠償責任保険、当日参加対応型)の受付も行っています。																														
開始時期		昭和52年4月																														
補償期間		4月1日から翌年3月31日まで																														
実績表(2年度～6年度)																																
		<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボランティア保険加入者数(人)</td> <td>4,277</td> <td>5,465</td> <td>4,624</td> <td>4,648</td> <td>4,847</td> </tr> <tr> <td>行事保険加入受付件数(件)</td> <td>51</td> <td>42</td> <td>130</td> <td>187</td> <td>228</td> </tr> </table>							年 度	2	3	4	5	6	区 分						ボランティア保険加入者数(人)	4,277	5,465	4,624	4,648	4,847	行事保険加入受付件数(件)	51	42	130	187	228
年 度	2	3	4	5	6																											
区 分																																
ボランティア保険加入者数(人)	4,277	5,465	4,624	4,648	4,847																											
行事保険加入受付件数(件)	51	42	130	187	228																											
社協独自		区補助		区受託		東社協受託	○	その他																								

⑬ 使用済み切手・カード・書き損じはがき等の寄付受領			担当係	ボランティア・地域活動支援係		
目 的 使用済み切手、カード、書き損じはがき、使用済みインクカートリッジ等の寄付を受け、協力団体・企業に売却し換金します。売却金はボランティア活動推進事業のために役立てます。						
実績表(2年度～6年度)						
寄付物品の受領 (単位:件)						
年 度 区 分		2	3	4	5	6
使用済み切手		337	332	242	244	220
カード類		70	62	43	45	27
書き損じはがき等		38	31	23	25	20
物品寄付(未使用切手、商品券を含む)		22	43	22	19	10
インクカートリッジ		—	—	—	17	19
寄付物品の換金額 (単位:円)						
年 度 区 分		2	3	4	5	6
使用済み切手		57,060	98,390	48,630	52,600	13,480
カード類		8,379	—	9,926	5,156	8,586
書き損じはがき、未使用切手、商品券等		129,650	100,000	514,940	80,000	220,000
インクカートリッジ		—	—	—	12,380	27,360
合 計		195,089	198,390	573,496	150,136	269,426
※使用済み切手の整理はボランティアの協力で行われています。						
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他	

⑭ 「ボランティア情報」の発行		担当係		ボランティア・地域活動支援係													
目 的 ボランティア活動の募集情報や各種助成金、ボランティアセンターからのお知らせなどを周知・連絡するとともに、一般の人へのボランティア活動の紹介や啓発を目的とします。 事業内容 1 発行頻度 年6回、別冊年2回発行 2 発行部数 3,300部／回(別冊上半期・下半期3,400部) 3 送 付 先 個人ボランティア、ボランティア団体、情報スタンド、区内公共施設、区内学校企業の社会貢献担当へ送付、駅(東京メトロ 青山一丁目駅、白金台駅、六本木駅、JR東日本 浜松町駅)に配架 開始時期 昭和54年度(年度によって発行回数・発行部数が異なります。) 実績表(2年度～6年度) (単位:部) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月発行部数</td> <td>3,900 (別冊4,000) ※6月号休刊</td> <td>3,800 (9・4月号、 別冊3,900)</td> <td>3,800 (9・4月号、 別冊3,900)</td> <td>3,700 (10月号、 別冊3,800)</td> <td>3,400 (別冊上半期・ 下半期3,500)</td> </tr> </tbody> </table> ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。 ※ 令和2年度(偶数月のみ発行)以外は毎月発行しました。 ※ 令和6年度から奇数月(4月号は発行)、別冊は2回発行としました。						年 度	2	3	4	5	6	月発行部数	3,900 (別冊4,000) ※6月号休刊	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,700 (10月号、 別冊3,800)	3,400 (別冊上半期・ 下半期3,500)
年 度	2	3	4	5	6												
月発行部数	3,900 (別冊4,000) ※6月号休刊	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,700 (10月号、 別冊3,800)	3,400 (別冊上半期・ 下半期3,500)												
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他									

⑮ 「みなとネット」社会貢献活動支援事業			担当係		ボランティア・地域活動支援係																																					
目 的 港区に立地する企業各社が、ネットワークを形成し、地域社会で社会貢献活動を推進するとともに、企業間の交流による情報交換と活動実践の場としての「みなとネット」を側面から支援し、企業や地域活動団体等のボランティアネットワークづくりおよび交流を推進することを目的とします。																																										
事業内容 1 活動内容 定例会開催 隔月1回 イベント開催 年1回 企業と地域の人との交流イベントを開催 2 会員資格 港区内に立地する企業等 3 入会金等 入会金、年会費とも無料。ただし、イベントに係る費用は分担します。																																										
開始時期 平成8年4月17日 「みなとネット」発足 (経過) 令和3年1月 定例会 月1回開催から隔月1回開催に変更																																										
実績表(2年度～6年度) <table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th rowspan="2">会員企業 ・団体</th><th colspan="3">イ ベ ント</th></tr><tr><th>テ ー マ</th><th>延参加企業 ・団体</th><th>延会員参加者 数(人)</th></tr><tr><td>2</td><td>13社 1団体</td><td>中止(◎)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>13社 1団体</td><td>港区との意見交換会</td><td>8社 1団体</td><td>20</td></tr><tr><td>4</td><td>13社 1団体</td><td>「宇宙教室」あいプラ・みなとネット協働イベント</td><td>14社 1団体</td><td>90</td></tr><tr><td>5</td><td>17社 1団体</td><td>みなと区民まつり(あそぼう「SDGsかるた」)</td><td>17社 1団体</td><td>28</td></tr><tr><td>6</td><td>21社 1団体</td><td>みなと区民まつり(あそぼう「SDGsクイズ」)</td><td>21社 1団体</td><td>48</td></tr></table>										区分 年度	会員企業 ・団体	イ ベ ント			テ ー マ	延参加企業 ・団体	延会員参加者 数(人)	2	13社 1団体	中止(◎)	—	—	3	13社 1団体	港区との意見交換会	8社 1団体	20	4	13社 1団体	「宇宙教室」あいプラ・みなとネット協働イベント	14社 1団体	90	5	17社 1団体	みなと区民まつり(あそぼう「SDGsかるた」)	17社 1団体	28	6	21社 1団体	みなと区民まつり(あそぼう「SDGsクイズ」)	21社 1団体	48
区分 年度	会員企業 ・団体	イ ベ ント																																								
		テ ー マ	延参加企業 ・団体	延会員参加者 数(人)																																						
2	13社 1団体	中止(◎)	—	—																																						
3	13社 1団体	港区との意見交換会	8社 1団体	20																																						
4	13社 1団体	「宇宙教室」あいプラ・みなとネット協働イベント	14社 1団体	90																																						
5	17社 1団体	みなと区民まつり(あそぼう「SDGsかるた」)	17社 1団体	28																																						
6	21社 1団体	みなと区民まつり(あそぼう「SDGsクイズ」)	21社 1団体	48																																						
<table><tr><td>社協独自</td><td>○</td><td>区補助</td><td></td><td>区受託</td><td></td><td>東社協受託</td><td></td><td>その他</td><td></td></tr></table>										社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																																		

⑯ ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会		担当係	ボランティア・地域活動支援係														
目 的 公益社団法人全日本司厨士協会東京地方本部城南地区港支部、区内施設との共催で、区内在住 70 歳以上のひとり暮らし高齢者を昼食会に招待する事業を開催することで、職能団体の社会貢献活動の推進、ひとり暮らし高齢者の交流の場作りを目的とします。 事業内容 公益社団法人全日本司厨士協会東京地方本部城南地区港支部からの協力要請により、区内在住の70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としたフランス料理の昼食会を共催実施しています。 開始時期（経過） 昭和59年11月 「給食サービス会」としてボランティアに食事を提供（以後毎年実施） 昭和62年11月 ひとり暮らし高齢者、身体障害者などを対象に実施（以後毎年実施） 平成15年11月 以後隔年で実施 平成21年11月 以後毎年実施																	
実績表（2年度～6年度） （単位：人） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">年 度 区 分</th> <th style="width: 15%;">2</th> <th style="width: 15%;">3</th> <th style="width: 15%;">4</th> <th style="width: 15%;">5</th> <th style="width: 15%;">6</th> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>46</td> <td>45</td> </tr> </table>						年 度 区 分	2	3	4	5	6	参加者数	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	46	45
年 度 区 分	2	3	4	5	6												
参加者数	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	46	45												
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他												

(8)その他の事業・法人運営

① 社会福祉法人の連携による社会貢献事業-1		担当係	経営企画担当																																				
目 的 平成28年度の社会福祉法の改正により社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されたことに伴い、区内に事業所等のある高齢、子ども、障害分野等の社会福祉法人と連携を図り、地域における福祉課題に取り組むことを目的とします。 事業内容 区内にある特別養護老人ホームや保育園、障害者の就労支援などを行う社会福祉法人が、港区における公益的な取組を進められるよう幹事法人を選出し、連携・支援を図りながら連絡会を開催します。 開始時期 平成28年度 区内社会福祉法人の情報交換会を開催 (経過) 平成29年度 港区社会福祉法人連絡会として開催 実績表(2年度～6年度) 港区社会福祉法人連絡会 <table><tr><th>区分 年度</th><th>開催日</th><th>参加数 (法人)</th><th>内 容</th></tr><tr><td>2</td><td>3月26日</td><td>6</td><td>・学習会「災害時における社会福祉法人の取組について～熊本地震、熊本豪雨災害の経験から～」</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>10月26日</td><td>13</td><td>・令和3年度地域ネットワーク助成金の申請について ・令和3年度連絡会について ・情報交換、意見交換 等</td></tr><tr><td>2月1日</td><td>11</td><td>・学習会「大災害時の社会福祉法人の役割」</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td>9月27日</td><td>16</td><td>・令和4年度地域ネットワーク助成金について ・令和4年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等</td></tr><tr><td>1月12日</td><td>12</td><td>・学習会「港区における包括的な支援の取組と社会福祉法人の役割」</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td>7月27日</td><td>13</td><td>・令和5年度地域ネットワーク助成金について ・令和5年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等</td></tr><tr><td>2月26日</td><td>10</td><td>・学習会「福祉関係機関のためのひきこもり学習会 ～ひきこもりの理解と対応～」</td></tr><tr><td rowspan="2">6</td><td>6月24日</td><td>10</td><td>・令和6年度地域ネットワーク助成金について ・令和6年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等</td></tr><tr><td>2月5日</td><td>8</td><td>学習会「地域共生社会の実現に向けた区の子ども施策等に関する学習会」</td></tr></table>				区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容	2	3月26日	6	・学習会「災害時における社会福祉法人の取組について～熊本地震、熊本豪雨災害の経験から～」	3	10月26日	13	・令和3年度地域ネットワーク助成金の申請について ・令和3年度連絡会について ・情報交換、意見交換 等	2月1日	11	・学習会「大災害時の社会福祉法人の役割」	4	9月27日	16	・令和4年度地域ネットワーク助成金について ・令和4年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等	1月12日	12	・学習会「港区における包括的な支援の取組と社会福祉法人の役割」	5	7月27日	13	・令和5年度地域ネットワーク助成金について ・令和5年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等	2月26日	10	・学習会「福祉関係機関のためのひきこもり学習会 ～ひきこもりの理解と対応～」	6	6月24日	10	・令和6年度地域ネットワーク助成金について ・令和6年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等	2月5日	8	学習会「地域共生社会の実現に向けた区の子ども施策等に関する学習会」
区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容																																				
2	3月26日	6	・学習会「災害時における社会福祉法人の取組について～熊本地震、熊本豪雨災害の経験から～」																																				
3	10月26日	13	・令和3年度地域ネットワーク助成金の申請について ・令和3年度連絡会について ・情報交換、意見交換 等																																				
	2月1日	11	・学習会「大災害時の社会福祉法人の役割」																																				
4	9月27日	16	・令和4年度地域ネットワーク助成金について ・令和4年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等																																				
	1月12日	12	・学習会「港区における包括的な支援の取組と社会福祉法人の役割」																																				
5	7月27日	13	・令和5年度地域ネットワーク助成金について ・令和5年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等																																				
	2月26日	10	・学習会「福祉関係機関のためのひきこもり学習会 ～ひきこもりの理解と対応～」																																				
6	6月24日	10	・令和6年度地域ネットワーク助成金について ・令和6年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等																																				
	2月5日	8	学習会「地域共生社会の実現に向けた区の子ども施策等に関する学習会」																																				

① 社会福祉法人の連携による社会貢献事業-2				担当係	経営企画担当																																																									
企画等 <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>開催日</th> <th>参加数 (法人)</th> <th colspan="5">内 容</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td colspan="5">—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td colspan="5">—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>2月1日～ 14日(募集)</td> <td>15</td> <td colspan="5">子ども食堂・フードパントリー等応援企画</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>11月20日～ 12月4日 (募集)</td> <td>18</td> <td colspan="5">子ども食堂・フードパントリー等応援企画</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>11月1日～ 11月25日 (募集)</td> <td>16</td> <td colspan="5">子ども食堂・フードパントリー等応援企画</td> </tr> </table>									年度	区分	開催日	参加数 (法人)	内 容					2		中止(◎)	—	—					3		中止(◎)	—	—					4		2月1日～ 14日(募集)	15	子ども食堂・フードパントリー等応援企画					5		11月20日～ 12月4日 (募集)	18	子ども食堂・フードパントリー等応援企画					6		11月1日～ 11月25日 (募集)	16	子ども食堂・フードパントリー等応援企画				
年度	区分	開催日	参加数 (法人)	内 容																																																										
2		中止(◎)	—	—																																																										
3		中止(◎)	—	—																																																										
4		2月1日～ 14日(募集)	15	子ども食堂・フードパントリー等応援企画																																																										
5		11月20日～ 12月4日 (募集)	18	子ども食堂・フードパントリー等応援企画																																																										
6		11月1日～ 11月25日 (募集)	16	子ども食堂・フードパントリー等応援企画																																																										
関係発行物 「港区社会福祉法人 活用ガイド」(平成31年3月発行、令和4年3月改定)																																																														
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																																																						

② 地域福祉推進協議会				担当係		経営企画担当																																					
目 的 区内福祉関係団体等の地域福祉の充実に向けた支援等を円滑に行うことを目的とします。 事業内容 区内福祉関係団体等の活動の充実や連携にむけた検討や社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画(地域公益事業)に対する地域協議会としての役割を担い、分野を超えた会議を開催します。(年2回) 開始時期 (経過) 平成23年度 福祉関係団体等との意見交換会として事業開始 平成28年度 福祉関係団体等の連絡会に名称変更 平成29年度 港区地域福祉推進協議会に再編成 実績表(2年度～6年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>開催日</th> <th>出席者数</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>5月16日</td> <td>13</td> <td>・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>5月19日</td> <td>11</td> <td>・社会福祉法人の社会福祉充実計画(地域公益事業)への意見について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td></td> <td>5月14日</td> <td>10</td> <td>・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月27日</td> <td>8</td> <td>・社会福祉充実計画 経過報告について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)</td> </tr> </tbody> </table>										年度	区分	開催日	出席者数	内 容	2		中止(◎)	—	—	3		中止(◎)	—	—	4		5月16日	13	・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)	5		5月19日	11	・社会福祉法人の社会福祉充実計画(地域公益事業)への意見について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)	6		5月14日	10	・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)		2月27日	8	・社会福祉充実計画 経過報告について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)
年度	区分	開催日	出席者数	内 容																																							
2		中止(◎)	—	—																																							
3		中止(◎)	—	—																																							
4		5月16日	13	・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)																																							
5		5月19日	11	・社会福祉法人の社会福祉充実計画(地域公益事業)への意見について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)																																							
6		5月14日	10	・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)																																							
		2月27日	8	・社会福祉充実計画 経過報告について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)																																							
社協独自	○	区補助	○	区受託		東社協受託		その他																																			

③ 福祉総合相談・調査研究・連絡調整				担当係	全係			
福祉総合相談								
1 目 的		区民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言や援助を行い、福祉の増進を図ることを目的とします。						
2 相談内容		港社協が実施する事業などについての専門的な相談や、他法・他施策・他機関の紹介などにより問題解決を支援します。 その他、参与(民生委員・児童委員)による地域での身近な相談と連携して対応しています。						
○ 各係で担当する主な相談援助								
＜経営管理係＞								
・ 会費・寄付金・募金に関する相談								
＜地域福祉係＞								
・ 小地域福祉活動に関する相談								
・ コミュニティソーシャルワークに関する相談								
・ 生活支援体制整備事業に関する相談								
・ ひきこもりに関する相談								
・ 重層的支援体制整備事業に関する相談								
＜ボランティア・地域活動支援係＞								
・ ボランティア活動やボランティア団体等に関する相談								
・ 住民参加による地域福祉活動や社会貢献活動に関する相談								
・ 有償在宅福祉サービス事業・育児サポート事業に関する相談								
＜生活支援係＞								
・ 手話通訳者派遣及び手話講習会に関する相談								
・ 資金貸付に関する相談								
・ 介護相談員派遣等事業に関する相談								
＜権利擁護推進係＞								
・ 総合的な福祉サービス利用援助事業に関する相談								
・ 成年後見制度に関する相談								
・ 終活に関する相談								
＜経営企画担当＞								
・ 港区地域福祉活動計画に関する相談								
・ 区内社会福祉法人との連絡調整に関する相談								
調査研究								
各種福祉事業の充実のため、日頃から地域福祉の実態調査と問題点の把握に努め、各種の研究会、協議会、シンポジウムへ参加するなど、新たな情報収集に努めています。								
連絡調整								
地域福祉活動を推進するため、区をはじめとする行政機関、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人等の関係福祉団体、福祉施設などとの連絡を密にして、事業の横断的な連絡調整に努めています。								
社協独自	○	区補助		区受託	東社協受託		その他	

④ 歳末たすけあい運動		担当係	経営管理係		
目 的 共同募金の一環として、募金運動を行います。募金は、在宅の重度障害者(児)への見舞品や地域福祉活動費に配分され、港区の地域福祉推進のために役立てられます。					
実施期間		12月1日から12月31日までの1か月間			
協力団体等		町会・自治会、母の会、港区民生委員・児童委員協議会など			
根拠規定等		社会福祉法(国) 共同募金運動要綱(中央共同募金会) 歳末たすけあい運動実施要綱(東京都共同募金会・東京都社会福祉協議会)			
実施主体		港区社会福祉協議会			
開始時期 (経過)		昭和27年 東京都社会福祉協議会の主唱により「金品持ち寄り運動」として展開 昭和34年 共同募金運動の一環となり、地域の要援護者のための募金運動として多くの関係団体の協力で実施 平成8年 検討委員会報告書「東京都におけるこれからの歳末たすけあい運動のあり方について」において、配分金を見舞金配布から地域福祉活動費として活用する方向へ移行する提言がなされる			
配分方法		各区市町村の募金額に応じ、東京都共同募金会の配分委員会で審査し、理事会等で決定したものが、各区市町村社協に配分されます。			
配分計画		・ 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業 ・ 小地域福祉活動推進事業 ・ 有償在宅福祉サービス事業(おむすびサービス) ・ ボランティア情報の発行 ・ 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業 ・ 車いす貸出事業 ・ コミュニティソーシャルワーク推進事業 ・ 地区ボランティアコーナーの活用・整備 ・ 地域福祉活動助成(東京都共同募金会港地区協力会実施)			
実績表(2年度～6年度)					
(単位:円)					
年 度	2	3	4	5	6
募金総額	7,167,813	7,512,513	7,901,416	6,424,415	7,269,190
※ 預金利息含む					
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他

⑤ 港区地域福祉フォーラム			担当係	経営企画担当	
目 的 区内で活動するさまざまな福祉関係団体等との連携を強化し、地域福祉の普及啓発を図ります。 事業内容 区内で活動するボランティア団体やNPO、社会貢献活動を行う企業、社会福祉法人などの活動紹介や講演会、シンポジウム等を開催します。 開始時期 平成16年度 「福祉講演会」として事業開始 (経過) 平成28年度 「福祉講演会等」を「港区地域福祉フォーラム」に拡充 実績表(2年度～6年度) (単位:団体)					
区分 年度	実 施 日	テ ー マ	会 場	参加数 (人数)	
2	中止(◎)	—	—	—	
3	中止(◎)	—	—	—	
4	12月17日	第5回港区地域福祉フォーラム ～気づき、つながり・支えあう～ 講演会・シンポジウム、つながり川柳 入賞作品発表・応募作品紹介、地域 福祉活動団体紹介動画公開	麻布区民センター	(95) ※講演会・シン ポジウム	
5	11月25日 (※)	第6回港区地域福祉フォーラム ～地域と歩んだ70年、これからも共 に～ 講演会・シンポジウム、地域活動団体 パネル展、謎解きラリー、車いす体 験、被災地支援物産販売 等	赤坂区民センター	208 (539)	
6	11月2日	第7回港区地域福祉フォーラム ～気づき、つながり・支えあう～ 講演会、地域活動団体パネル展、被 災地支援物産販売、応急救護体験、 カフェスペース、ワークショップ、防災 グッズ展示 等	高輪区民センター	195 (951)	
※ 創立70周年記念式典等と同日開催					
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他

⑥ 普及啓発				担当係	全係			
目 的 さまざまな広報媒体やイベント、事業を通して、効果的な情報発信を行い、港社協の活動が幅広く区民などの目に留まる機会が増えるようにします。また、それらの機会を利用した会員募集も行い、会員の加入促進に努めています。あわせて、公共団体・福祉関係団体の情報提供も行い、区民が福祉情報を得られる機会を増やします。 事業内容 1 広報紙、各種パンフレットの発行など (1)広報紙「みなと社協」 ・ 年6回(偶数月1日)発行 ・ 発行部数 56,000部／回 ・ 新聞(朝日、読売、毎日、日本経済、産経、東京)に折り込み配布(港区内) ・ 区役所、各総合支所、いきいきプラザ、区民センター等の区立施設、駅(東京メトロ 青山一丁目駅、白金台駅、六本木駅)、情報スタンドなどに設置 (2)港社協の事業概要 年1回発行 (3)社協案内パンフレット「活動する港社協」 年1回発行 (4)「ボランティア情報」 ・ ボランティア活動の啓発を目的として、年6回、別冊年2回発行 ・ 発行部数 3,300部／回(別冊上半期・下半期3,400部) (5)その他、各事業に伴うパンフレット類の発行 2 ホームページによる情報提供(平成13年3月16日開設) ・ 令和6年度 約139,000アクセス ※トップページのアクセス件数 3 SNSによる情報提供 ・ X(旧Twitter) @minatocosw(令和2年12月1日開設) - 令和6年度 閲覧数 23,015件 4 会員募集・加入促進 ・ 会員募集のポスターやチラシを関係各所へ配布 ・ 事業実施時には会員入会コーナーを設置 5 港区福祉のしごと面接・相談会 ※港区、東京都福祉人材センターとの共催事業 6 地域貢献型自動販売機の設置 新たな地域福祉への貢献の仕組みとして地域に示すとともに、事業周知や地域福祉活動推進のため設置 7 その他 ・ 区の行事や区内施設でのイベント等への参加及び事業PR ・ 区報「広報みなと」などの協力を得て、事業や講座などをPR ・ 公共団体・福祉関係団体のポスターやチラシなどを掲示・配布し、福祉情報を提供								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他

⑦ 情報スタンド設置-1		担当係	経営管理係		
目 的	普及啓発の拠点として、港社協の情報を身近な場所で得ることができるよう、車いすステーションや商店街などに社会貢献活動のひとつとして協力を得て、設置しています。広報紙「みなと社協」や各種事業などのパンフレット類を置き、港社協への理解と福祉サービスの利用促進を図ることを目的とします。				
開始時期	平成16年度				
実績表(2年度～6年度)	(単位:か所)				
年 度	2	3	4	5	6
設置数	29	29	29	29	31
情報スタンド一覧					
No.	スタンド名	所 在 地			
1	芝商店会	芝2-30-11 寿堂菓子店			
2	芝の家	芝3-26-8			
3	清水薬局	芝大門2-3-15			
4	ニュー新橋ビル商店連合会	新橋2-16-1			
5	Café Deux(カフェ・ドゥー)	新橋3-16-3 生涯学習センター内			
6	ご近所ラボ新橋	新橋6-4-2 きらきらプラザ新橋1階			
7	福祉プラザさくら川	新橋6-19-2			
8	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	虎ノ門1-21-10 3階			
9	(株)ヤマシタ	三田2-10-6 三田レオマビル3階			
10	麻布十番商店街振興組合	麻布十番2-3-10			
11	オリーブ	東麻布2-11-3			
12	愛育クリニック	南麻布5-6-8			
13	ハリウッド株式会社	六本木6-4-1-4階			
14	赤坂みすじ通り会	赤坂3-15-4 バリ島ビル1階			
15	赤坂子ども中高生プラザ／サン・サン赤坂	赤坂6-6-14			
16	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山1-6-1			
17	(有)青山但馬屋	北青山2-7-11			
18	青山外苑前商店街振興組合	南青山2-18-2-302 青山中村茶舗			
19	高輪親睦会内 安田自転車店	高輪3-3-6			
20	東京高輪病院	高輪3-10-11			

⑦ 情報スタンド設置-2		担当係	経営管理係
21	白金商店会	白金1-6-14	
22	みつ蛍	白金6-1-8	
23	カフェ・フルール	芝浦1-16-1 みなとパーク芝 浦 内	
24	愛育病院	芝浦1-16-10	
25	ウエルシア田町グランパーク店	芝浦3-4-1 グランパークB1階	
26	新駒鍼灸院	芝浦4-13-3-1907	
27	シティハイツ港南	港南3-3-17	
28	すこやかの家みたて	港南4-5-3	
29	台場高齢者在宅サービスセンター	台場1-5-5	
30	世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)	三田4-1-9三田ヒルサイドビル8階	
31	ありすいきいきプラザ	南麻布4-6-7	

⑧ 後援等名義使用承認		担当係	経営管理係等						
目 的 後援等の名義使用承認申請に基づき、催しや事業など、その趣旨に賛同し、後援等の名義使用を承認し、団体等の事業に対し側面から支援することを目的としています。 根拠規定等 後援等名義使用承認に関する事務取扱要領 実績表(6年度) 名義使用承認(後援) 13 件 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ 東京司法書士会港支部「第5回港区くらしと事業の無料相談会」 ○ 港区老人クラブ連合会「第38回カラオケ大会・第48回芸能大会」 ○ 藤田観光(株)ホテルグレイスリー田町「芝浦4ホテル合同企画お子さま集まれ！ビジネスホテルでハロウィーン」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ BTRD「第28回福祉レクダンス講習会」 ○ 第43回障害者週間記念事業実行委員会「第43回障害者週間記念事業」 ○ 港区心身障害児・者団体連合会「バリアフリー映画会」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ SDGsみなとフォーラム「先駆的な SDGs未来都市・港区を目指して「今こそ！地域共生社会づくりとSDGsに取り組もう」」 ○ NPO 法人日本朗読文化協会朗読ボランティアグループかもめ「第14回かもめ朗読会」 ○ BTRD「第23回福祉レクリエーション講座」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」									
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑨ 赤い羽根共同募金運動への協力		担当係	経営管理係			
目 的	東京都共同募金会港地区協力会の事務局として、赤い羽根共同募金運動へ協力します。募金は、港区内の民間福祉施設や障害者団体等へ配分され、地域福祉推進のために役立てられます。					
実施期間	10月1日から12月31日まで					
協力団体等	町会・自治会など					
根拠規定等	社会福祉法(国) 共同募金運動要綱(中央共同募金会) 東京都共同募金会港地区協力会会則					
実施主体	東京都共同募金会港地区協力会					
開始時期	平成18年度 区から港社協に事務移管					
配分方法	募金額に応じて港地区配分推せん委員会が推せんし、東京都共同募金会の配分委員会で審査され、理事会等で決定したものが、各施設・団体へ配分されます。					
実績表(2年度～6年度)						
(単位:円)						
年 度	2	3	4	5	6	
募金総額	1,683,090	1,663,563	1,689,448	1,662,512	1,735,500	
※預金利息含む						
社協独自		区補助		区受託		東社協受託
						その他
						○

⑩ 港地区配分推せん委員会への協力		担当係	経営管理係																																												
目 的 東京都共同募金会港地区配分推せん委員会の事務局として、区内の住民の地域福祉ニーズに応じて、地域における共同募金の配分を調整し、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行い、地域の福祉ニーズを反映させることを目的とします。 実施主体 東京都共同募金会港地区協力会 事業内容 1 赤い羽根共同募金による配分推せん 赤い羽根共同募金の地域配分について、区内の民間福祉施設、障害者団体などを東京都共同募金会へ推せんします。 2 歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成 歳末たすけあい運動の地域福祉活動費の一部を原資として、地域福祉活動団体へ助成します。 根拠規定等 社会福祉法(国) 地区配分推せん委員会規程(東京都共同募金会) 港地区配分推せん委員会設置規程(東京都共同募金会港地区協力会) 開始時期 平成23年度 委員会設置 実績表(2年度～6年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>回</th> <th>実施日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>第1回</td> <td>9月29日</td> <td>21団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月1日</td> <td>8施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>第1回</td> <td>7月28日</td> <td>13 団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月1日</td> <td>11 施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>第1回</td> <td>7月13日</td> <td>16団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月1日</td> <td>12施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>第1回</td> <td>6月29日</td> <td>19団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月7日</td> <td>9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>第1回</td> <td>6月26日</td> <td>18団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>1月29日</td> <td>9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> </tbody> </table>									区分 年度	回	実施日	内 容	2	第1回	9月29日	21団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月1日	8施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	3	第1回	7月28日	13 団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月1日	11 施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	4	第1回	7月13日	16団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月1日	12施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	5	第1回	6月29日	19団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月7日	9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	6	第1回	6月26日	18団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	1月29日	9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)
区分 年度	回	実施日	内 容																																												
2	第1回	9月29日	21団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																												
	第2回	2月1日	8施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																												
3	第1回	7月28日	13 団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																												
	第2回	2月1日	11 施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																												
4	第1回	7月13日	16団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																												
	第2回	2月1日	12施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																												
5	第1回	6月29日	19団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																												
	第2回	2月7日	9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																												
6	第1回	6月26日	18団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																												
	第2回	1月29日	9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																												
社協独自		区補助		区受託		東社協受託		その他	○																																						

⑪ 地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞 表彰				担当係	経営管理係																								
目 的 地域社会の共助づくりを進め、日頃、港区の地域福祉において活動している個人・団体への労を報いるとともに、その功績をたたえて区民の福祉増進に資するため、表彰を行います。 事業内容 地域福祉貢献賞および地域福祉功労賞の表彰 地域福祉貢献賞 ・港区の地域福祉において自主的に3年以上継続して活動し、特に功績が顕著なもの ・その他特に顕著な功績が認められるもの 地域福祉功労賞 ・本会事業に3年以上継続して連携・協力し、特に功績が顕著なもの ・その他特に顕著な協力があると認められるもの 開始時期 平成29年度 (経過) 実績表(2年度～6年度) (単位:組) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉貢献賞</td> <td>中止(◎)</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>地域福祉功労賞</td> <td>中止(◎)</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>25</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>表彰式</td> <td>中止(◎)</td> <td>3月6日</td> <td>1月28日</td> <td>2月3日</td> <td>11月2日</td> </tr> </tbody> </table> ※令和6年度は港区地域福祉フォーラム内で表彰式を開催						年 度	2	3	4	5	6	地域福祉貢献賞	中止(◎)	13	12	10	10	地域福祉功労賞	中止(◎)	20	17	25	9	表彰式	中止(◎)	3月6日	1月28日	2月3日	11月2日
年 度	2	3	4	5	6																								
地域福祉貢献賞	中止(◎)	13	12	10	10																								
地域福祉功労賞	中止(◎)	20	17	25	9																								
表彰式	中止(◎)	3月6日	1月28日	2月3日	11月2日																								
社協独自	○	区補助		区受託	東社協受託	その他																							

(9)事業開始時期一覽表

(9) 事業開始時期一覧表

① 現在の実施事業 (1/2)

区 分	40 年代	50 年代	60 年代	平成 元年	～	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5	6	7
ふれあい通信 “かがり”																										
長寿を祝う集い																										
介護相談員派遣等事業																										
港区老人クラブ連合会事務局 運営等支援																										
障害者（児）ボウリング大会																										
在宅重度障害者（児）見舞品 贈呈事業																										
手話通訳者派遣事業																										
手話講習会																										
車いす貸出事業																										
車いすステーション																										
有償在宅福祉サービス事業 （おむすびサービス）																										
総合的な福祉サービス 利用援助・ 支援事業	福祉サービス利用 援助事業																									
	福祉サービス利用 支援事業																									
成年後見制度利用促進 事業	制度利用に向けた相談支援																									
	成年後見人等候補者の推薦																									
	成年後見制度の経費助成																									
	地域連携ネットワークの推進																									
	区民後見人等候補者の養成																									
	親族後見人等への支援 成年後見制度の周知啓発																									
	成年後見人等への支援																									
	法人後見監督の受任																									
法人後見事業																										
あんしん未来・終活サポート 事業																										
港区バリアフリーマップ充実 支援業務																										
要支援世帯入学・卒業祝品 贈呈事業																										
育児サポート事業 （育児サポート子むすび）																										
子ども食堂ネットワーク運搬 支援																										
小地域福祉活動推進事業 （みんなと地域の福祉活動）																										
地域福祉活動参加促進講座																										
港区生活支援体制整備事業																										

① 現在の実施事業 (2/2)

区 分		40 年代	50 年代	60 年代	平成 元年	～	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5	6	7
コミュニティソーシャル ワーク推進事業																											
障害者スポーツの振興と地 域福祉活動推進事業																											
港区重層的支援体制整備事 業実施支援業務																											
港区ひきこもり支援専用相 談窓口等業務																											
生活福祉資金貸付事業																											
臨時特例つなぎ資金貸付事 業																											
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業																											
災害ボランティア活動の推 進																											
災害ボランティア活動本部 体制の確立																											
ボランティア団体・NP O・地域活動団体の交流																											
施設ボランティアコーデ ィネーター連絡会																											
共に生きるみんなの歌と踊 りのつとめ																											
ボランティア 活動参加促 進	ボランティア入門 講座																										
	ボランティアスキ ルアップ講座																										
	夏！体験ボラン ティア																										
ふれあい講習会																											
地区ボランティアコーナ ーの活用・整備等																											
ボランティ アセンタ ーの運営	ボランティアの相 談・活動支援																										
	ボランティア保険 受付・手続																										
	使用済み切手・カー ド・書き損じはがき 等の寄付受領																										
「ボランティア情報」の発 行																											
「みなとネット」社会貢 献活動支援事業																											
ひとり暮らし高齢者フラン ス料理昼食会																											
社会福祉法人の連携による 社会貢献事業																											
地域福祉推進協議会																											
福祉総合相談・調査研究・ 連絡調整																											
歳末たすけあい運動																											
港区地域福祉フォーラム																											
普及啓発																											
情報スタンド設置																											
後援等名義使用承認																											
赤い羽根共同募金運動への 協力																											
港地区配分推せん委員会への 協力																											
地域福祉貢献賞・地域福祉功 労賞 表彰																											

② 廃止等した事業（1/2）

区 分	40	50	60	平成	～	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2	3	4	5
	年代	年代	年代	元年		元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年
創立50周年記念事業																												
芝地区配食サービス “あじさい”																												
住所不定者援護事業																												
三宅島災害避難者への支援活動																												
高齢者会食サービス																												
通所介護サービス事業 （デイサービス）																												
通所介護サービス事業 （施設入浴サービス）																												
ホームヘルパー養成研修 （昼コース）																												
支援費制度																												
精神障害者ホームヘルプサー ビス事業																												
ガイドヘルパー養成研修																												
ボランティア交流IT会議																												
訪問介護事業																												
児童・生徒のボランティア活動 普及事業																												
特別支援学校送迎支援事業																												
ひとり暮らし高齢者訪問電話 サービス事業																												
高齢者緊急一時介護人派遣事業																												
障害者自立支援事業 （重度訪問介護）																												
生活安定応援事業																												
老人クラブ連合会行事援助事業																												
障害者団体行事援助事業																												
ひとり親家庭福祉援助事業																												
児童福祉週間行事援助事業																												
女性福祉団体等援助事業																												
民間福祉施設援助事業																												
民間施設等クリスマス行事援助 事業																												
ボランティア団体活動助成																												
マスコットキャラクター作成																												
高齢者家事援助サービス事業																												
ひとり暮らし高齢者等見守り事 業																												
いきいきサロン事業																												
子育てサロン事業																												
居宅介護事業																												

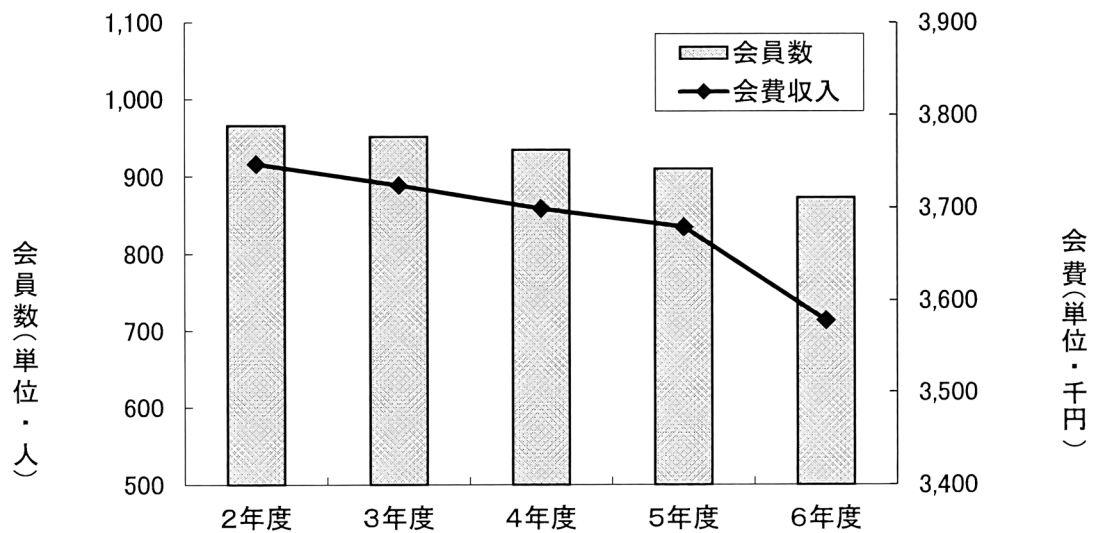
② 廃止等した事業（2/2）

区 分	40 年代	50 年代	60 年代	平成 元年	～	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5
ホームヘルパー養成研修 （夜コース）																												
障害者つり大会																												
心身障害者（児）ホームヘルプ サービス事業																												
心身障害者（児）外出介助者派 遣事業																												
私立保育園整備費補助事業																												
創立60周年記念事業																												
歩行支援用具（シルバーカー） 貸出事業																												
同行援護事業																												
移動支援事業																												
ひとり親家庭休養ホーム利用旅 費助成																												
緊急援護資金貸付事業																												
ひとり暮らし高齢者バスハイク																												
在宅高齢者回転呼出灯設置費助 成事業																												
交通遺児援助事業																												
地域福祉推進のための財源確保 （旧福祉バザー）																												
創立70周年記念事業																												

資 料

資料1 会員数・会費収入の推移

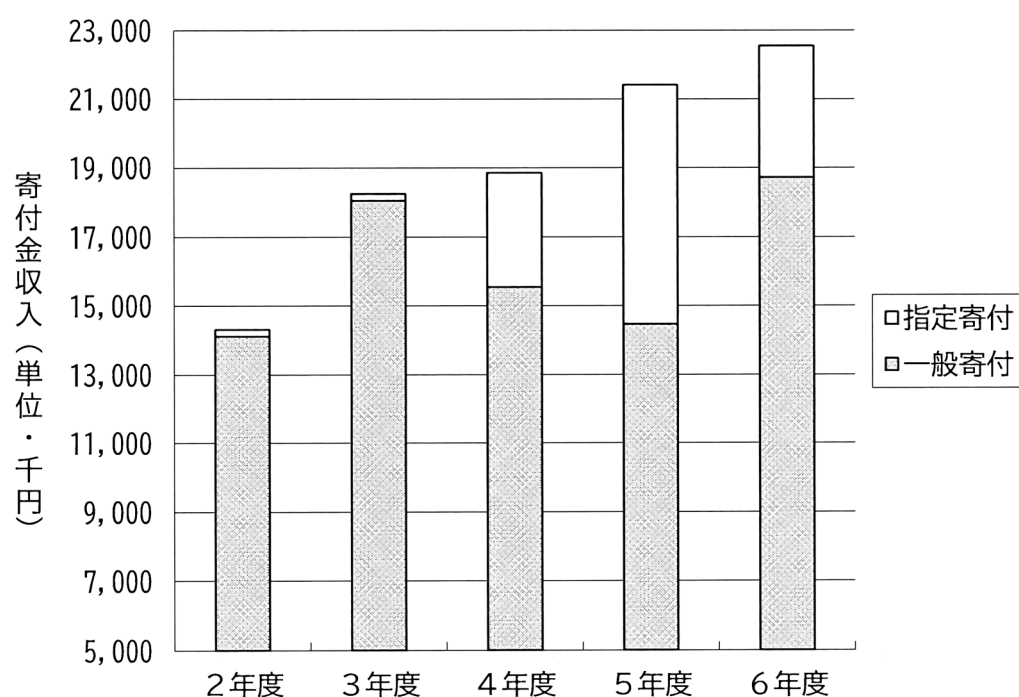
区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人会員 (1,000円以上)	会員数 (件)	717	703	684	654	626
	会費収入(円)	1,475,500	1,477,500	1,444,500	1,374,000	1,379,000
団体会員 (3,000円以上)	会員数 (件)	115	112	117	123	118
	会費収入(円)	1,023,000	993,000	1,016,000	1,076,000	995,000
法人会員 (5,000円以上)	会員数 (件)	134	137	134	133	129
	会費収入(円)	1,249,000	1,254,000	1,239,000	1,229,000	1,204,000
合 計	会員数 (件)	966	952	935	910	873
	会費収入(円)	3,747,500	3,724,500	3,699,500	3,679,000	3,578,000



資料2 寄付金収入の推移

(単位:円)

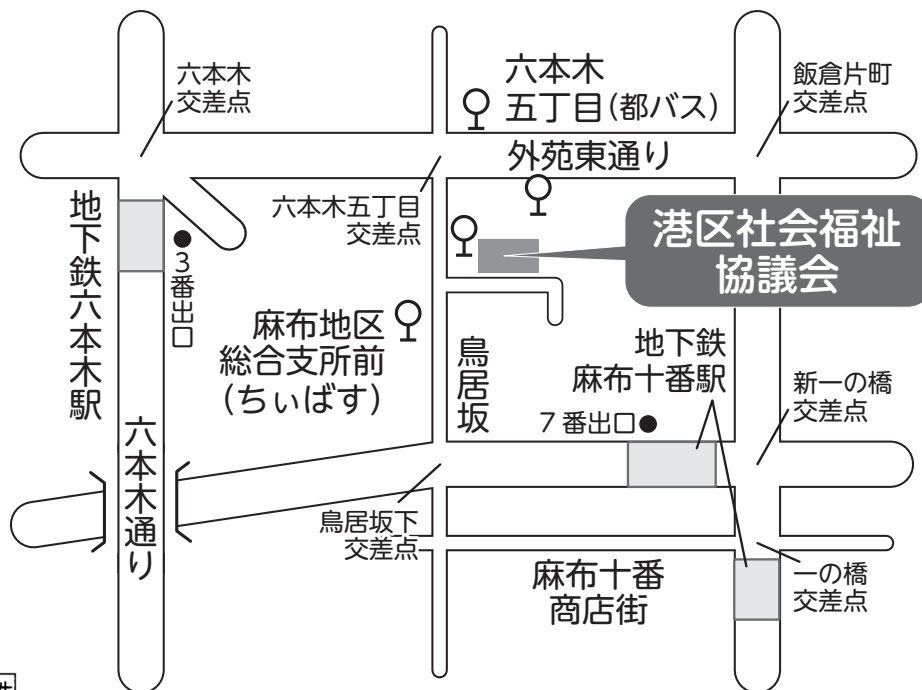
区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般寄付	14,103,220	18,042,207	15,537,945	14,469,174	18,706,752
指定寄付	207,000	200,000	3,311,006	6,948,433	3,833,590
合 計	14,310,220	18,242,207	18,848,951	21,417,607	22,540,342



資料3 「社会福祉法」における社会福祉協議会の規定

市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 - 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号の掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を行うものとする。 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を超えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
都道府県社会福祉協議会
第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 - 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 ～案内図～



地下鉄

- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」 3番出口 徒歩7分
- 南北線・大江戸線「麻布十番駅」 7番出口 徒歩10分

港区コミュニティバス (ちいばす)

- (田町ルート) 田町駅東口～六本木駅前
 - (麻布東ルート) 港区役所北～六本木けやき坂～港区役所北
 - (麻布西ルート) 広尾駅～六本木けやき坂～広尾駅
- 「麻布地区総合支所前」バス停 徒歩1分

都営バス

- (反96) 五反田駅～六本木ヒルズ
 - (渋88) 渋谷駅前～新橋駅前
- 「六本木五丁目」バス停 徒歩3分

港社協の事業概要

令和7年度(2025年度)版

令和7年8月発行

編集・発行 社会福祉法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032

東京都港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

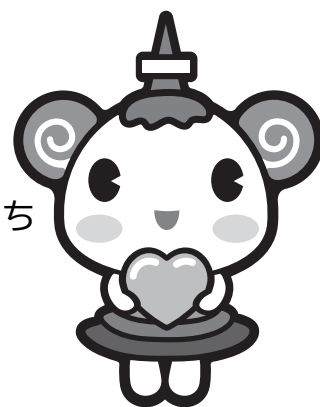
電話 03-6230-0280 FAX 03-6230-0285

E-mail info@minato-cosw.net

港区社会福祉協議会
会員募集中！



助けられたり助けたり、みんながつながるやさしいまち



港社協マスコットキャラクター

み～しゃ